畜産・酪農をめぐる情勢

令和8年10月

農林水産省
畜産局

目　次

【畜産・酪農の概況】

○ 我が国の農業における畜産の地位 ・・・ 3
○ 畜産の都道府県別産出額 ・・・ 4
○ 畜産物の食料自給率 ・・・ 5

【牛乳乳製品関係】

○ 生乳の需給構造 ・・・ 6
○ 最近の生乳の生産・処理状況 ・・・ 7
○ 生乳の用途別仕向量の推移 ・・・ 8
○ 生乳需給の推移 ・・・ 9
○ 乳製品需給の推移 ・・・ 10
○ 総合乳価の推移 ・・・ 11
○ 生産コストと所得の推移 ・・・ 12
○ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移 ・・・ 13
○ 乳用後継牛の確保に向けた取組 ・・・ 14
○ 酪農経営における労働負担の軽減 ・・・ 15
○ 酪農の生産性の向上、省力化の推進 ・・・ 16
○ 畜産・酪農の就農・後継者支援対策 ・・・ 17
○ 畜産・酪農における労働力不足対応（外国人材の活用） ・・・ 18
○ 酪農の経営安定対策の概要 ・・・ 19
○ 改正畜産経営安定法における生乳流通 ・・・ 20

【牛肉関係】

○ 牛肉の需給動向 ・・・ 21
○ 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移 ・・・ 22
○ 肉用子牛価格の推移 ・・・ 23
○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移 ・・・ 24
○ 肉用牛繁殖雌牛の動向 ・・・ 25
○ 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組 ・・・ 26
○ 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進 ・・ 27
○ 肉用子牛対策の全体像 ・・・ 28
○ 肉用子牛対策の概要 ・・・ 29
○ 優良和子牛生産推進緊急支援事業 ・・・ 30
○ 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業 ・・・ 31
○ 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要 ・・・ 32

【豚肉関係】

○ 豚肉の需給動向 ・・・ 33
○ 豚枝肉卸売価格の推移 ・・・ 34
○ 豚飼養戸数・頭数の推移 ・・・ 35
○ 豚の生産能力向上への取組 ・・・ 36
○ 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）概要 ・・ 37

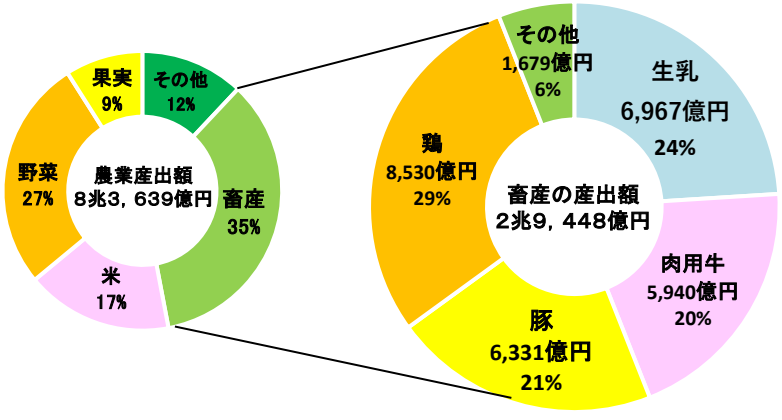
【鶏肉関係】
○ 鶏肉の需給動向 ・・・ 38
○ 鶏肉卸売価格の推移 ・・・ 39
○ 鶏(ブロイラー)の飼養戸数･羽数の推移 ・・・ 40
【鶏卵関係】
○ 鶏卵の需給動向 ・・・ 41
○ 鶏卵卸売価格（標準取引価格）の推移 ・・・ 42
○ 鶏（採卵鶏）の飼養戸数・羽数の推移 ・・・ 43
○ 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 ・・・ 44
【飼料関係】
○ 畜種別の経営と飼料 ・・・ 45
○ 飼料自給率の現状と目標 ・・・ 46
○ 近年の飼料穀物の輸入状況 ・・・ 47
○ 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 ・・・ 48
○ 配合飼料価格安定制度の概要 ・・・ 49
○ 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補塡の実施状況 ・・・ 50
○ 飼料価格変動等による経営コスト増大に対する酪農・肉用牛経営への支援 ・・・ 51
○ 乾牧草の輸入・価格動向 ・・・ 52
○ 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 ・・・ 53
○ (トピックス)青刈りとうもろこしの生産・利用の状況 ・・・ 54
【輸出関係】
○ 畜産物の輸出について ・・・ 55
○ 牛肉の輸出について ・・・ 56
○ 豚肉の輸出について ・・・ 57
○ 鶏肉の輸出について ・・・ 58
○ 鶏卵の輸出について ・・・ 59
○ 牛乳・乳製品の輸出について ・・・ 60
【その他】
○ 持続的な畜産物生産の在り方について ・・・ 61
○ 畜産分野の脱炭素化への取組 ・・・ 65
○ 畜産クラスターの支援状況 ・・・ 71
○ 畜産クラスターの取組事例 ・・・ 72
○ 畜舎特例法について ・・・ 74
○ 畜舎整備に活用可能な事業 ・・・ 75
○ 家畜の導入等に活用可能な事業 ・・・ 76
○ 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 ・・・ 77
○ 国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業 ・・・ 78
○ 畜産におけるＧＡＰの取組について ・・・ 80
○ 畜産農家向けの金融支援策について ・・・ 81
○ 総合的なＴＰＰ等関連政策大綱 ・・・ 82

【畜産･酪農の概況】

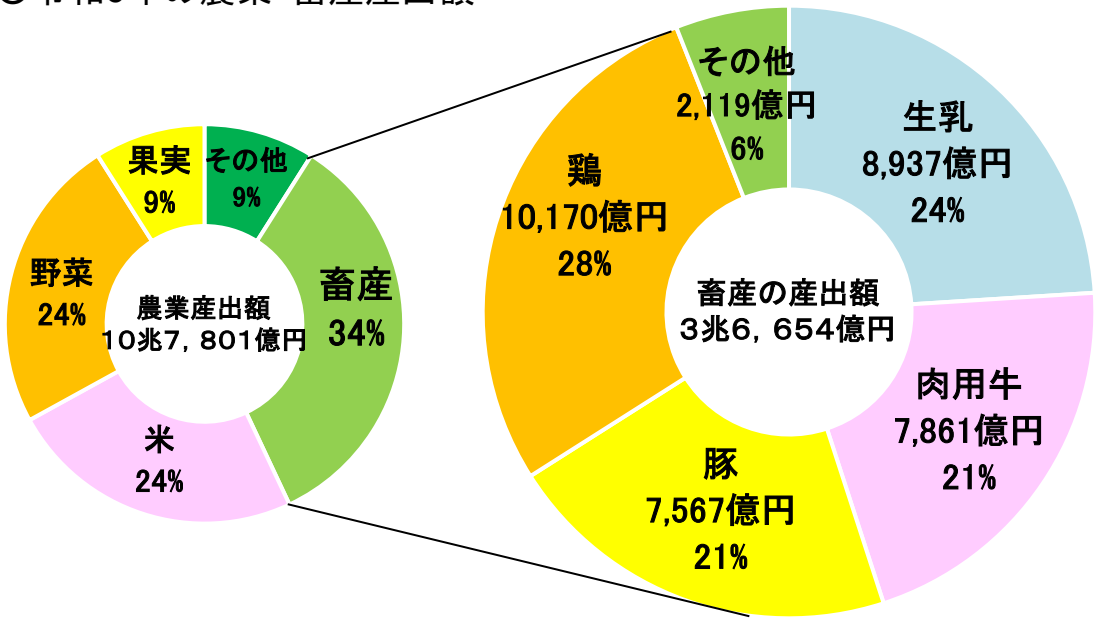
我が国の農業における畜産の地位

- 令和6年の農業産出額は10兆7,801億円。うち畜産は3兆6,654億円となっており、産出額の約34%を占める。
  （畜産の産出額に占める割合： 生乳：24%、肉用牛：21%、豚：21%、鶏：28%）
- 10年前（平成26年）と比べ、畜産の産出額は7,206億円増加。

○平成26年の農業・畜産産出額



○令和6年の農業・畜産産出額



◎平成26年から令和6年の10年間で

農業産出額は129%、

畜産の産出額は124%に増加

資料：農林水産省「令和6年農業総産出額（全国）」

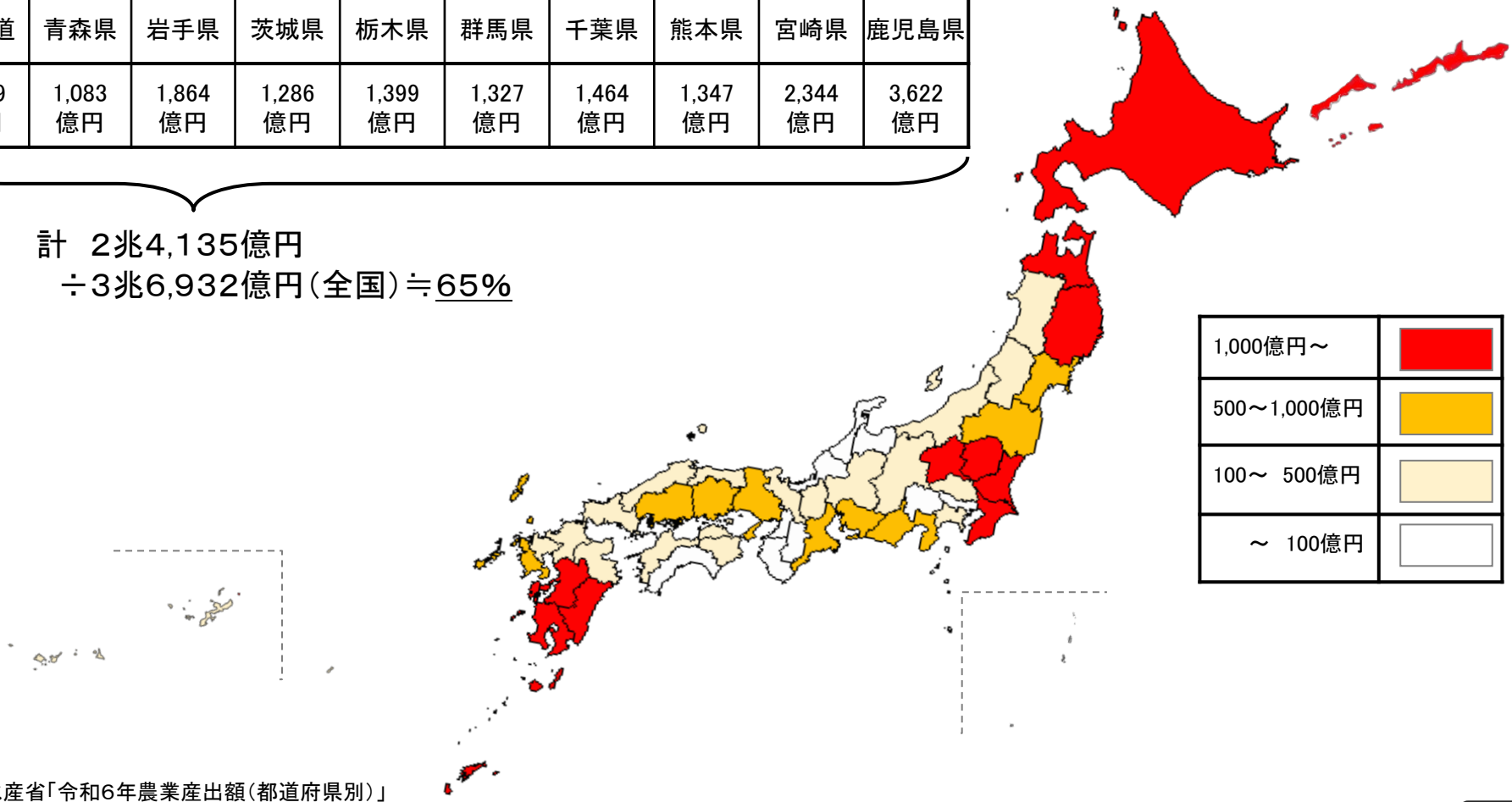
注） 数値については、四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

畜産の都道府県別産出額

畜産の産出額を都道府県別に見ると、上位10道県（北海道、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）で全国の約65%を占める。

北海道	青森県	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
8,399億円	1,083億円	1,864億円	1,286億円	1,399億円	1,327億円	1,464億円	1,347億円	2,344億円	3,622億円

計　2兆4,135億円
÷3兆6,932億円（全国）≒65%

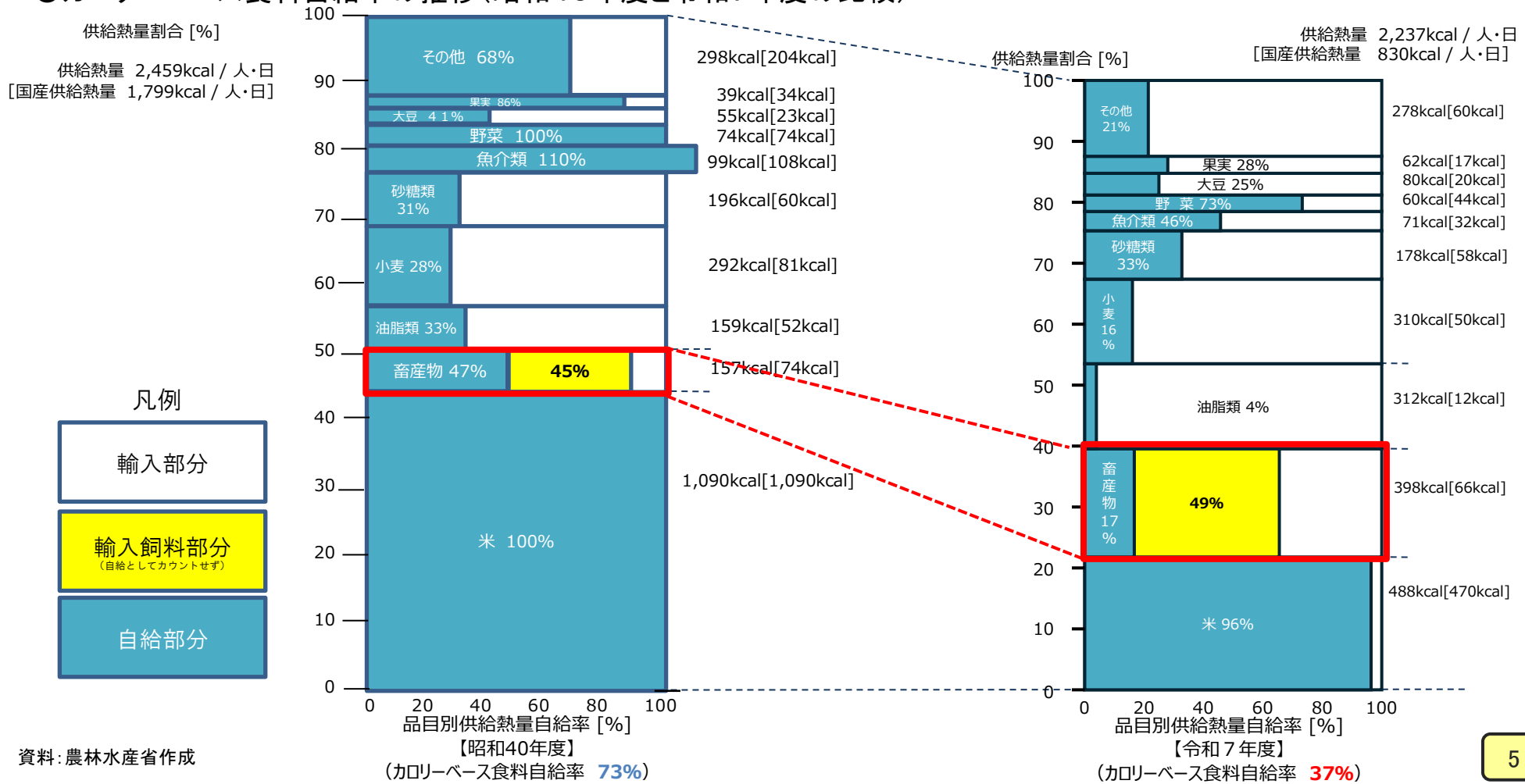


資料：農林水産省「令和6年農業産出額（都道府県別）」
注：都道府県別の全国合計値は中間生産物（子豚等）が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

畜産物の食料自給率

- 昭和40年度と比較すると、食生活の多様化が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

○カロリーベース食料自給率の推移（昭和40年度と令和7年度の比較）



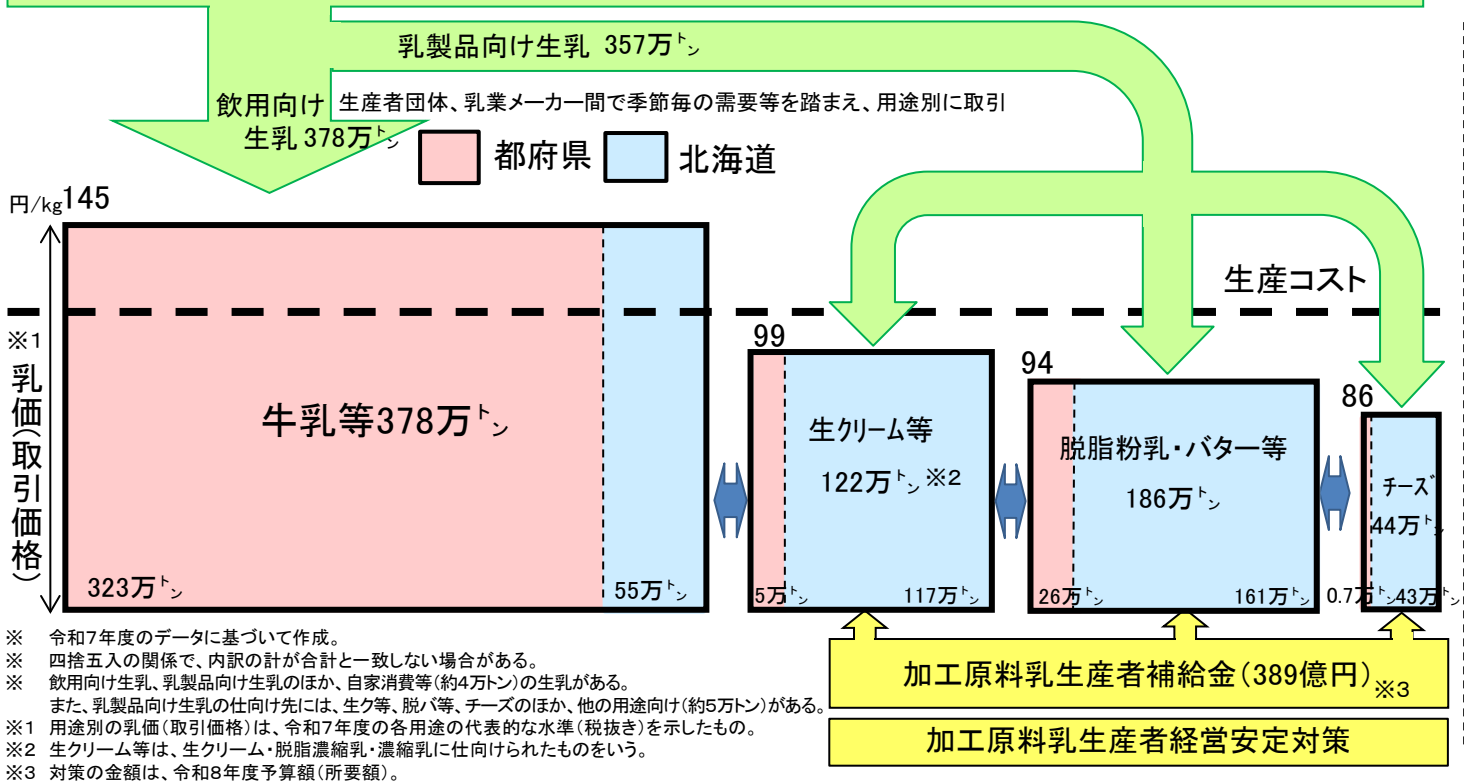
資料：農林水産省作成

【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること（需給調整）が不可欠。
- 飲用向け生乳（都府県中心）は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- 乳製品向け生乳（北海道中心）は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和7年度) 740万トン（北海道430万トン、都府県310万トン）

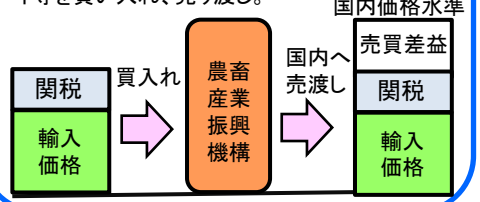


※　令和7年度のデータに基づいて作成。
※　四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
※　飲用向け生乳、乳製品向け生乳のほか、自家消費等（約4万トン）の生乳がある。
　　また、乳製品向け生乳の仕向け先には、生クリ等、脱バ等、チーズのほか、他の用途向け（約5万トン）がある。
※1　用途別の乳価（取引価格）は、令和7年度の各用途の代表的な水準（税抜き）を示したもの。
※2　生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
※3　対策の金額は、令和8年度予算額（所要額）。

輸入乳製品　417万トン

乳製品の国家貿易制度

（独）農畜産業振興機構が、売買同時契約方式（SBS方式）を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買い入れ、売り渡し。



関税割当品目	国家貿易	自由化品目
学校給食用脱脂粉乳等 56.3万トン	バター・脱脂粉乳・ホエイ等 13.8万トン	チーズ 314.5万トン その他 32.1万トン（アイスクリーム等）

※令和7年度のデータに基づいて作成。
※ 輸入数量には飼料用を除く。
※ 生乳換算数量。

最近の生乳の生産・処理状況

- 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和3年度までは増加傾向で推移してきたが、令和4～5年度は需給緩和等を背景に生産者が抑制的な生産に取り組んだこと等から減少。令和6年度は生乳生産抑制の見直し等を受け増加し、令和7年度は、乳用雌牛の2歳以上頭数が減少した一方、一頭あたり乳量が増加したことで、前年度比＋0.3%の増加。
- 令和8年度（4-8月）の北海道の生乳生産量は前年同期比▲0.6%の減少、都府県は▲1.2%の減少、全体で▲0.9%の減少。
- 令和8年度（4-8月）の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同期比▲1.9%の減少、乳製品向けは＋0.3%の増加。
- 令和8年度（4-8月）の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同期比▲2.6%の減少、乳飲料は▲2.2%の減少、はっ酵乳は＋1.6%の増加。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位：万トン、%

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度（4-8月）
生産量	753（▲1.5）	732（▲2.8）	737（＋0.7）	740（＋0.3）	313（▲0.9）
北海道	425（▲1.3）	417（▲1.9）	426（＋2.1）	430（＋0.9）	182（▲0.6）
都府県	328（▲1.7）	315（▲4.0）	311（▲1.3）	310（▲0.6）	130（▲1.2）
牛乳等向け処理量	394（▲1.4）	384（▲2.6）	382（▲0.5）	378（▲1.1）	158（▲1.9）
乳製品向け処理量	354（▲1.5）	344（▲3.0）	351（＋2.0）	357（＋1.9）	153（＋0.3）
うち脱脂粉乳・バター等向け	181（▲3.1）	173（▲4.5）	180（＋4.1）	186（＋3.8）	80（▲0.0）
うちチーズ向け	45（＋3.0）	43（▲4.8）	42（▲0.9）	44（＋2.8）	20（＋5.8）
うち生クリーム等向け	123（▲1.1）	122（▲0.8）	123（＋0.2）	122（▲0.7）	51（▲0.8）

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、（独）農畜産業振興機構「販売生乳数量等（速報）」
※　生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
※　令和7年度及び令和8年度の数値は速報値。

牛乳等の生産量の推移

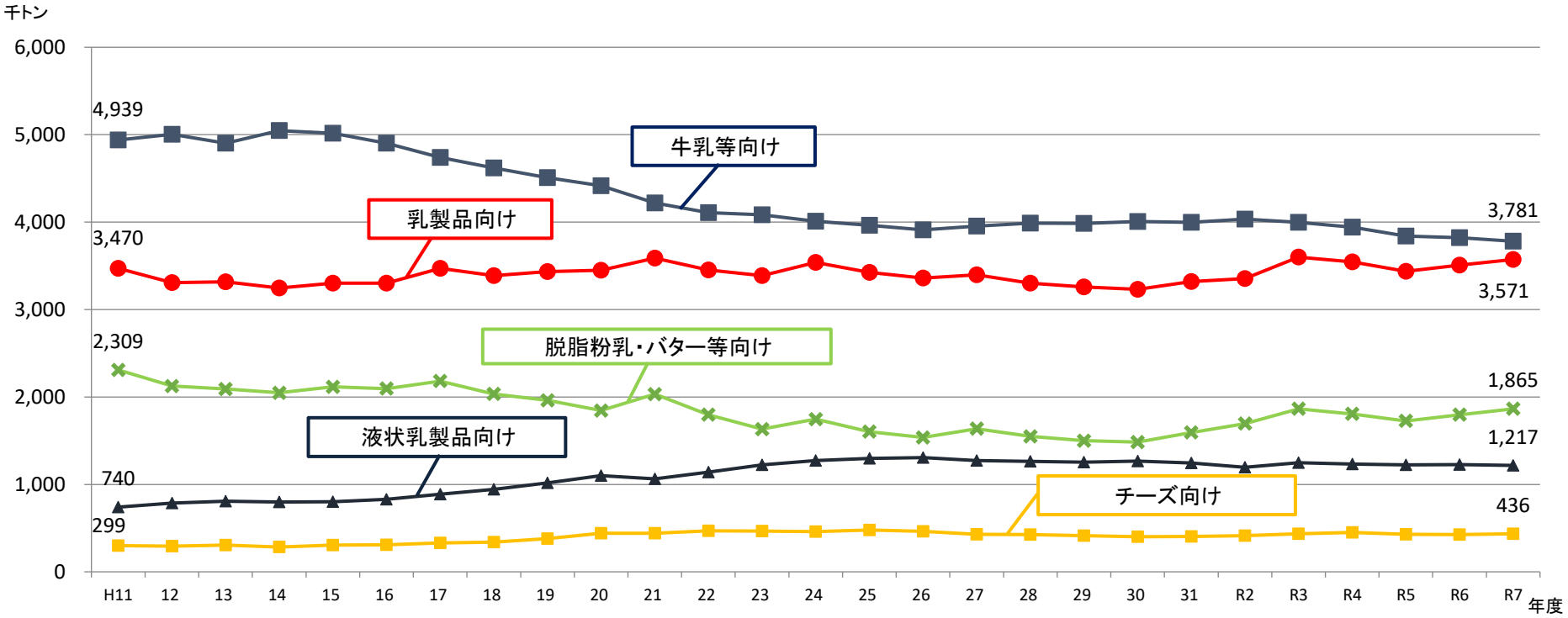
単位：千キロリットル、%

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度（4-8月）
飲用牛乳等	3,535（▲1.2）	3,461（▲ 2.1）	3,433（▲0.8）	3,376（▲1.7）	1,392（▲2.6）
牛乳	3,150（▲1.5）	3,082（▲ 2.1）	3,073（▲0.3）	3,037（▲1.2）	1,263（▲1.8）
加工乳・成分調整牛乳	385（＋0.8）	379（▲ 1.7）	360（▲4.8）	340（▲5.8）	129（▲9.7）
乳飲料	1,076（▲0.8）	1,061（▲ 1.3）	1,005（▲5.3）	978（▲2.7）	427（▲2.2）
はっ酵乳	1,039（▲7.8）	988（▲ 4.8）	1,044（＋5.6）	1,047（＋0.3）	456（＋1.6）

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

生乳の用途別仕向量の推移

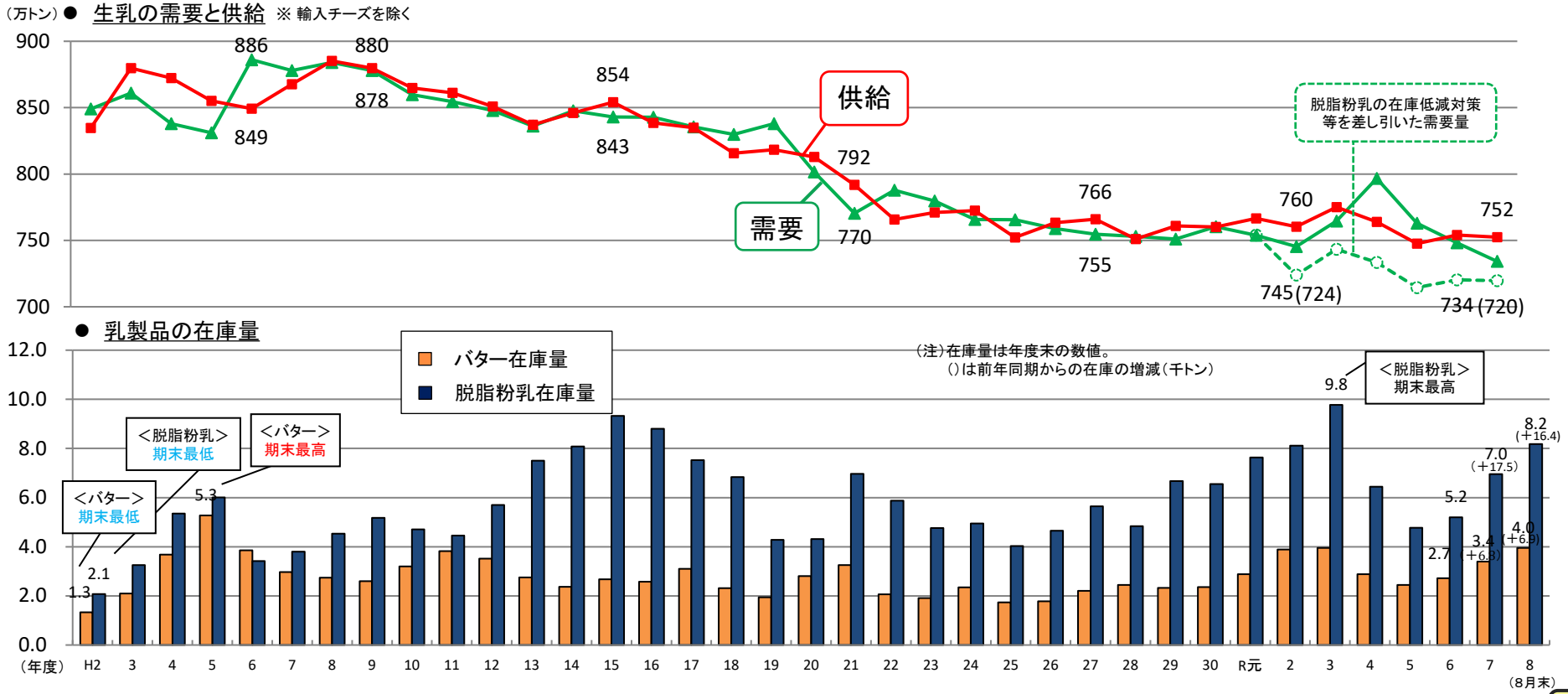
- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移していたが、令和3年度以降は乳価引き上げに伴う牛乳価格の上昇等により減少傾向。
- 乳製品向け処理量は、令和4～5年度は生乳生産量の減少に伴い減少したが、令和6～7年度は生乳生産量の増加及び牛乳等向け処理量の減少に伴い、増加。



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構調べ

生乳需給の推移

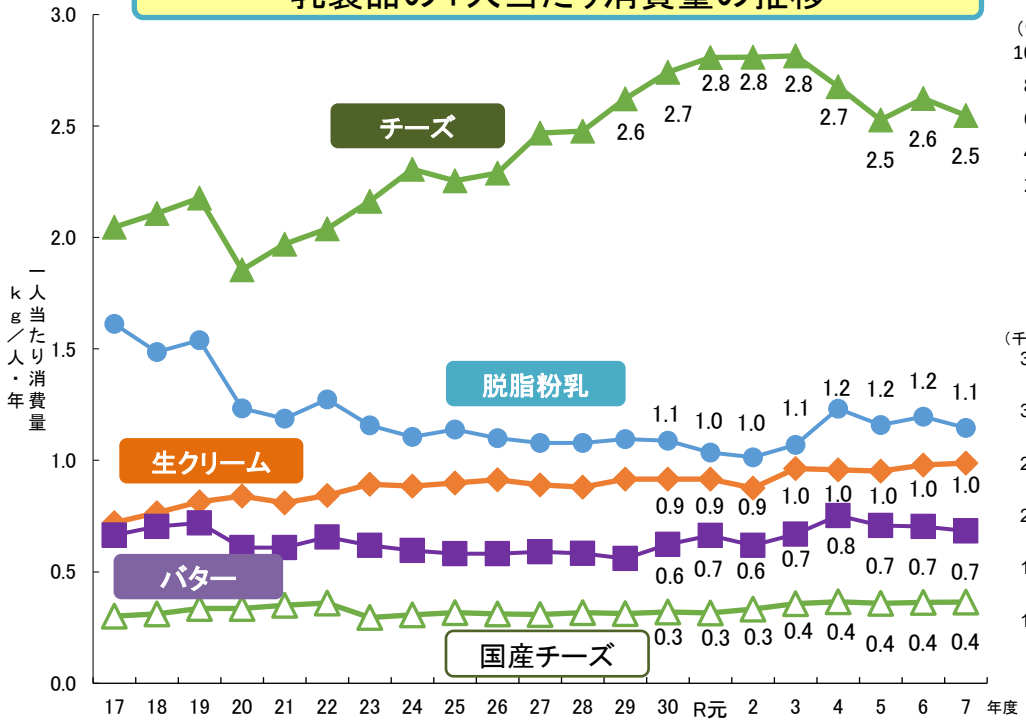
・ 全国で協調した在庫低・ 令和2年度頃からバターの需要が好調である一方、近年、牛乳需要の減少等により、需給ギャップが生じ、脱脂粉乳の在庫の積み上がりが発生。
減対策に取り組んできたものの、需要不足は当面見込まれており、対策を講じなければ在庫が積み上がり続ける状況。



乳製品需給の推移

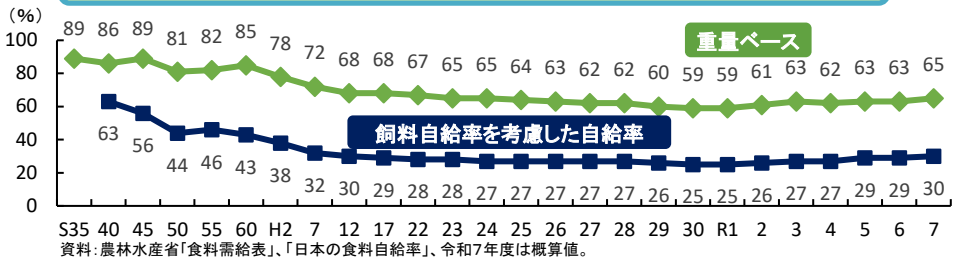
- 乳製品の１人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 令和7年度の牛乳・乳製品の自給率は、国内生乳生産量は増加した一方、チーズ等の輸入量が減少したこと等により、前年度を上回って推移。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度以降は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により、消費量は概ね減少傾向で推移。

乳製品の１人当たり消費量の推移



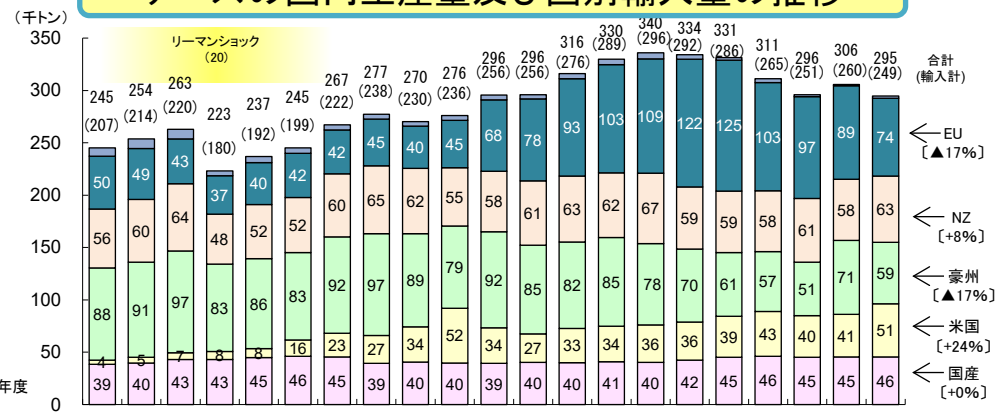
資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計
注1：1人当たり消費量＝（生産量＋輸入量±在庫増減－輸出量）÷各年10月1日時点の総人口
注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計
注3：「チーズ」及び「国産チーズ」の1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。
注4：「チーズ」はナチュラル及びプロセスチーズを、「国産チーズ」は国産ナチュラルチーズを指す。

牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、「日本の食料自給率」、令和7年度は概算値。

チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移

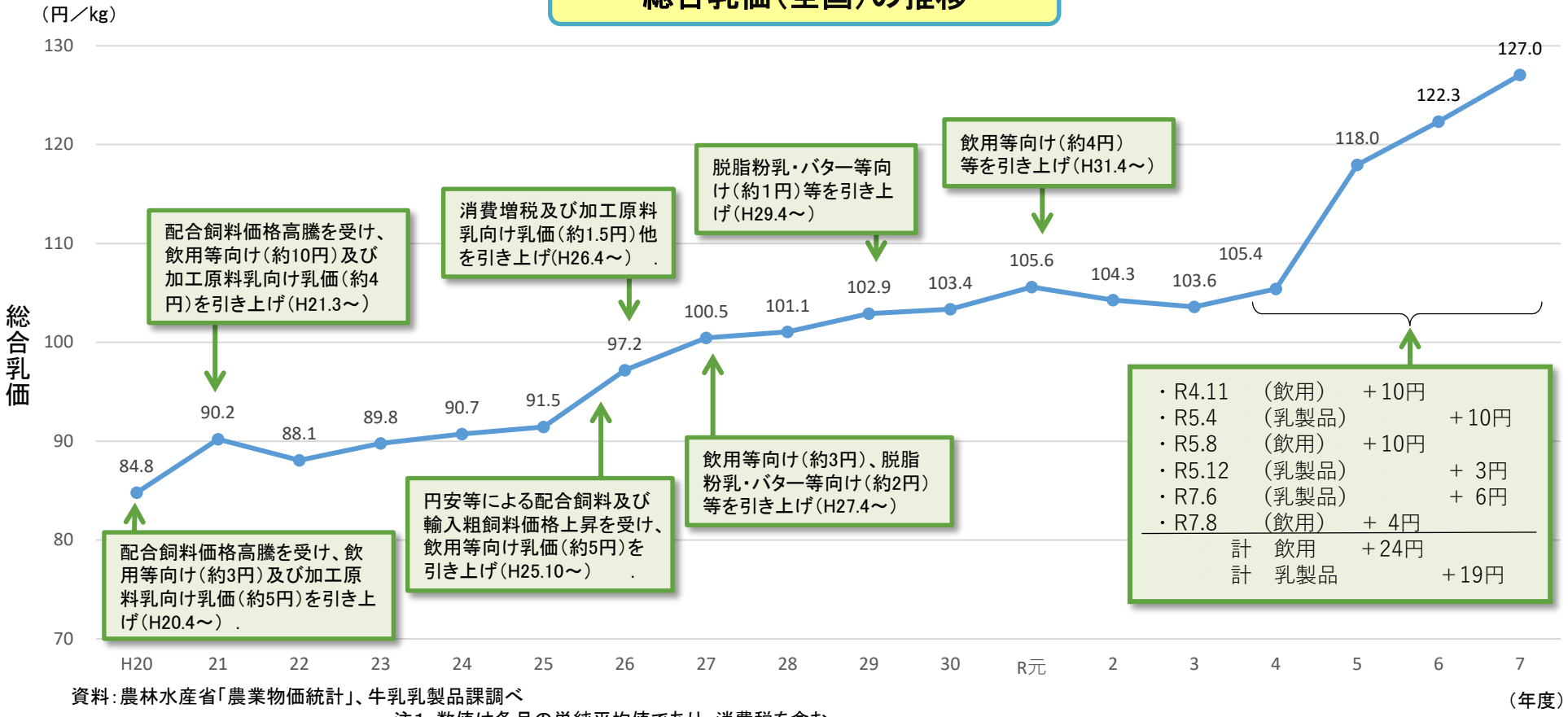


資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」
注：国産は、ナチュラルチーズの生産量（プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む）
輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量
注：英国はR2年2月1日にEUを離脱、R6年12月15日にCPTTPに加盟したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。
注：国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

総合乳価の推移

- 生乳取引価格は、民間の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映し決定。
- 令和4年度からは、生産資材価格等の上昇を受け、生乳取引価格（総合乳価）が累次引き上げ。

総合乳価（全国）の推移



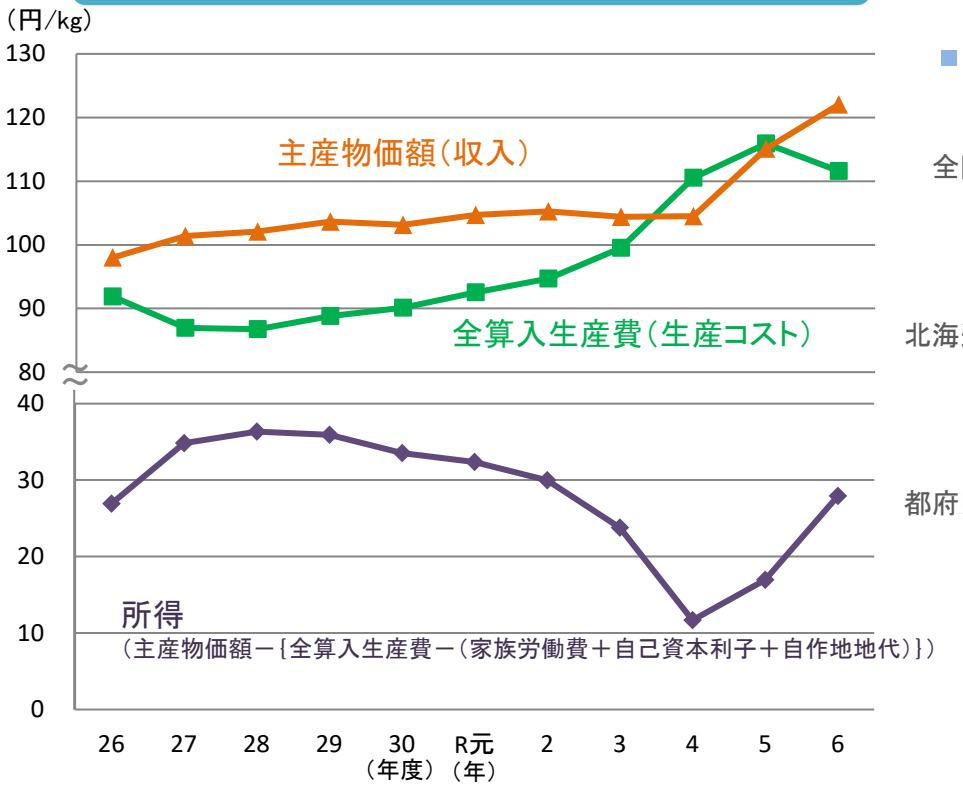
資料：農林水産省「農業物価統計」、牛乳乳製品課調べ
注1：数値は各月の単純平均値であり、消費税を含む。
注2：令和7年度の総合乳価は速報値。

総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

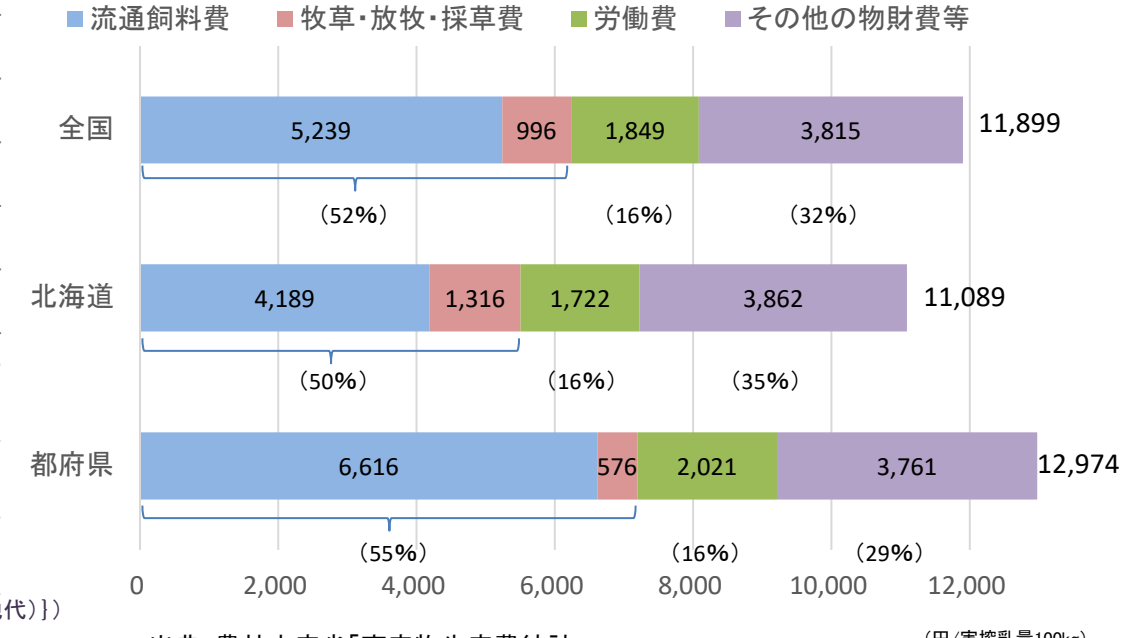
生産コストと所得の推移

- 生乳1kg当たりの生産コスト（全算入生産費）は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年以降は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰等により、増加傾向で推移していたものの、令和6年は配合飼料価格の低下や乳牛償却費の減少等により、前年に比べ減少。
- 生乳1kg当たりの所得は、28年度までは乳価上昇に伴う主産物価額（生乳販売収入）の上昇等により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少傾向で推移。特に令和4年は、生産コストの上昇により、所得が大きく減少。令和5年以降は、令和4年11月以降の段階的な乳価引上げに伴う主産物価額の上昇により、所得は前年に比べ増加。

生乳1kg当たりのコストと所得（全国）



令和6年の生乳生産費（費用合計）



出典：農林水産省「畜産物生産費統計」
注1：消費税含む。
注2：畜産物生産費調査は、平成26～30は年度、令和元以降は年。

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、年率3～5%程度の減少傾向で推移。
- 飼養頭数は、平成30年から増加傾向で推移してきたが、令和5年以降減少。
- 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移。

区　分　／　年		30	31	31参考値 ※注４	令和２ ※注５	3	4	5	6	7	8
乳用牛飼養戸数（千戸）		15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6	11.9	11.3	10.8
（対前年増減率）（%）		(▲4.3)	(▲4.5)	－	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)	(▲5.6)	(▲5.0)	(▲4.4)
うち成畜50頭以上層(千戸)		6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6	5.5	5.4	5.2
戸数シェア（%）		(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)	(46.8)	(48.5)	(49.3)
乳用牛飼養頭数（千頭）		1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356	1,313	1,293	1,286
（対前年増減率）（%）		(0.4)	(0.3)	－	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)	(▲3.2)	(▲1.5)	(▲0.5)
うち 経産牛頭数（千頭）		847	839	841	839	849	862	837	826	820	807
うち 未経産牛（乳用後継牛）頭数（千頭）		481	492	499	513	507	510	519	486	473	479
うち成畜50頭以上層(千頭)		961	962	981	999	1,026	1,057	1,054	1,048	1,046	1,049
頭数シェア（%）※注２		(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)	(80.7)	(81.8)	(82.6)
一戸当たり経産牛頭数（頭）※注３	全国	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3	68.0	70.6	73.9	76.1
	北海道	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1	90.0	93.0	97.4	99.9
	都府県	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1	51.6	53.9	55.8	57.2
経産牛一頭当たり乳量（kg）※注６	全国	8,636	<8,767>※注６		8,806	8,938	8,871	8,809	8,957	9,090	-
	北海道	8,568	<8,945>		8,943	9,066	8,946	8,901	9,087	9,186	-

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値(注6)。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

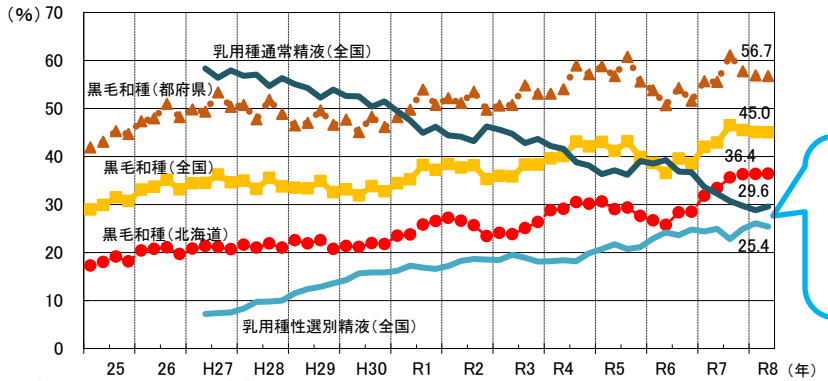
5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6：経産牛一頭当たり乳量は、翌年度に「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出。平成31年＜＞は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

- 性選別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。更に、黒毛和種精液による交配率の上昇もあり、乳用雄子牛の出生頭数は、平成25年度の頭数と比較し10万頭程度減少。
- 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

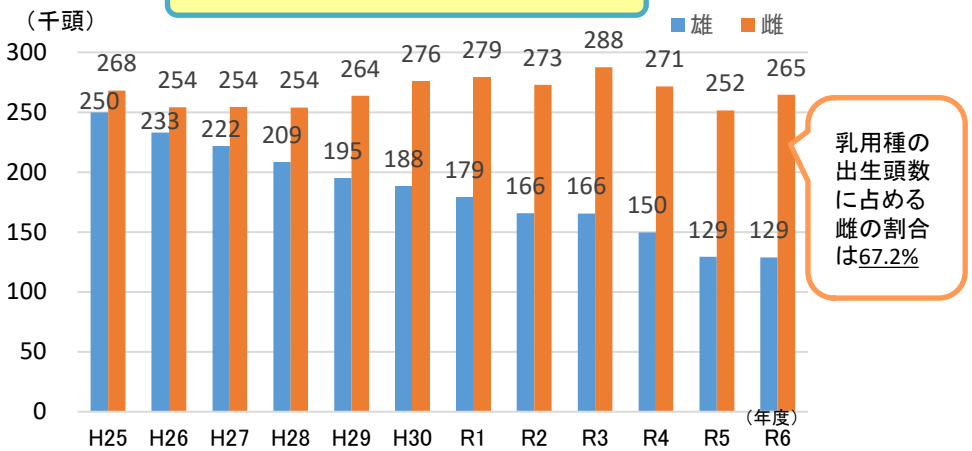
乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況



資料：日本家畜人工授精師協会

乳用種精液による人工授精に占める性選別精液の割合は46.2%

乳用子牛の雌雄別出生頭数



資料：家畜改良センター

乳用種の出生頭数に占める雌の割合は67.2%

性選別精液等と和牛受精卵の活用



乳用牛から生産した子牛



肉用牛から生産した子牛

乳めす | 乳おす | 交雑種 | 酪農家由来 | 和牛

乳用牛性選別精液等の活用
→ **優良後継雌牛の確保**



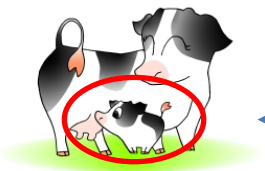
性選別精液・受精卵　計画的な後継雌牛の生産

和牛受精卵の活用
※酪農経営で生産された和子牛：7.4万頭
（令和6年度：和子牛全体の14%）



和牛受精卵　計画的な和子牛の生産

預託育成の推進



粗飼料の豊富な地域への子牛預託



初妊牛



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進
省力化機器の整備（発情発見、給餌等）、運動場の整備（電牧柵等）
【酪農経営支援総合対策事業：R8 ALIC事業】

酪農経営における労働負担の軽減

- 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(令和6年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,223	1,862	1,811	1,874

資料:農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働負担の軽減に向けた取組

(1)飼養管理方式の改善
・つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

(2)機械化
・搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

(3)外部化
・キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

畜産クラスター事業(R7補正(一部基金))

省力化機械の導入等を支援

酪農経営支援総合対策事業(R8ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

酪農ヘルパーの利用拡大(R8ALIC事業)

- 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
  ① 傷病時における経営継続を支援
  →傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
  ② ヘルパー利用組合の強化を支援
  ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間利用日数(1戸あたり)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	23.1	23.6	23.7	24.1	24.0	24.9	25.2

(単位:日)

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	搾乳ロボット	搾乳ユニット自動搬送装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要	自力で搾乳機（約9kg）を移動させるため、労働負担が大きい	毎日一定時間の発情監視が必要（夜間の発情見落とし等の懸念）	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果 Ex：導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減	搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果 Ex：導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex：導入後、分娩間隔419日まで短縮（全国平均432日）	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex；導入後、分娩事故率が大幅に減少（2.2→0.3%）	自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex：導入後、子牛の哺乳に係る労働時 間が80%低減。

畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

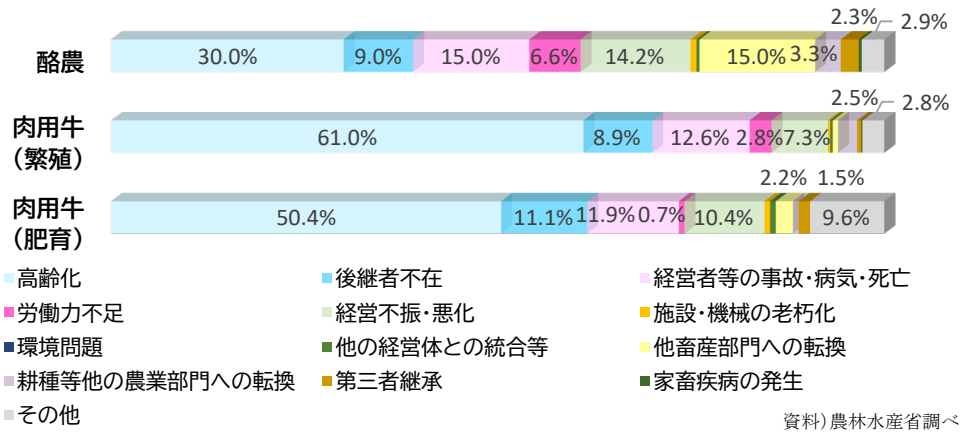
経営離脱・新規就農状況（R7）

			R3	R4	R5	R6	R7
酪農	全国	離脱者数	472	794	700	567	513
		新規就農者数	94	56	95	79	81
		（うち新規参入者）	(40)	(22)	(42)	(36)	(41)
	うち北海道	離脱者数	151	243	249	220	197
		新規就農者数	53	35	59	40	55
		（うち新規参入者）	(26)	(17)	(33)	(19)	(33)
肉用牛	全国	離脱者数	1,487	1,644	2,016	2,323	2,035
		新規就農者数	223	156	162	118	116
		（うち新規参入者）	(69)	(84)	(64)	(65)	(60)
	うち九州・沖縄	離脱者数	809	823	1026	1,256	1,032
		新規就農者数	156	93	93	64	69
		（うち新規参入者）	(43)	(45)	(31)	(31)	(39)

「離脱者」：畜産経営を離脱した個人及び法人の経営者（他畜種への転換や第三者継承によるものを含む）
「新規就農者」：新規参入者およびUターン就農者
「新規参入者」：畜舎・農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者
「Uターン就農者」：畜産経営者の世帯員であり、他産業従事後に経営に参加又は経営を継承した者

資料）農林水産省調べ

離脱要因（R7）



資料）農林水産省調べ

【R7補正】畜産クラスター事業　（所要額）534億円の内数

・新規就農者に対し、施設整備や家畜導入に要する経費、経営資源の継承手続きに要する経費を支援。

【R8当初】新規就農者育成総合対策　104億円

・経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
・就農に向けた研修資金、経営開始資金を交付。

【R8当初】雇用就農資金　28億円

・雇用就農の促進のための資金を交付。
・就農希望者が農業にチャレンジしやすくするトライアル雇用就農の推進を支援。

【R8当初】青年等就農資金　融資枠 180億円

・認定新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援。

【R8 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業　48億円

・担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
・酪農ヘルパーの人員確保や育成、待遇の改善等を支援。

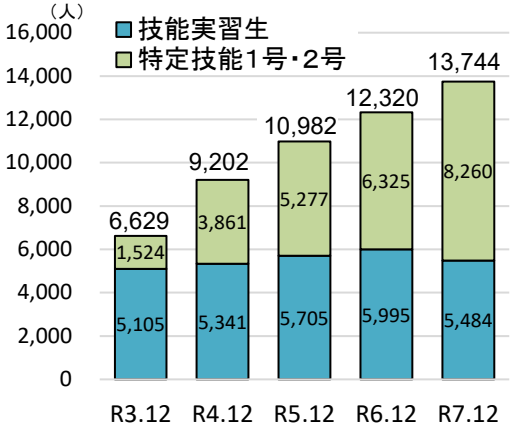
【R7補正】【R8当初】地域農業構造転換支援対策　158億円の内数

・地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。
・新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援
・担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援。

畜産における労働力不足対応（外国人材の活用）

〇技能実習生及び特定技能外国人数は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用も進展。
〇入管法等の改正（R6.6）に伴い、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設（R9施行予定）。
〇外国人材の定着・活躍には、待遇や仕事面だけでなく、生活面の支援や地域の理解醸成等の環境整備が重要。

畜産分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



国籍・都道府県別 特定技能外国人数 ベスト3（畜産分野・R7年末時点）

インドネシア	3,231人
ベトナム	2,613人
フィリピン	837人

ほか

北海道	2,217人
茨城県	624人
千葉県	622人

ほか

資料：出入国在留管理庁「職種・作業別　在留資格「技能実習」に係る在留者数」、「特定技能在留外国人数」

【優良事例】株式会社メイプル牧場（酪農・肉牛一貫、島根県）

＜経営の概況＞
肉用牛　330頭（うち繁殖雌牛200頭弱）
乳用牛　1,600頭（搾乳1,100頭）
職員　日本人28名、外国人18名

＜受入れのための取組＞
・常に登録支援機関に相談できる体制（SNS）
・通訳を介した、毎月の個人面談
・家具・家電、Wi-fi等完備の宿舎を整備。
・日本人と区別をしないキャリアアップ
・地域の行事にも積極的に参加。


外国人材（ベトナム）


敷地内の宿舎

資料：農業分野における特定技能外国人受入れ優良事例集を基に作成

現行制度と育成就労制度の比較

	技能実習制度（現行）	育成就労制度（R9～）
目的	技能移転による国際貢献	人手不足分野における人材確保と人材育成
在留期間	1号：1年 2号及び3号：2年 （実習終了後は原則帰国）	3年 →特定技能1号水準の人材を育成。 特定技能への移行により、長期間産業を支える人材を確保。
従事可能業務	・酪農 ・養豚 ・採卵鶏	・酪農、肉用牛 ・養豚 ・採卵鶏、肉用鶏

特定技能制度の概要

	特定技能1号	特定技能2号
目的	人手不足分野における人材確保	
技能水準	相当程度の知識・経験 （即戦力となる人材）	熟練した技能 （高度な技術的・専門的判断が可能な人材） （監督者として業務を統括できる人材）
通算在留期間	5年 （3年を超えない範囲で更新が必要）	上限なし （定期的に更新が必要） ※条件を満たせば家族の帯同も可能
従事可能業務	畜産農業全般	

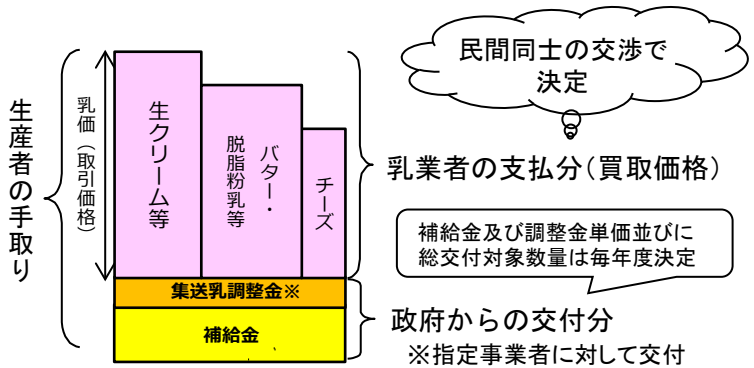
酪農の経営安定対策の概要

・ 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
・ 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

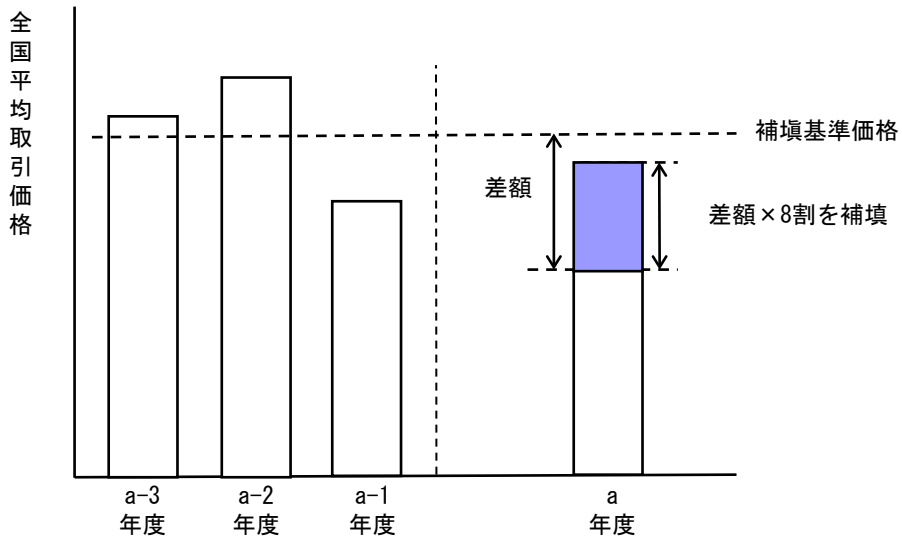
加工原料乳生産者補給金制度

令和8年度

加工原料乳生産者補給金単価	9.11円/kg	12.03円/kg
集送乳調整金単価	2.83円/kg	
[関連対策	0.09円/kg]	
総交付対象数量	325万トン	350万トン
[関連対策	25万トン]	

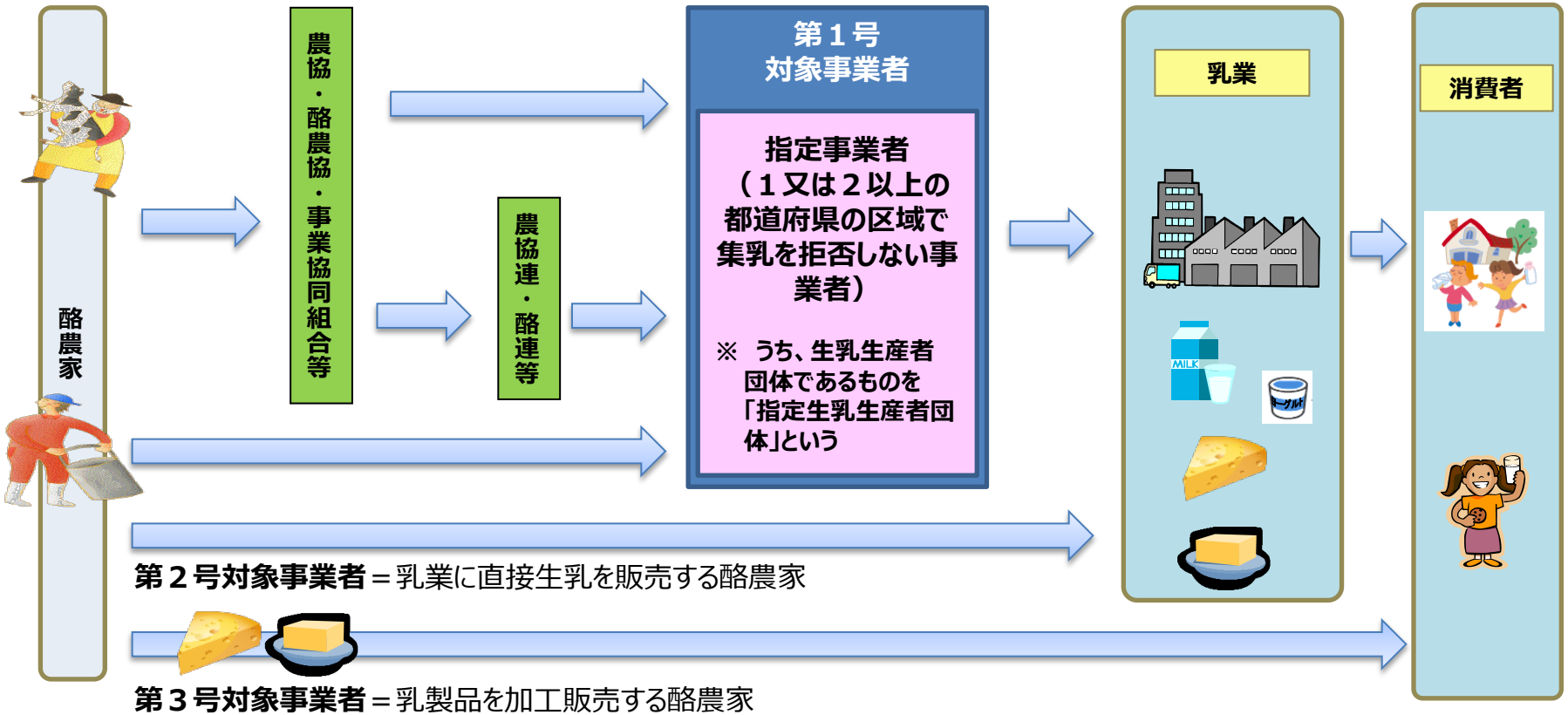


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第１号対象事業者＝生乳を集めて乳業に販売する事業者



第２号対象事業者＝乳業に直接生乳を販売する酪農家

第３号対象事業者＝乳製品を加工販売する酪農家

○ **対象事業者（第１～３号）は**、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。

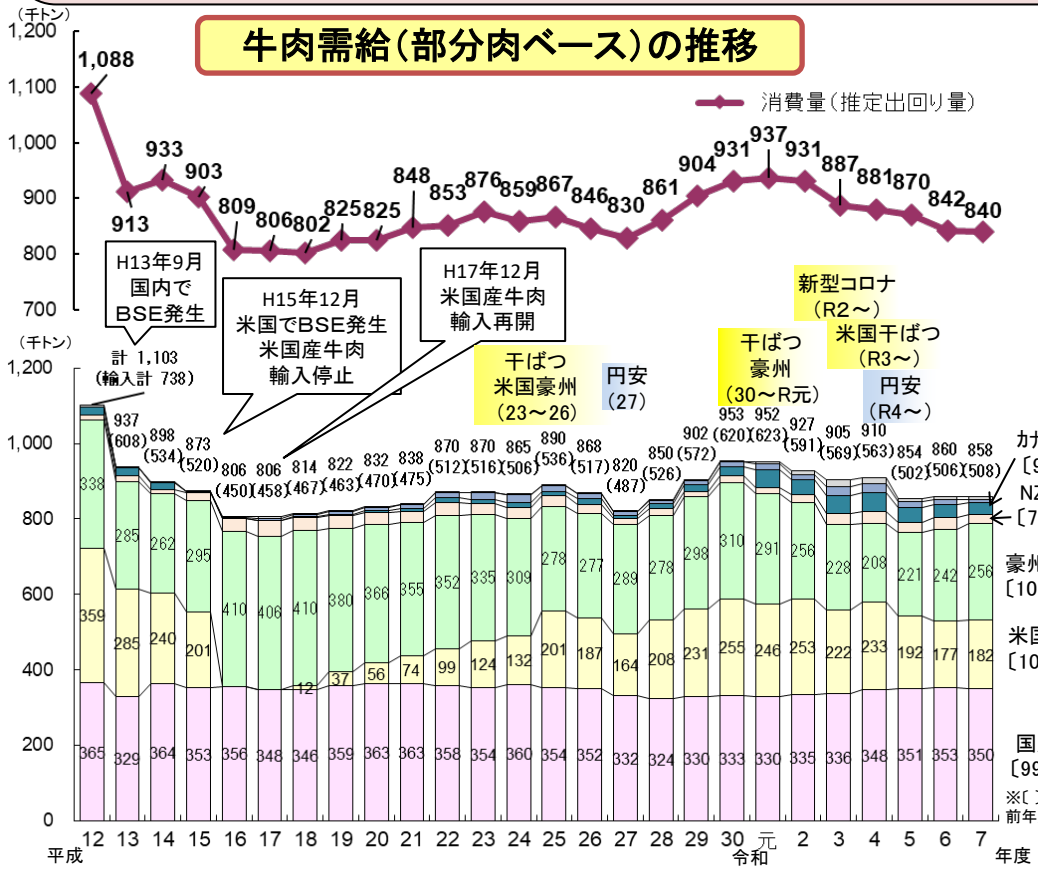
○ 第１号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は**「指定事業者」として指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉関係】

牛肉の需給動向

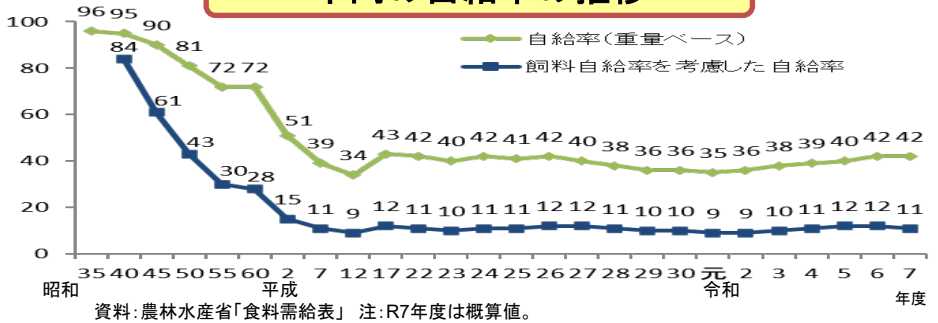
- 牛肉の消費量は、好景気等を背景に外食を中心に拡大し、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復したが、牛肉の輸入価格の上昇等による輸入量の減少により、令和2年度以降6年連続で減少。令和7年度では、物価の上昇に伴う牛肉需要の低迷、現地価格の上昇や為替の円安傾向等の影響により、84万トン。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向だが、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和7年度は、全体では35万トン。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで42%。

牛肉需給（部分肉ベース）の推移



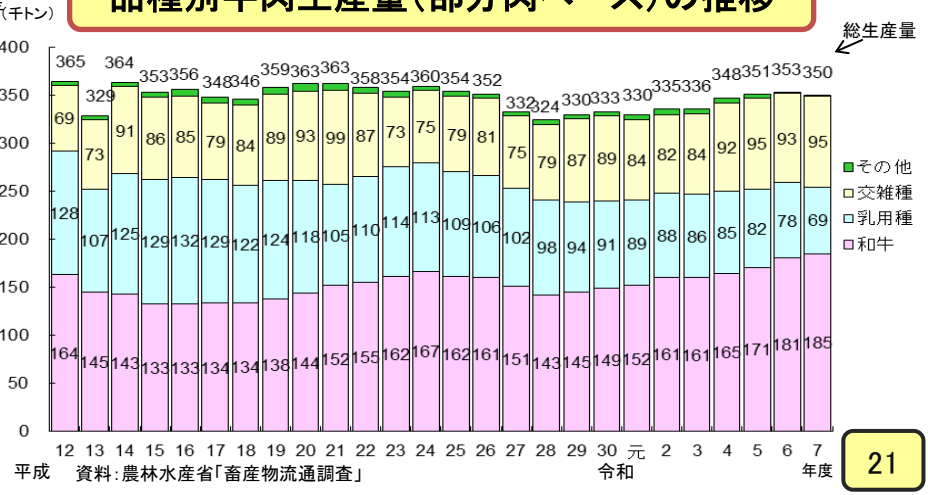
資料：農林水産省「畜産物流通調査」 財務省「貿易統計」（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量+輸入量+前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

牛肉の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」 注：R7年度は概算値。

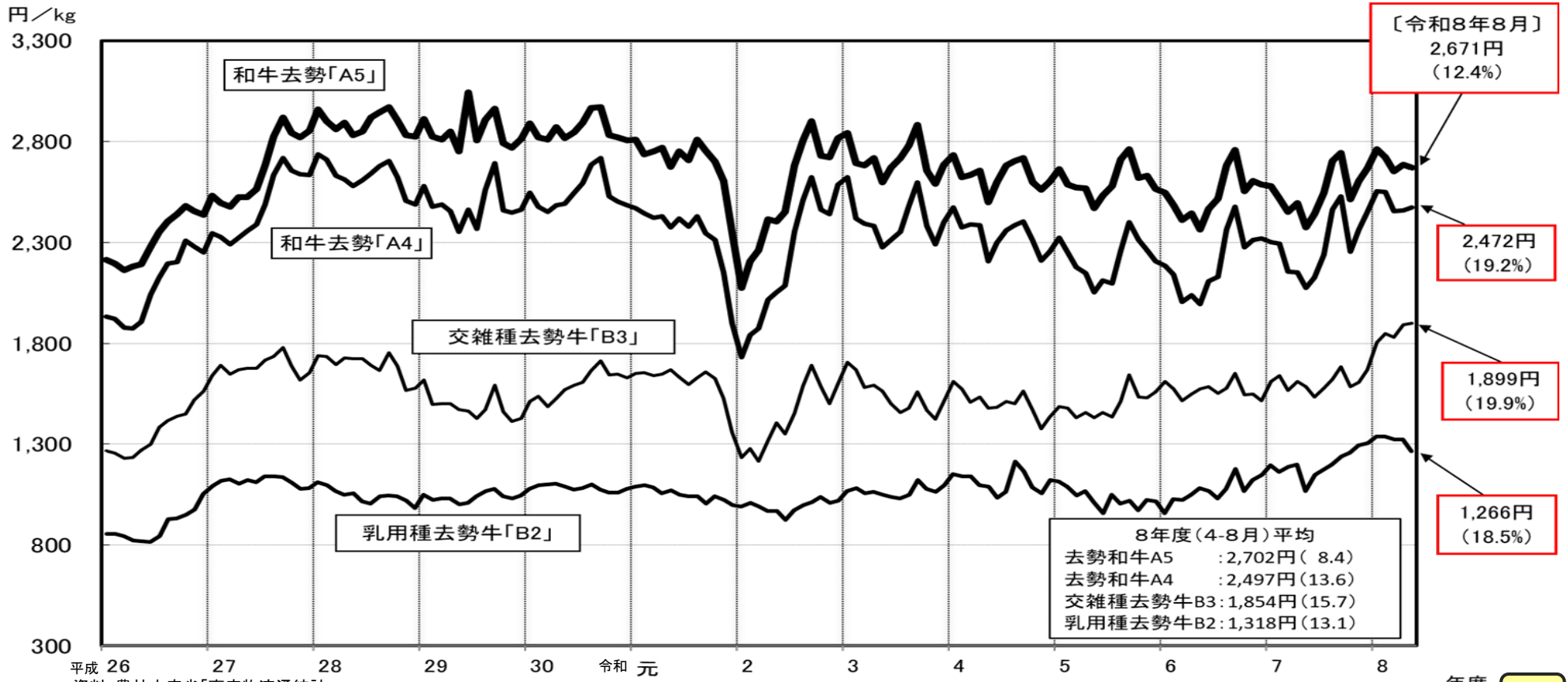
品種別牛肉生産量（部分肉ベース）の推移



資料：農林水産省「畜産物流通調査」

牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移

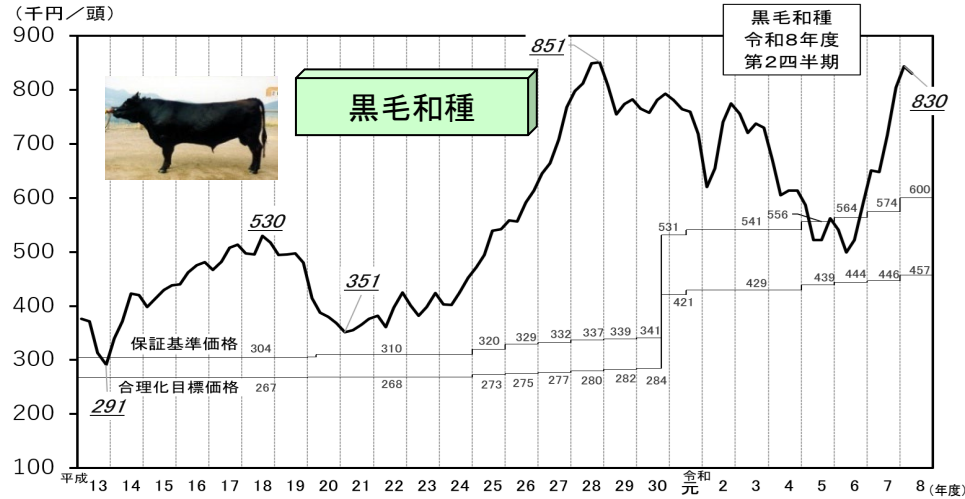
- 和牛の価格は、令和元年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下したが、令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月には、コロナ前（R元年.11月）を上回る水準まで回復。
- 令和3年度は、断続的なコロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等の低迷により、コロナ前（R元年1～12月）を下回って推移。
- 令和4年度及び5年度は、物価の上昇に伴う牛肉需要の低迷等の影響もあり、前年を下回って推移。
- 令和6年度は、年度全体では前年を下回って推移したが、後半にかけて比較的値ごろな4等級等では前年を上回る水準で推移。
- 令和7年度及び令和8年度は、5等級も前年を上回る水準で推移。

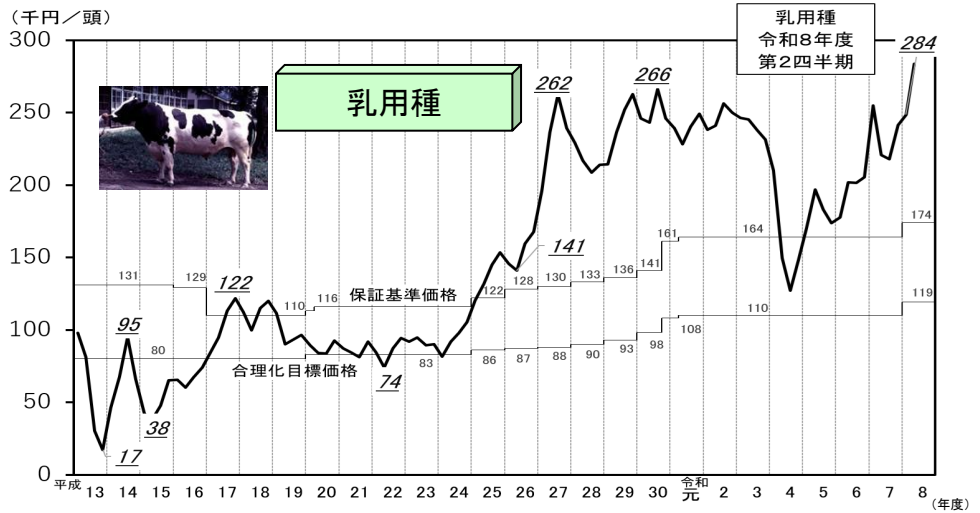


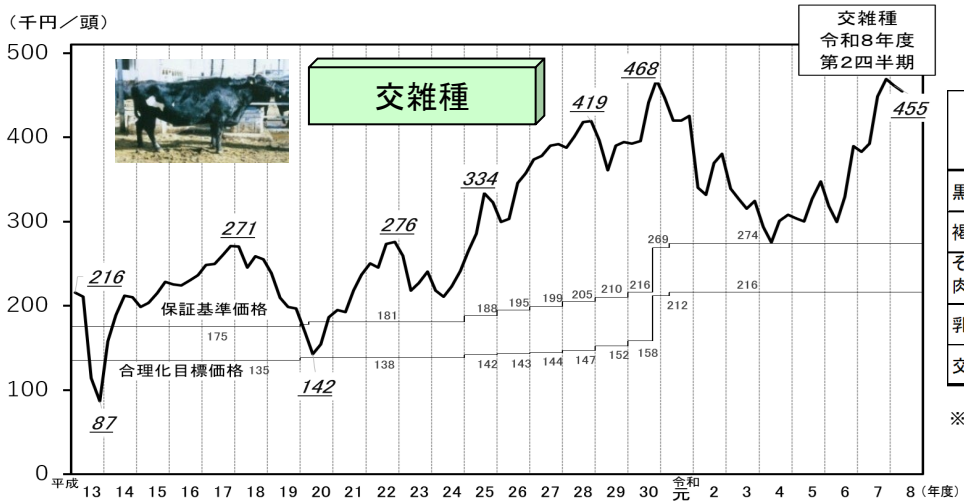
資料：農林水産省「畜産物流通統計」
注：（）内は前年度同期比。

肉用子牛価格の推移

- 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下とその後の回復に伴い、子牛価格も上下したが、令和4年5月以降、再び下落。令和7年度以降は子牛生産頭数の減少に伴い上昇し、直近の令和8年度第2四半期は、3品種とも保証基準価格を上回って推移。







令和5～8年度補給金単価（単位：千円／頭）

品種	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
黒毛和種	0	34.40	33.50	0	22.60	65.10	42.10	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	90.51				49.90				0					
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年（4月～3月）としている。

肉用牛飼養戸数･頭数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和６年以降減少。
- 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和６年以降減少。

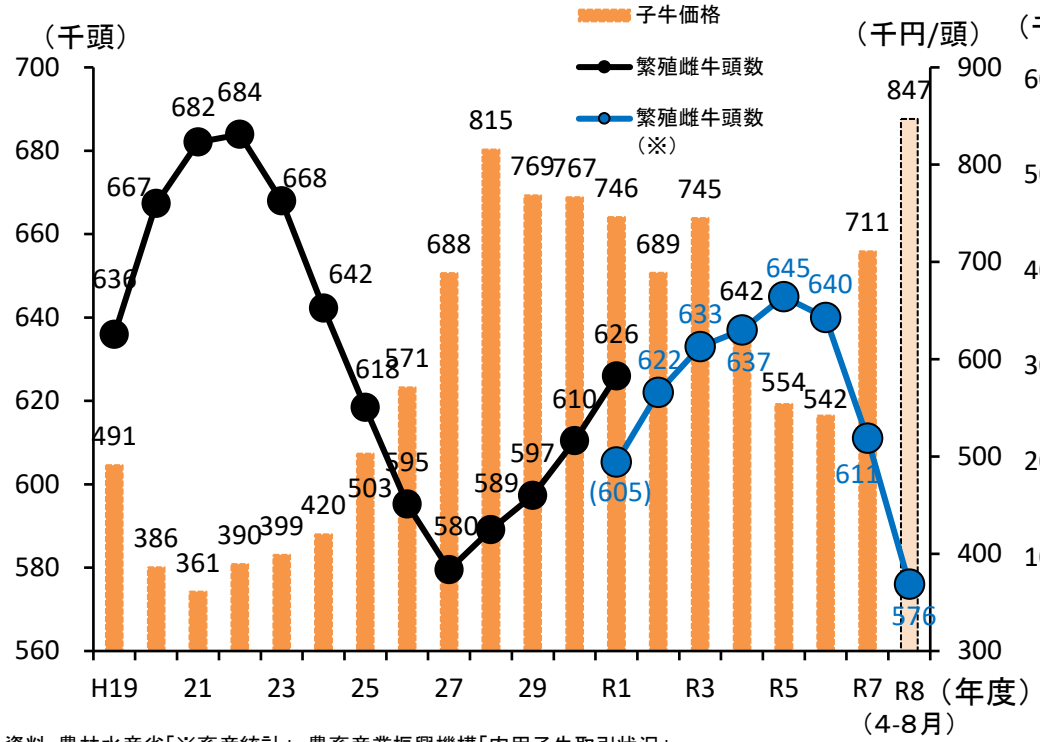
区　分　／　年		30	31	31参考値 ※注３	令和２ ※注４	3	4	5	6	7	8
肉用牛	戸数（千戸）	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6	36.5	34.0	31.8
	(対前年増減率)(%)	(▲3.6)	(▲4.1)	－	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)	(▲5.4)	(▲6.8)	(▲6.5)
	頭数（千頭）	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672	2,595	2,473
	(対前年増減率)(%)	(0.6)	(▲0.4)	－	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)	(▲0.6)	(▲2.9)	(▲4.7)
	１戸当たり(頭)	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	76.3	77.8
うち繁殖雌牛	戸数（千戸）	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8	29.4	27.2
	頭数（千頭）	610	626	605	622	633	637	645	640	611	576
	１戸当たり(頭)	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1	20.8	21.2
うち肥育牛※注２	戸数（千戸）	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6	9.5	9.4
	頭数（千頭）	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617	1,577	1,515
	１戸当たり(頭)	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7	166.0	162.0

資料：農林水産省「畜産統計」（各年２月１日現在）
注１：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。
　２：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。
　３：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。
　４：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用牛繁殖雌牛の動向

・肉用牛繁殖雌牛の頭数は、平成28年以降、増加して推移したものの、令和6年に減少に転じ、令和8年は58万頭。
・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合は、令和3年度以降低下してきたが、令和7年度は26%で下げ幅は縮小。

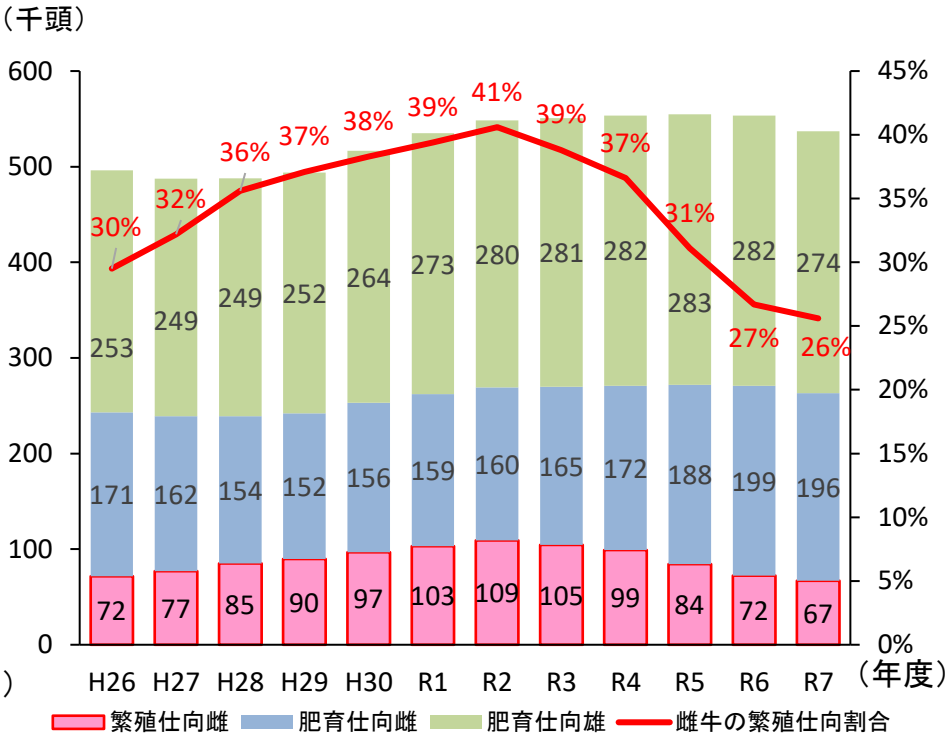
繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
※R2年より統計手法が変更された。（R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記）

注　：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。
子牛価格は、黒毛和種（雄、雌）の年度平均価格。

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移（推計）

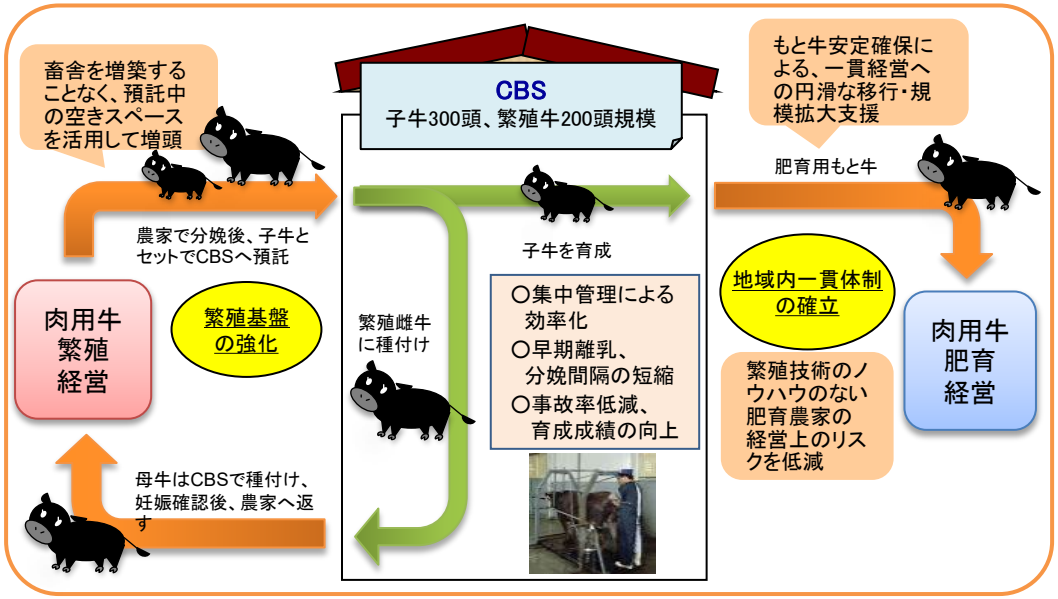


注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS（キャトルブリーディングステーション）やCS（キャトルステーション）の整備等を支援。
- 高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛へ更新を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



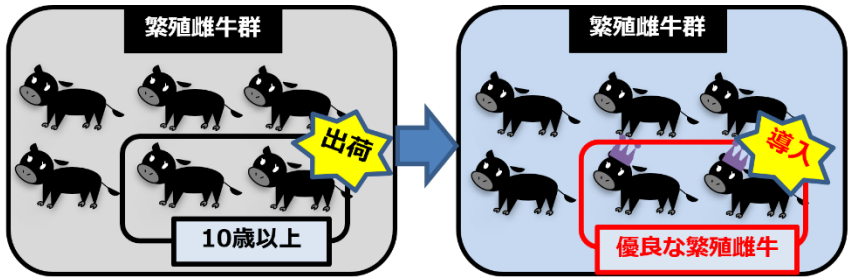
取組の効果

- ○ 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- ○ 集中管理による地域分娩回転率の向上
- ○ 地域内一貫体制の確立
- ○ 繁殖障害牛の有効活用

優良な繁殖雌牛への更新支援

○ 高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



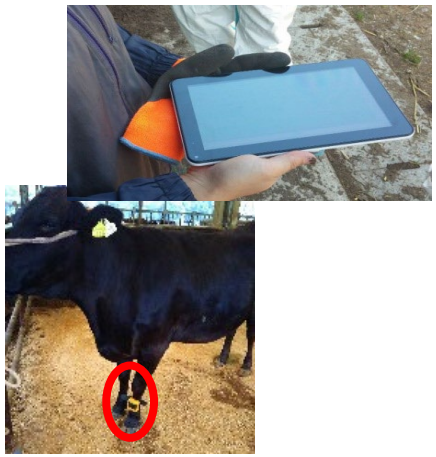
取組の効果

- ○ 繁殖雌牛群の能力向上
- ○ 肉質や増体に優れた子牛生産による販売価格の上昇

ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要（夜間の発情見落とし等の懸念）	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex：導入後、分娩間隔349日まで短縮（全国平均405日）	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex；導入後、分娩事故率が大幅に減少（2.2%→0.3%）	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex：導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の全体像（令和8年度）

○ **肉用子牛生産者補給金**は、全国の平均売買価格が**保証基準価格（黒毛和種は60.0万円）を下回った場合に、その差額の10/10を国が交付**。
○ **優良和子牛生産推進緊急支援事業**は、ブロック別平均売買価格が**発動基準（黒毛和種は最大62万円）**を下回った場合に、取組に応じて**最大2万円/頭**を定額で交付。
○ **和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業（緊急特別対策）**は、和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格が**発動基準（黒毛和種は最大62万円）**を下回った場合に、取組に応じて**1万円/頭（離島等は5万円/頭）**を定額で交付。

62万円（黒毛）

臨時対策

【発動基準・発動額】（R8.4~R9.3）

品種区分	発動基準	発動基準
黒毛和種	６２万円未満	６１万円未満
必要取組数	２つ	３つ
奨励金単価	1万円/頭	２万円/頭
褐毛和種	５７万円未満	５６万円未満
その他肉専	３７万円未満	３６万円未満

【飼養管理向上の取組】

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底	・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

＋

緊急特別対策

【発動基準・発動額、取組】（R8.4~R9.3）

品種区分※1	発動基準	発動額	
		離島等以外	離島等※2
黒毛和種	６２万円	１万円	５万円
褐毛和種	５７万円		
その他肉専	３７万円		
必要取組	各和子牛産地※3で下の内容を含む基盤強化計画を作成。 下の取組のいずれか１つを行う生産者に対し、奨励金を交付。 ①　地域内自給飼料の生産・利用 ②　早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③　需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）		

※1　自家保留牛も対象
※2　「離島等」は、離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡
※3　都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

子牛補給金

60.0万円

保証基準価格

10/10

全国平均売買価格

【平均売買価格は四半期毎（その他肉専は年度毎）に算定】

肉用子牛対策の概要

・ 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）。

肉用子牛生産者補給金制度

・ 肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと）が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付

・ さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格（令和8年度）（単位：千円/頭）

	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	600	547	348	174	274
合理化目標価格	457	417	265	119	216

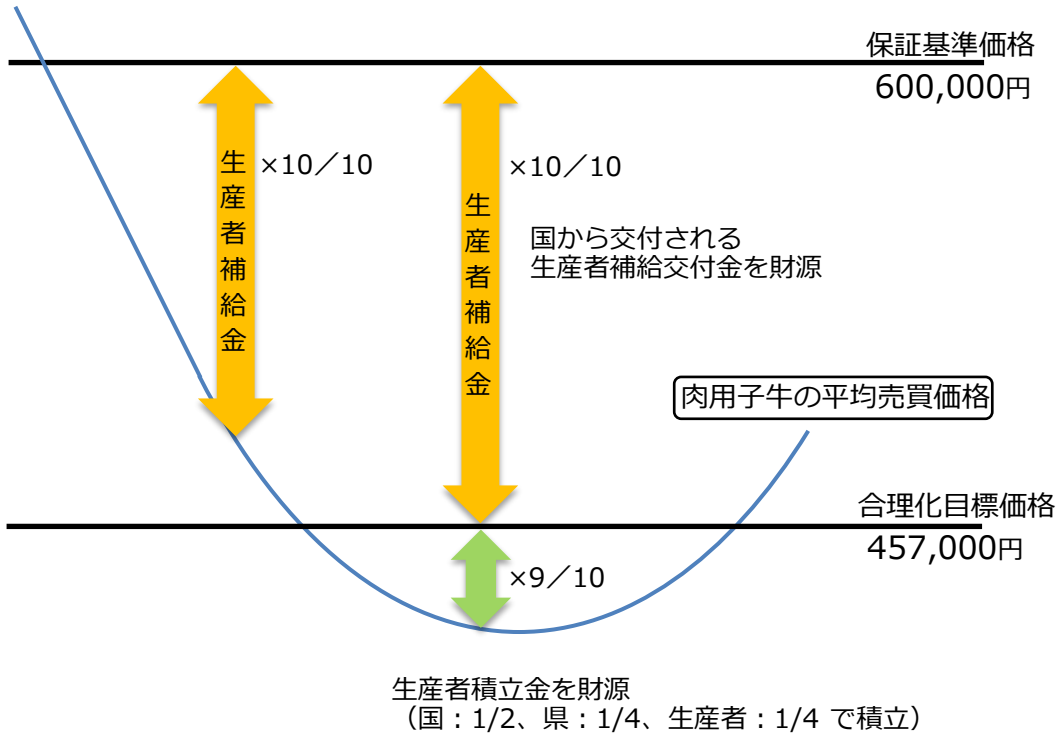
［生産者積立金］

・ 負担割合　国：1／2、県：1／4、生産者：1／4

・ 1頭当たりの生産者積立金（うち生産者負担金）

黒毛和種：1,600円/頭（400円/頭）
褐毛和種：6,000円/頭（1,500円/頭）
その他肉専用種：20,000円/頭（5,000円/頭）
乳用種：5,000円/頭（1,250円/頭）
交雑種：2,400円/頭（600円/頭）

【黒毛和種の場合】



≪R8年度所要額：662億円≫

優良和子牛生産推進緊急支援事業（令和8年度）

1　事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

2　事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

発動基準（税込）	黒毛和種	６２万円	６１万円
	褐毛和種	５７万円	５６万円
	その他の肉専用種	３７万円	３６万円
必要取組数		２つ	３つ
奨励金単価		１万円/頭	２万円/頭

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均＋2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

＜飼養管理向上のための取組メニュー＞

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善　・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策　・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底	・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

3　事業実施主体　都道府県団体、民間団体

4　実施期間　令和８年４月から令和９年３月まで

5　令和８年度の発動実績

	黒毛和種					褐毛和種	その他の肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	兵庫県	九州・沖縄		
令和8年4月～6月	－	－	－	－	－	－	
令和8年7月～9月	－	－	－	－	－	－	

和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業（令和8年度）

1　事業の目的

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。

2　事業の内容

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格※1、2、3が、発動基準（下表）を下回った場合に、優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニュー（下表）のうち１つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金１万円/頭（離島等※4は５万円/頭）を交付する。

品種区分	発動基準	取組メニュー	発動額	
			離島等以外	離島等
黒毛和種	62万円	① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産	1万円	5万円
褐毛和種	57万円			
その他肉専用種	37万円			

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値 70（平均＋2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※4：「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

3　事業実施主体　都道府県団体、民間団体

4　実施期間　　令和８年４月から令和９年３月まで

5　令和８年度の発動実績

	黒毛和種					褐毛和種	その他の肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	兵庫県	九州・沖縄		
令和8年4月～6月	－	－	－	－	－	－	
令和8年7月～9月	－	－	－	－	－	－	

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

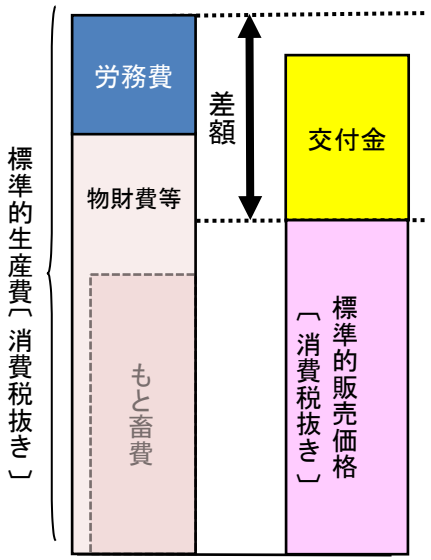
・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》
①負担割合　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １
②補塡割合　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年10月支払分：８月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価（概算払）
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価（概算払）
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県 ☆	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	153,551
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価（概算払）
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	－

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

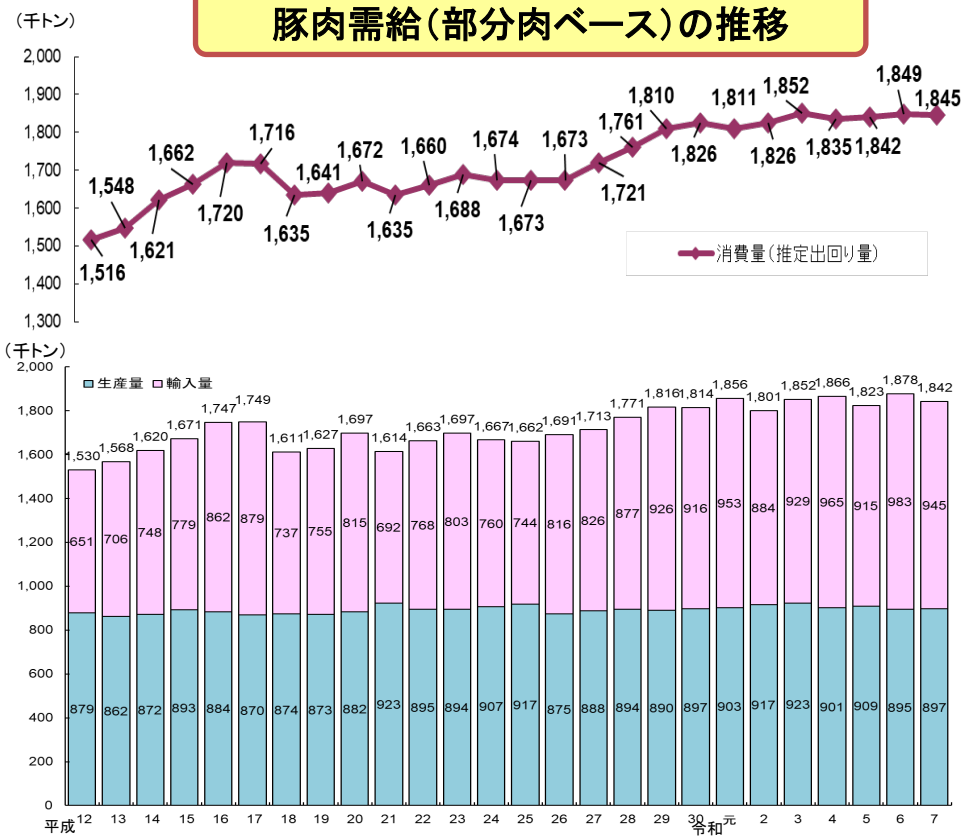
注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。
注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。
注３：概算払では、配合飼料価格安定制度での補塡の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

【豚肉関係】

豚肉の需給動向

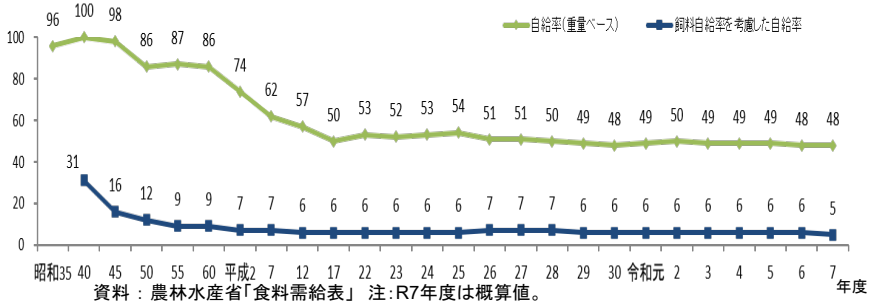
- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。さらに平成29年度以降、豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和７年度は、輸入量の減少により、185万トン。
- 国内生産量は、近年増加傾向であったが、令和４年度以降は90万トン前後の横ばいで推移しており、令和７年度では89.7万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで48%。

豚肉需給（部分肉ベース）の推移



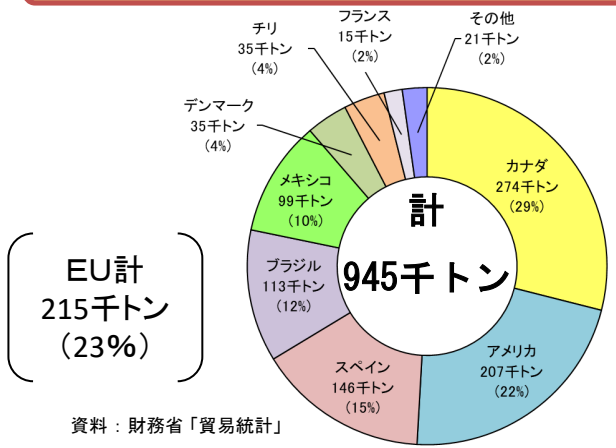
資料：農林水産省「食肉流通統計」 財務省「貿易統計」（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量+輸入量+前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

豚肉の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」 注：R7年度は概算値。

国別輸入量（部分肉ベース）令和７年度

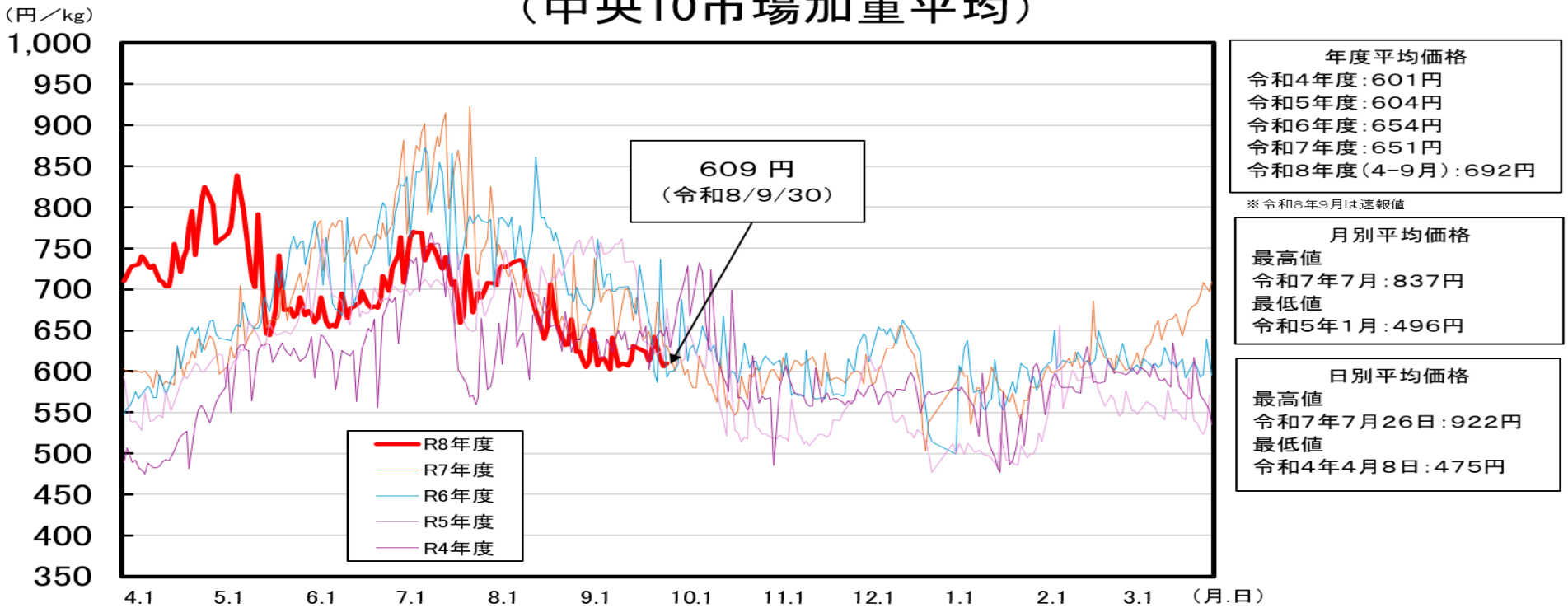


資料：財務省「貿易統計」

豚枝肉卸売価格の推移

- 令和4・5・6年度は、物価高を背景とした底堅い需要や輸入品の価格上昇等による需要の増加により、国産豚肉の引き合いが強く、堅調に推移し、3年連続過去最高の平均価格を更新。
- 令和7年度も、引き続き堅調な需要を背景に、ほぼ前年度並みとなった。
- 令和8年度（4～9月）は、堅調に推移していた前年に比べ価格が伸び悩んでいるものの、引き続き高い水準で推移している。

豚肉卸売価格の推移
（中央10市場加重平均）



年度平均価格
令和4年度：601円
令和5年度：604円
令和6年度：654円
令和7年度：651円
令和8年度（4−9月）：692円

※令和8年9月は速報値

月別平均価格
最高値
令和7年7月：837円
最低値
令和5年1月：496円

日別平均価格
最高値
令和7年7月26日：922円
最低値
令和4年4月8日：475円

資料：「畜産物流通調査」農林水産省統計部、食肉鶏卵課調べ
注1：中央10市場の生体の頭数加重平均価格（上規格以上）
注2：卸売価格は税込価格

豚飼養戸数･頭数の推移

- 飼養戸数及び飼養頭数は、減少傾向で推移。
- 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は増加しており、大規模化が進展。

区　分　／　年	28	29	30	31	令和３	4	5	6	8
飼養戸数（戸）	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590	3,370	3,130	2,880
（対前年増減率）（%）	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)	(▲6.1)	(▲7.1)	(▲8.0)
うち肥育豚2千頭以上層（戸）	961	990	1,030	1,030	997	958	972	910	881
戸数シェア（%）	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(29.7)	(32.0)	(31.8)	(33.4)
飼養頭数（千頭）	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949	8,956	8,798	8,756
（対前年増減率）（%）	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)	(0.1)	(▲1.8)	(▲0.5)
うち子取用雌豚（千頭）	845	839	824	853	823	789	792	758	743
（対前年増減率）（%）	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)	(0.3)	(▲4.2)	(▲2.0)
うち肥育豚2千頭以上層（千頭）	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692	6,753	6,634	6,650
頭数シェア（%）	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)	(79.1)	(78.8)	(79.1)
一戸当たり平均飼養頭数（頭）	1,928.2	2,001.3	2,055.7	2,119.4	2,413.0	2,492.8	2,657.6	2,810.9	3,040.3
一戸当たり平均子取用雌豚頭数（頭）	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9	317.3	333.3

資料：農林水産省「畜産統計」（各年２月１日現在）
注１：平成27年、令和2年及び令和7年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。
　　また、平成28年及び令和3年、令和8年の（　）内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年、令和6年との比較である。
　２：肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

豚の生産能力向上への取組

- 我が国では、(独)家畜改良センター、都道府県、民間種豚生産者が国内外から育種素材を導入し、それぞれの目的・ニーズに応じた改良を実施し、多様な特性を持つ種豚を作成。
- 国産のデュロック種は、肉質面で一定の評価を得ており、産肉能力(増体性など)は、着実に向上。
- 一方、繁殖能力(年間離乳頭数など)は、改良の規模が小さいこと等から、デンマークやオランダなどの改良先進国に比べて劣る状況。
- このため、(独)家畜改良センター、都道府県及び民間種豚生産者からなる「国産純粋種豚改良協議会」を設立(平成28年3月)し、遺伝的能力評価や優良な種豚の利活用を進めるとともに、改良に用いる豚の頭数規模を拡大し、我が国の種豚改良を加速化。

産肉能力(一日平均増体量)の改良

品　　種	H25年度(g)	R5年度(g)	増体比(%)
デュロック種 (雄系)	706	712	101

注:遺伝的能力評価事業で収集したデータによる(生時を0kgとして算出した105kgまでの間の値)

繁殖能力の国際比較

繁 殖 能 力	日　本	米　国	オランダ	デンマーク
年間分娩回数(回)	2.29	2.38	2.34	2.24
1回当たり育成頭数(頭)	10.5	11.4	13.9	15.2
年間離乳頭数(頭)	24.2	27.8	32.5	34.1

出典 : 諸外国のデータについては、「2022Pig Cost of Production in Selected Countries」
日本については、畜産振興課調べ

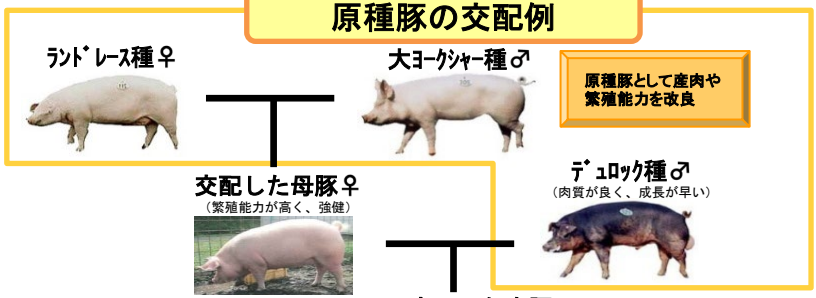
家畜改良センターが造成したデュロック種「ユメサクラエース」



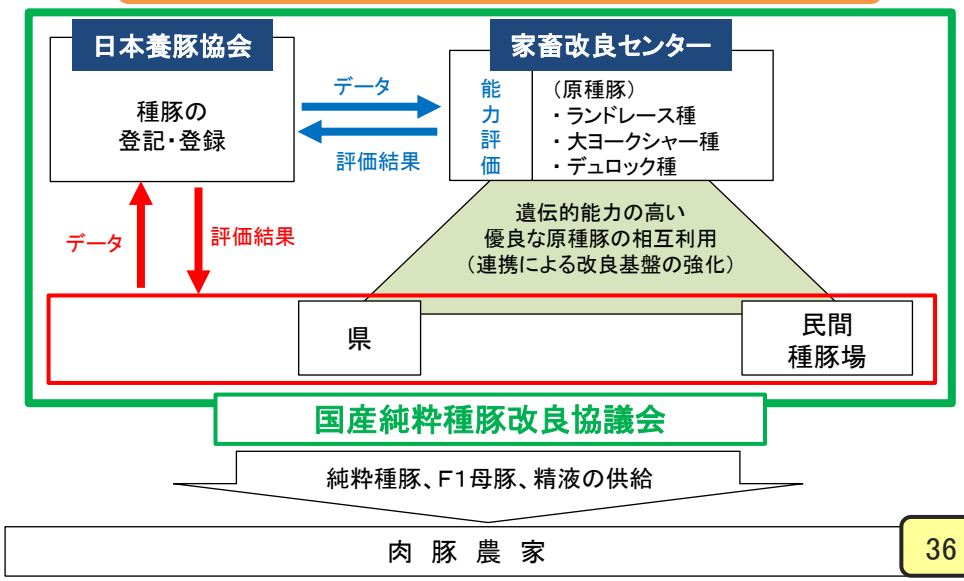


家畜改良センターは、筋肉内脂肪が多く(ロースで6%以上)、増体性の良いデュロック種を造成。

原種豚の交配例



国産純粋種豚改良協議会による改良の推進



肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の概要

- 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

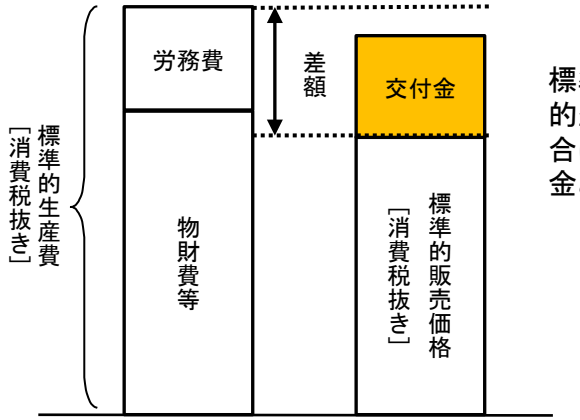
① 負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １
（交付金のうち1／4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出）

② 補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③ 対 象 者　　肉豚生産者

《１頭当たり生産者負担金単価》　　400円／頭

《令和8年度所要額》　　168億円



標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額の9割を交付金として交付

平成22～令和8年度交付金単価（単位：円／頭）

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補塡金の実績

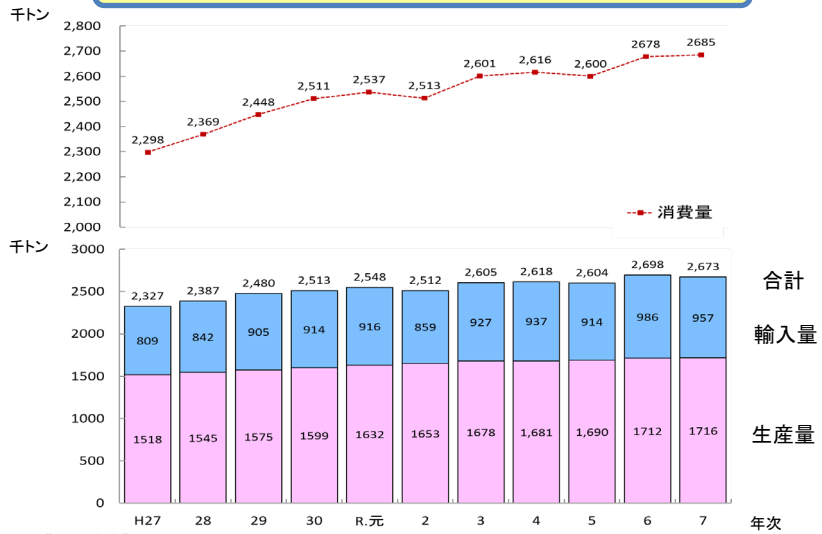
年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～令和7年度	令和8年度第1・2四半期（概算）
四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4		
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

【鶏肉関係】

鶏肉の需給動向

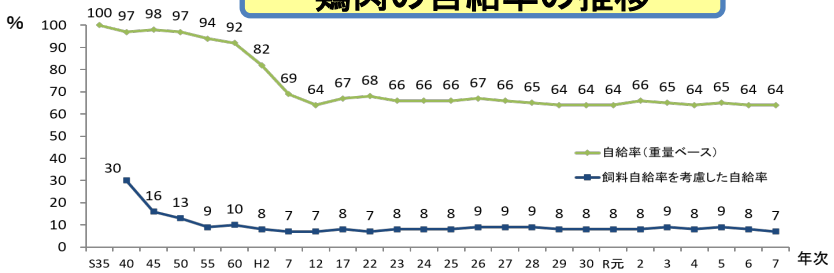
- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移。
- 生産量は、需要が堅調に推移していることから、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新。
- 輸入量は、国内消費量の3～4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイ・中国。

鶏肉需給の推移（調製品を含む）



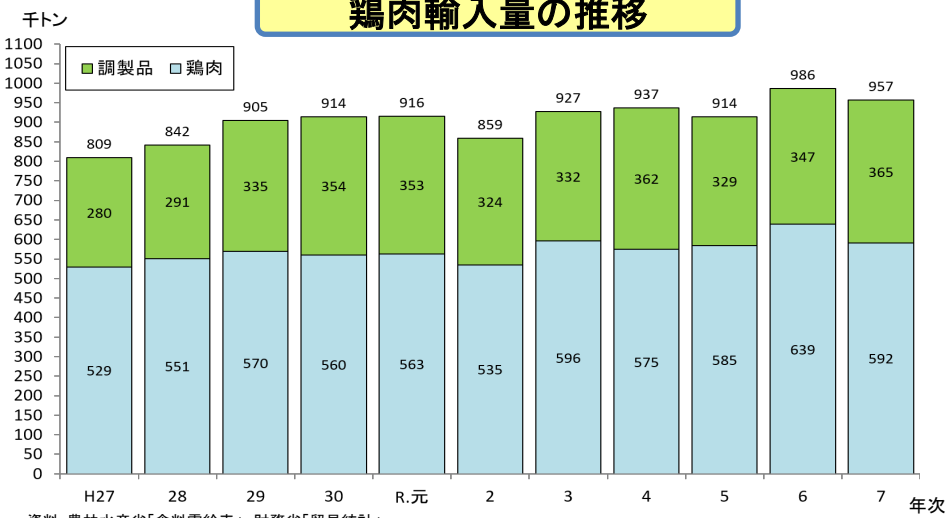
資料：農林水産省「食料需給表」
注1：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量」により推計。
2：鶏肉調製品を含む

鶏肉の自給率の推移



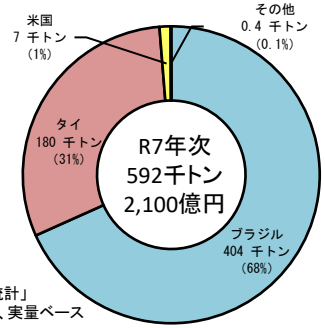
資料：農林水産省「食料需給表」
注1：R7年は概算値
注2：H20年度以前は年度ベース。

鶏肉輸入量の推移

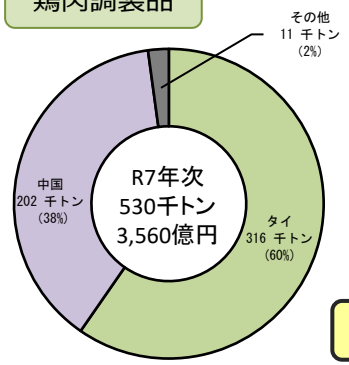


資料：農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」
注：鶏肉調製品は、骨付き肉量ベース

鶏肉



鶏肉調製品

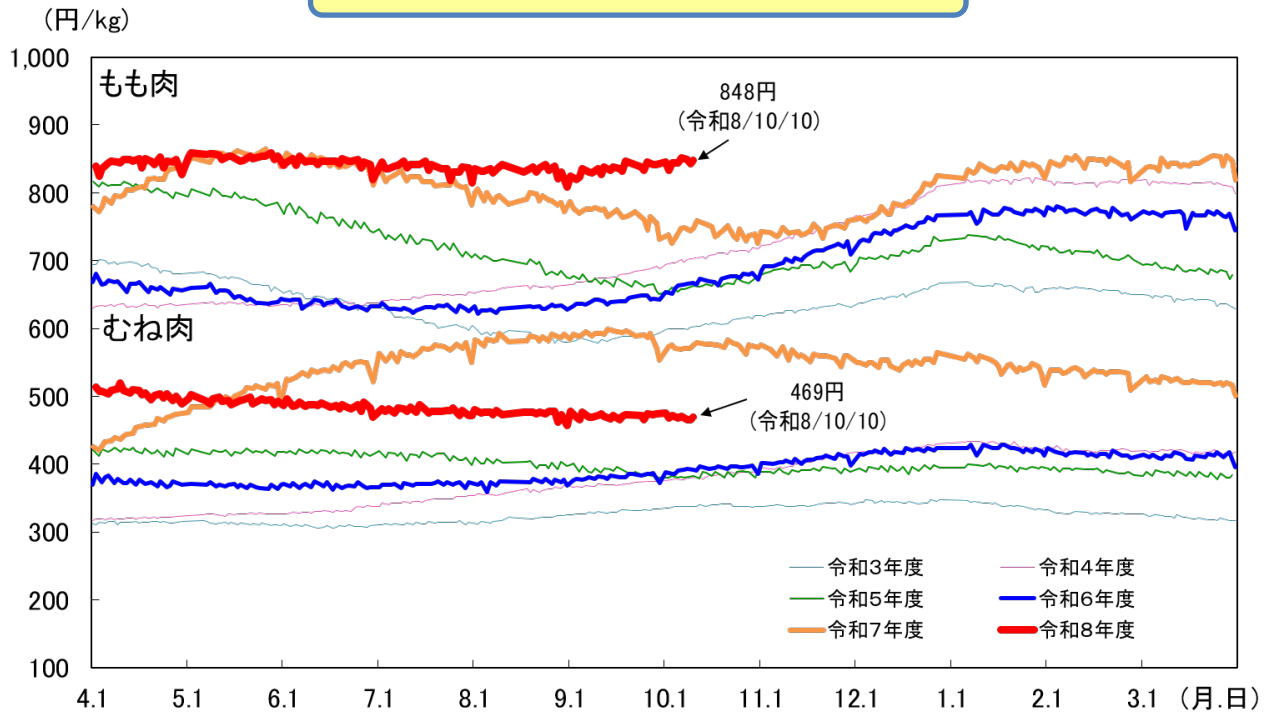


資料：財務省「貿易統計」
注：鶏肉調製品は、実量ベース

鶏肉卸売価格の推移

- 令和4年度及び令和5年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、前年度を上回る水準で推移。
- 令和6年度は、物価高の中でも底堅い需要により、上昇傾向で推移し、令和7年度以降、価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要の増加等により、需要が堅調であることから、それぞれもも肉、むね肉ともに高い水準で推移。

鶏肉卸売価格の推移



資料：農林水産統計部調べ

鶏（ブロイラー）の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移しているものの、大規模層は増加傾向で推移。
- 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移。

区　分　／　年	28	29	30	31	令和３	4	5	6	8
飼養戸数（戸）	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100	2,050	1,960
（対前年増減率）（%）	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)	(0.0)	(▲2.4)	(▲4.4)
飼養羽数（千羽）	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463	144,859	139,599
（対前年増減率）（%）	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)	(2.4)	(▲3.6)
出荷戸数(戸)	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120	2,100	2,000
うち５０万羽以上層（戸）	266	268	272	282	298	313	277	312	296
戸数シェア（%）	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)	(14.9)	(14.9)
出荷羽数(千羽)	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878	731,847	740,539
うち５０万羽以上層（千羽）	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874	387,559	387,428
羽数シェア（%）	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)	(53.0)	(52.3)
一戸当たり平均飼養羽数（千羽）	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7	71.2
一戸当たり平均出荷羽数（千羽）	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0	348.5	370.3

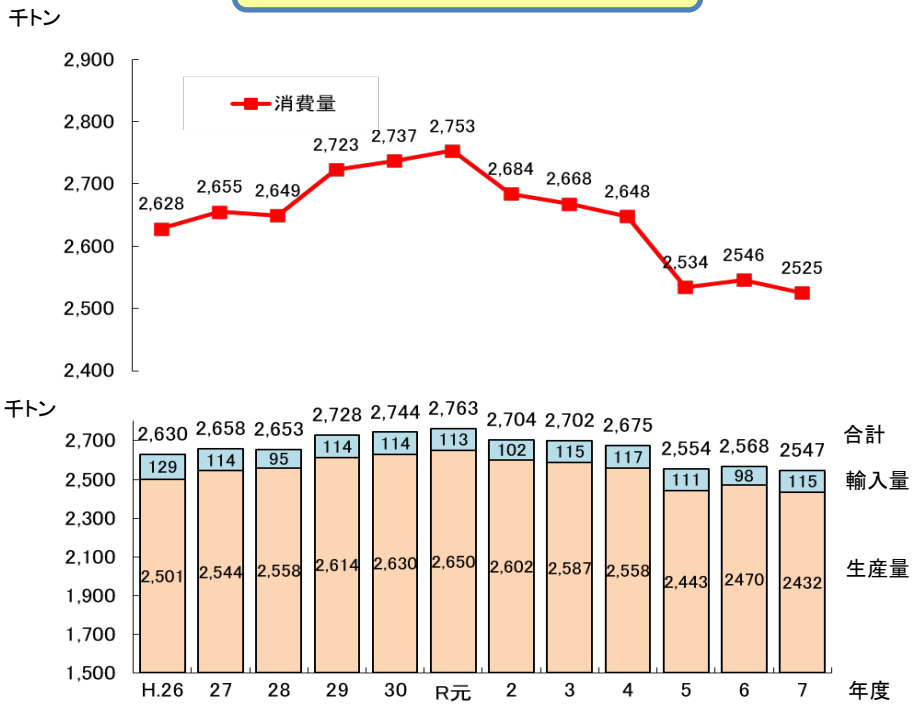
資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」（各年２月１日現在）
注１：50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。
２：平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。
３：２月１日現在で飼養のない場合であっても、前１年間（前年の２月２日から当年の２月１日まで）に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。
４：平成27年、令和2年及び令和7年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。
また、平成28年及び令和3年、令和8年の（　）内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年、令和6年との比較である。

【鶏卵関係】

鶏卵の需給動向

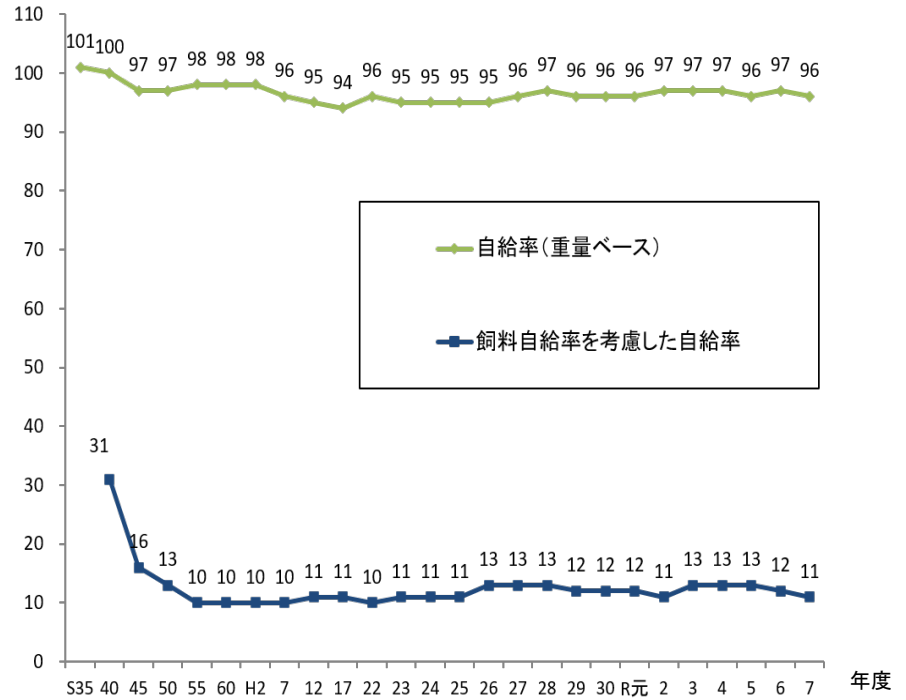
- 消費量は平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による需要の減少や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による供給の減少により、令和5年度まで前年度を下回って推移。令和6年度、7年度は概ね前年度並みとなった。
- 生産量は、平成26年度以降概ね安定的に推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生により、令和5年度まで前年度を下回って推移。令和6年度、7年度は概ね前年度並みとなった。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注1：R7年度は概算値。
2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。
3：輸入量は殻付き換算。

鶏卵の自給率の推移

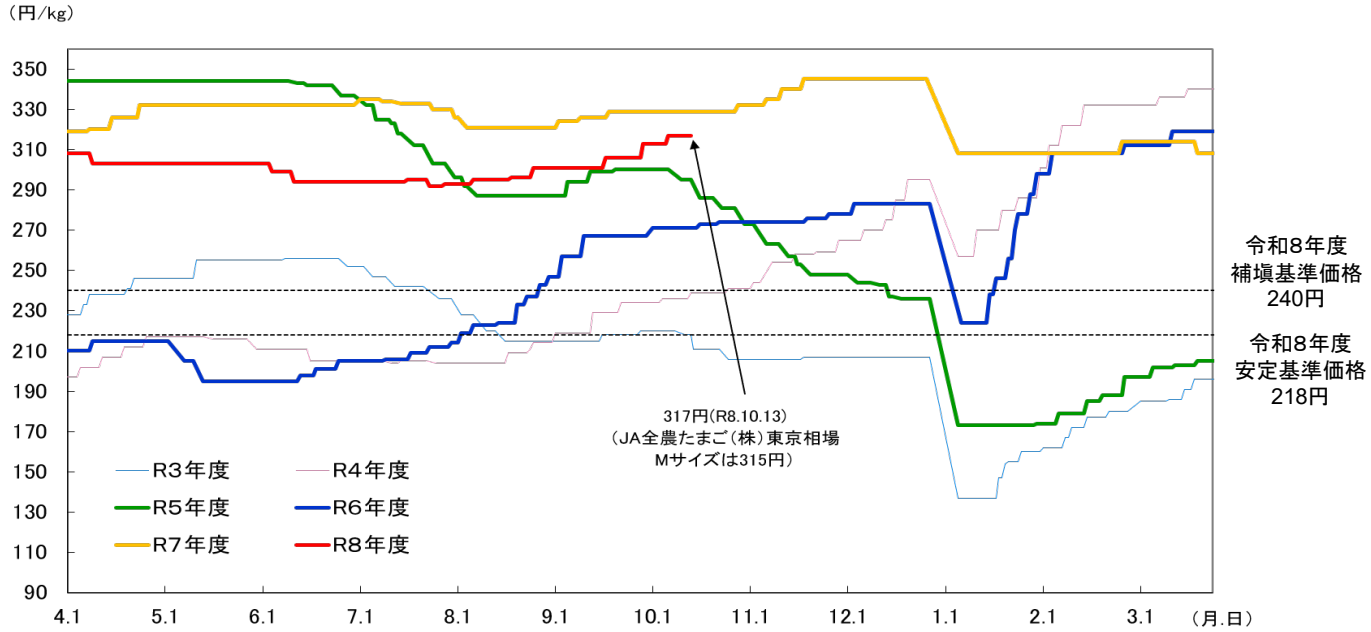


資料：農林水産省「食料需給表」
注：R7年度は概算値。

鶏卵卸売価格（標準取引価格）の推移

- 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- 令和4年度は、10月以降の鳥インフルエンザ発生により、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼり、年度末にかけて大幅に上昇。
- 令和5年度は、年度当初は高い水準で推移したものの、鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んだことや鳥インフルエンザの影響により減少した加工用の需要が回復しなかったこと等から、6月以降価格は下落傾向で推移し、1月以降は鶏卵生産者経営安定対策事業が発動した。
- 令和6年度は、引き続き加工用の需要が減少していたことにより、夏までは価格が低迷し、鶏卵生産者経営安定対策事業の発動が続いたが、夏以降は猛暑の影響があったほか、1月に鳥インフルエンザの発生が頻発したこと等により、高い水準で推移。
- 令和7年度は、前年度の鳥インフルエンザの発生農場における再導入が徐々に進んだものの、需要も堅調であったことから、年度を通じて前年度よりも高い水準で推移。
- 令和8年度は、鶏卵生産が徐々に回復しているが、季節性の需要が高まったことにより8月から上昇に転じた。

標準取引価格（日毎）の推移



資料：一般社団法人　日本養鶏協会
注：標準取引価格（日毎）は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS～LLサイズ（6規格）の加重平均価格

鶏（採卵鶏）の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 成鶏めす飼養羽数は令和３年以降減少傾向で推移していたが、令和６年以降増加。
- 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区　分 ／ 年	28	29	30	31	令和３	4	5	6	8
飼養戸数(戸)	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690	1,640	1,510
（対前年増減率）（%）	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)	(▲3.0)	(▲7.9)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	347	340	332	329	334	334	306	313	309
戸数シェア（%）	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)	(21.3)	(22.9)
成鶏めす飼養羽数（千羽）	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579	129,729	138,602
（対前年増減率）（%）	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)	(0.9)	(6.8)
うち10万羽以上層（千羽）	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908	105,162	115,605
羽数シェア（%）	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)	(81.1)	(83.4)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数（千羽）	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1	79.1	91.8

資料：農林水産省「畜産統計」（各年２月１日現在）
注１：種鶏のみの飼養者を除く。
２：10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。
３：数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。
４：平成27年、令和2年及び令和7年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。
また、平成28年及び令和3年、令和8年の（ ）内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年、令和6年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補塡を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。
併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補塡事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補塡基準価格を下回った場合、その差額（補塡基準価格と安定基準価格の差額を上限）の９割を補塡する。

〔２．の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

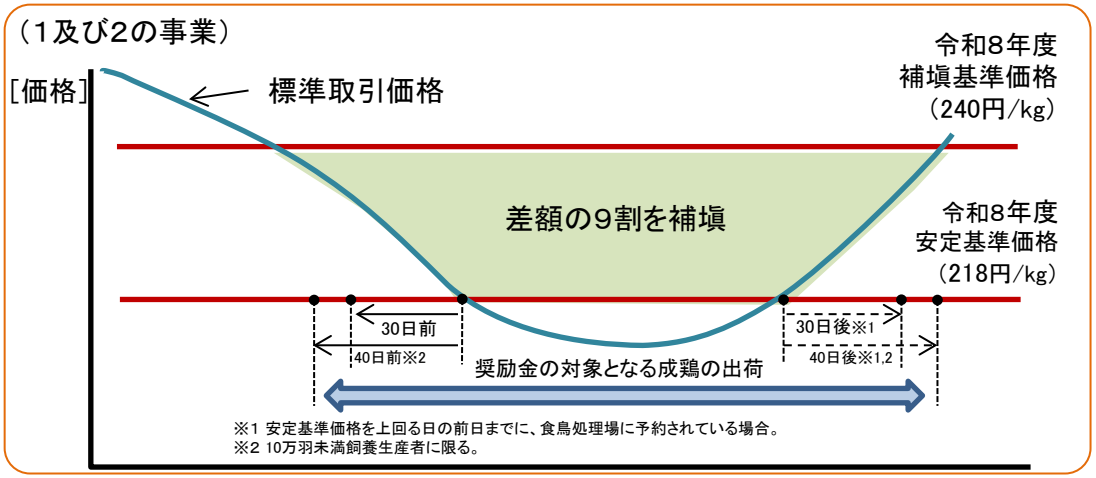
＜奨励金単価　（　）内は10万羽未満飼養生産者＞

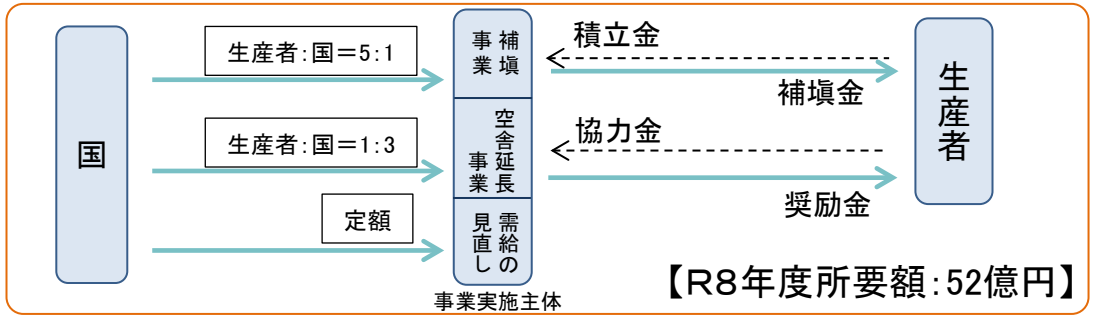
- 空舎期間　60日以上～ 90日未満　　210円/羽（310円/羽）
- 空舎期間　90日以上～120日未満　　420円/羽（620円/羽）
- 空舎期間 120日以上～150日未満　　630円/羽（930円/羽）
- 食鳥処理場への奨励金　　47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。

（1及び2の事業）





【R8年度所要額:52億円】

令和8年度補塡金単価（単位:円／kg）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補塡金単価	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)

（　）内は令和7年度実績。

【飼料関係】

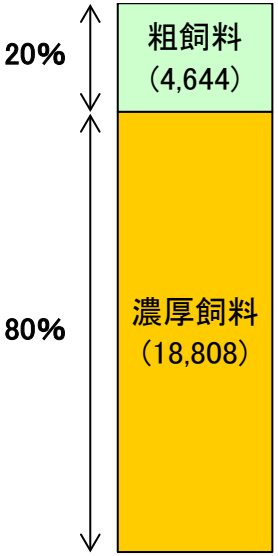
畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和7年度（概算）の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%（TDNベース）となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4～6割、濃厚飼料中心の豚・鶏で5～7割。

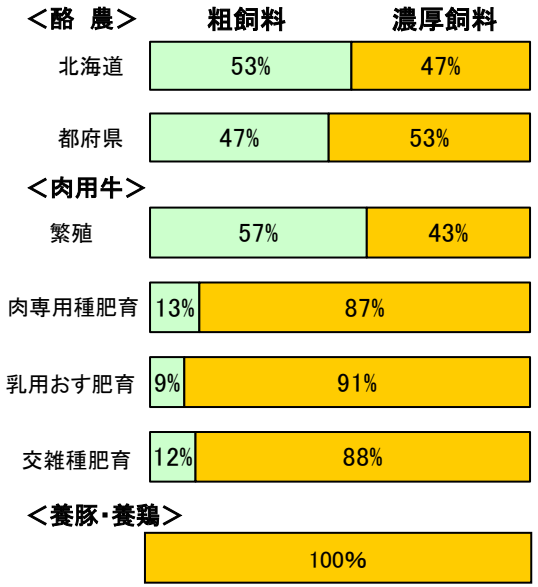
粗飼料と濃厚飼料の割合（TDNベース）

注：TDN（Total Digestible Nutrients）：家畜が消化できる養分の総量。
カロリーに近い概念。 1TDNkg≒4.41Mcal

R7年度供給量（概算）
23,451千TDNトン



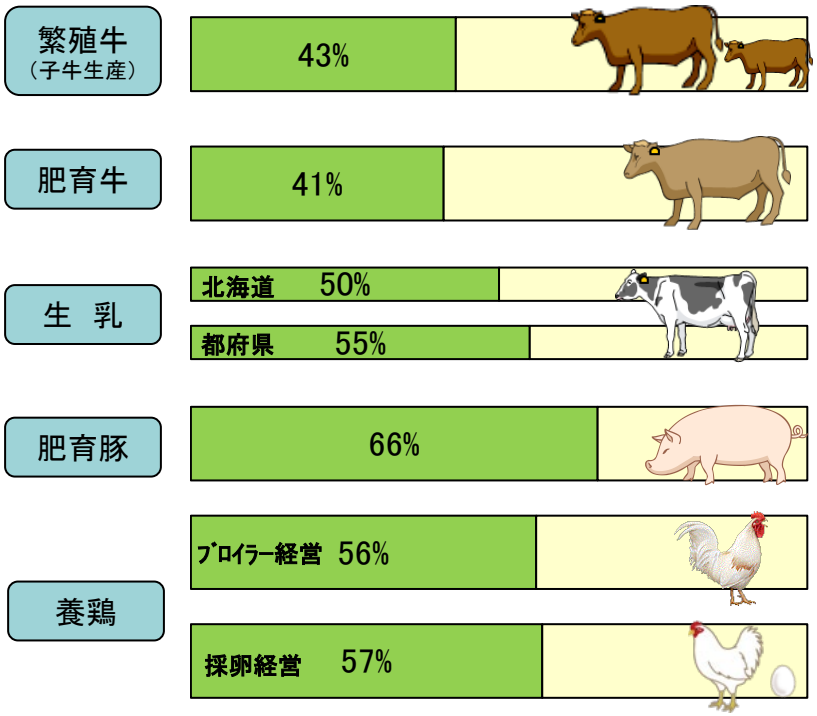
畜種別の構成（R6年）
（TDNベース）



粗飼料 ： 乾草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし等）、稲わら等
濃厚飼料 ： とうもろこし、エコフィード、ふすま、大豆油かす等

農林水産省「令和7年度飼料需給表（概算）」　農林水産省「令和6年畜産物生産費統計（確報）」より試算

経営コストに占める飼料費の割合（R6年）



資料：農林水産省「令和6年畜産物生産費統計（確報）」および
「令和6年営農類型別経営統計（確報）」
注1：繁殖牛（子牛生産）は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり
生乳は実搾乳量100kg当たり、養鶏は1経営体当たり

飼料自給率の現状と目標

- 令和7年度（概算）の飼料自給率は、前年度から2ポイント低い24%となった。
- 令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画において、令和12年度の飼料自給率目標を28%と設定している。

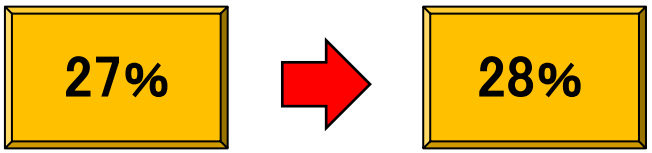
近年の飼料自給率の推移

年度	H17	H22	H27	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7（概算）
全体	25%	25%	28%	26%	25%	25%	25%	26%	26%	27%	26%	24%

資料：農林水産省「令和7年度飼料需給表（概算）」

食料・農業・農村基本計画における飼料自給率の現状と目標

［令和5年度概算（基準年）］　［令和12年度目標］



資料：農林水産省「食料・農業・農村基本計画（令和7年策定）」

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針における国産飼料の生産・利用の拡大に向けた取組の方向性

飼料生産も含めた地域計画のブラッシュアップを図りつつ、
国産飼料の生産・利用を拡大していくために、以下の取組を強力に推進。

- 飼料生産組織の運営強化
- 草地基盤整備の着実な実施
- 労働生産性や単収の面で有利な飼料作物の作付拡大
- 飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- 耕畜連携による安定的な量や質の確保、販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- スマート農業技術の開発・普及
- 飼養管理の省力化等につながる放牧の更なる活用や公共牧場の有効活用の推進

近年の飼料穀物の輸入状況

○ 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、オーストラリア、カナダなど。
○ 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量

（万トン）

	R5年度	R6年度（確々報値）	R7年度（確報値）
とうもろこし	1,126	1,160	1,210
こうりゃん	9	5	2
小麦	41	39	40
大麦	107	102	95
その他	4	4	4
合計	1,287	1,310	1,351

注：その他とは、えん麦、ライ麦である。

世界のとうもろこしの輸出状況

（百万トン）

	R6/7輸出量	R7/8輸出量	R8/9輸出量（予測）
①米国	73.0（39%）	87.1（40%）	83.8（40%）
②ブラジル	42.0（22%）	38.0（18%）	43.0（20%）
③アルゼンチン	29.1（15%）	45.0（21%）	38.0（18%）
④ウクライナ	20.0（11%）	22.2（10%）	22.0（10%）
世界計	187.6（100%）	216.0（100%）	210.7（100%）

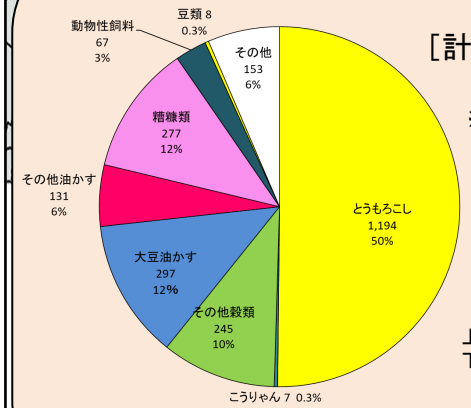
我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

	R5年度	R6年度（確々報値）	R7年度（確報値）
米国	46%	81%	99%
ブラジル	42%	18%	1%

カナダ（令和7年度）
大麦（59%）

米国（令和7年度）
とうもろこし（99%）

配合・混合飼料の原料使用量（令和7年度）



［計2,379万トン］

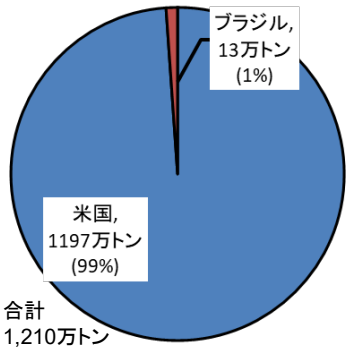
※デンプン質が多く使いやすいとうもろこしが約5割 を占める。

上段：使用数量（万トン）
下段：割合（%）

配合飼料：家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たすように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料
混合飼料：とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

オーストラリア
（令和7年度）
大麦（41%）
小麦（75%）

直近の飼料用とうもろこしの輸入国及び輸入量（令和7年度）



米国産とうもろこしの需給

（百万トン）

	R6/7	R7/8	R8/9（予測）
生産量	378.3	430.9	407.3
輸入量	0.6	0.8	0.6
国内需要量	311.2	330.8	330.3
飼料用	138.1	155.4	152.4
エタノール用	138.1	140.9	143.5
その他	35.0	34.5	34.4
輸出量	73.0	87.1	83.8
期末在庫量	39.4	53.2	47.0
期末在庫率(%)	10.3	12.7	11.3

資料：財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates（Oct 9, 2026）」、（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注：米国産とうもろこしの需給については、1bu＝約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

○とうもろこしの国際価格は、令和4年4月には8ﾄﾞﾙ/ﾌﾞｯｼｪﾙを突破後、需給ひっ迫の懸念が後退し4ﾄﾞﾙ/ﾌﾞｯｼｪﾙで推移してきたが、足元では米国や南米の生産量の減少予測から、令和8年10月現在は5ﾄﾞﾙ/ﾌﾞｯｼｪﾙ程度で推移。

○大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要等により変動。令和8年10月現在は300ﾄﾞﾙ/ｼｮｰﾄﾄﾝ台中盤で推移。

○海上運賃（フレート）は、令和3年の船腹需要の増加により同年10月には79ﾄﾞﾙ/ﾄﾝまで上昇。その後、需要の減少により下落したが、令和8年3月以降の中東情勢の緊迫化等を受け上昇し、令和8年10月現在は70ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ台中盤で推移。

○為替相場は、日米の政策金利差の影響等から円安が進んできており、足元では日銀の追加の利上げ観測等から、令和8年10月現在は158円/ﾄﾞﾙ程度で推移。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移（期近物）＞



注：ｼｶｺﾞ相場の日々の終値である。　※1ブッシェル=25.4kg

＜海上運賃の推移（ガルフ～日本）＞



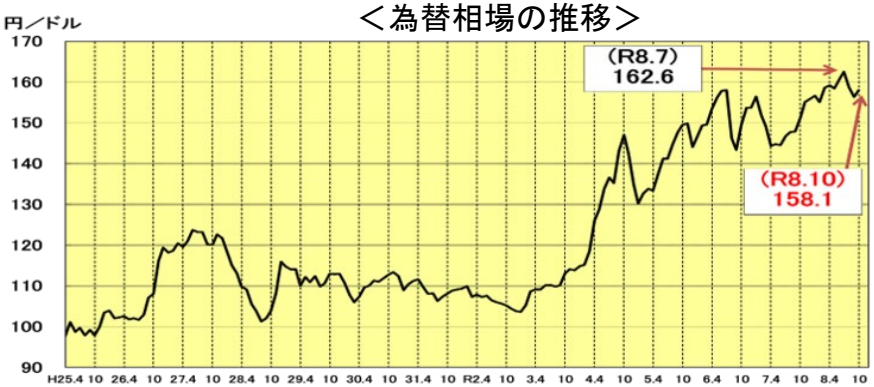
注：月平均値である。（令和8年10月の値は第1週までの平均値）

＜大豆油かすのシカゴ相場の推移（期近物）＞



注：ｼｶｺﾞ相場の日々の終値である。　※1ショートトン=907.2kg

＜為替相場の推移＞



注：日々の中心値の月平均である。（令和8年10月の値は8日までの平均値）

配合飼料価格安定制度の概要

・ 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
① 民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立てによる「通常補塡」と、
② 異常な価格高騰時に通常補塡を補完する「異常補塡」（国と配合飼料メーカーが積立て）の
二段階の仕組みにより、生産者に対して、補塡を実施。

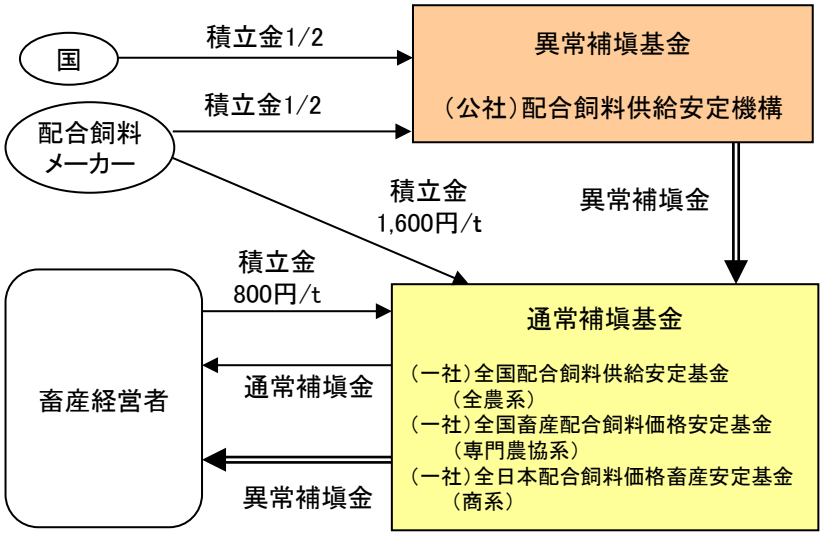
・ 平成25年12月に制度を見直し、通常補塡の発動指標を配合飼料価格（メーカー建値）から輸入原料価格へ変更。

・ 令和2年度第4四半期（1～3月）に2年ぶりに通常補塡が発動。令和3年度第1四半期（4～6月）においても通常補塡が発動するとともに、8年ぶりに異常補塡が発動して以降、令和4年度第4四半期（1～3月）まで連続して通常補塡、異常補塡ともに発動。

・ この補塡財源のため、令和3年度補正予算において異常補塡基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。

・ 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補塡」を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期（4～6月）、第2四半期（7～9月）、第3四半期（10～12月）に緊急補塡が発動。

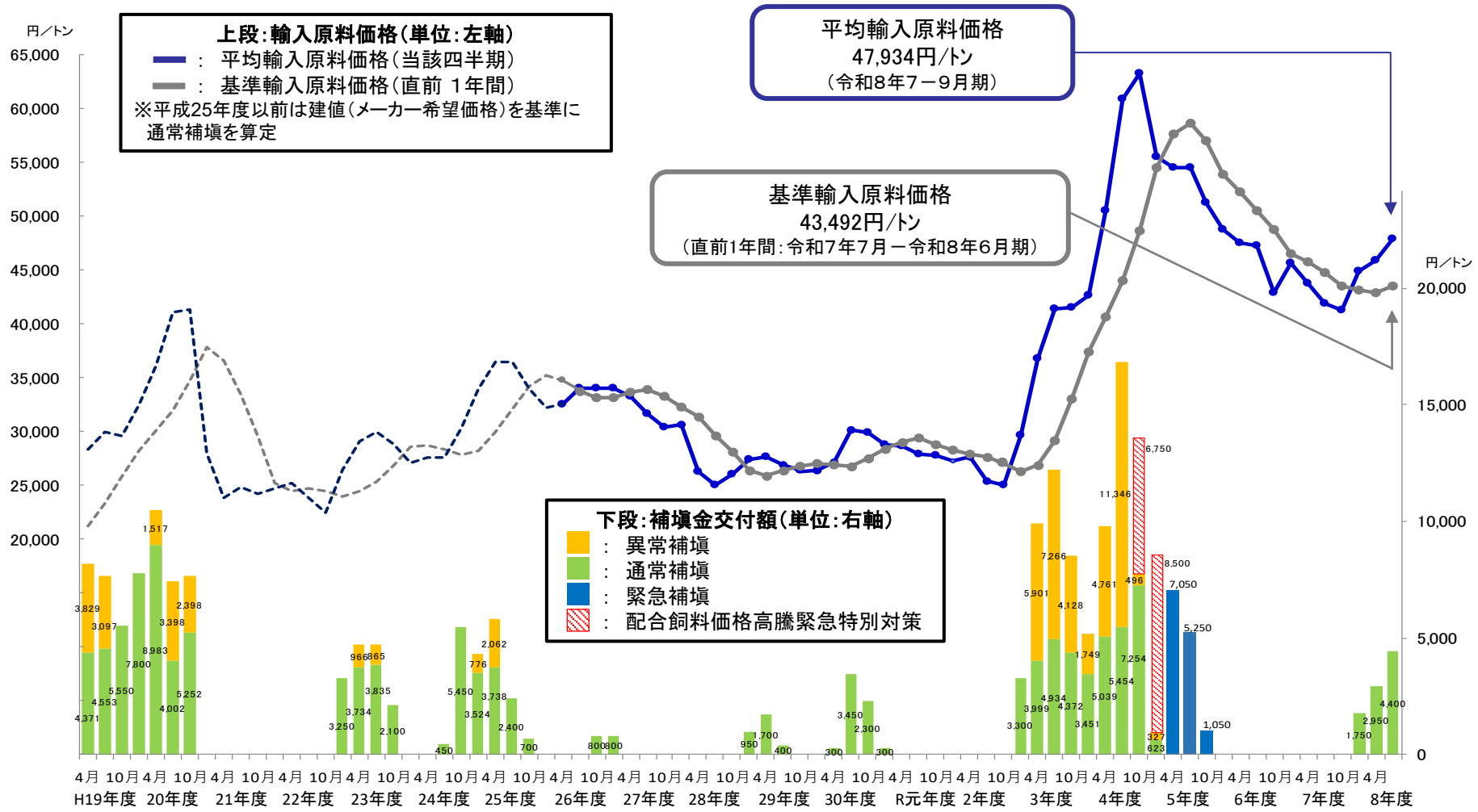
○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

異常補塡基金 （国とメーカーが1/2ずつ拠出）	・ 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年（直前4四半期）の平均と比べ115%を超えた場合
通常補塡基金 （生産者（800円/t）と飼料メーカー（1,600円/t）が拠出）	・ 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年（直前4四半期）の平均を上回った場合

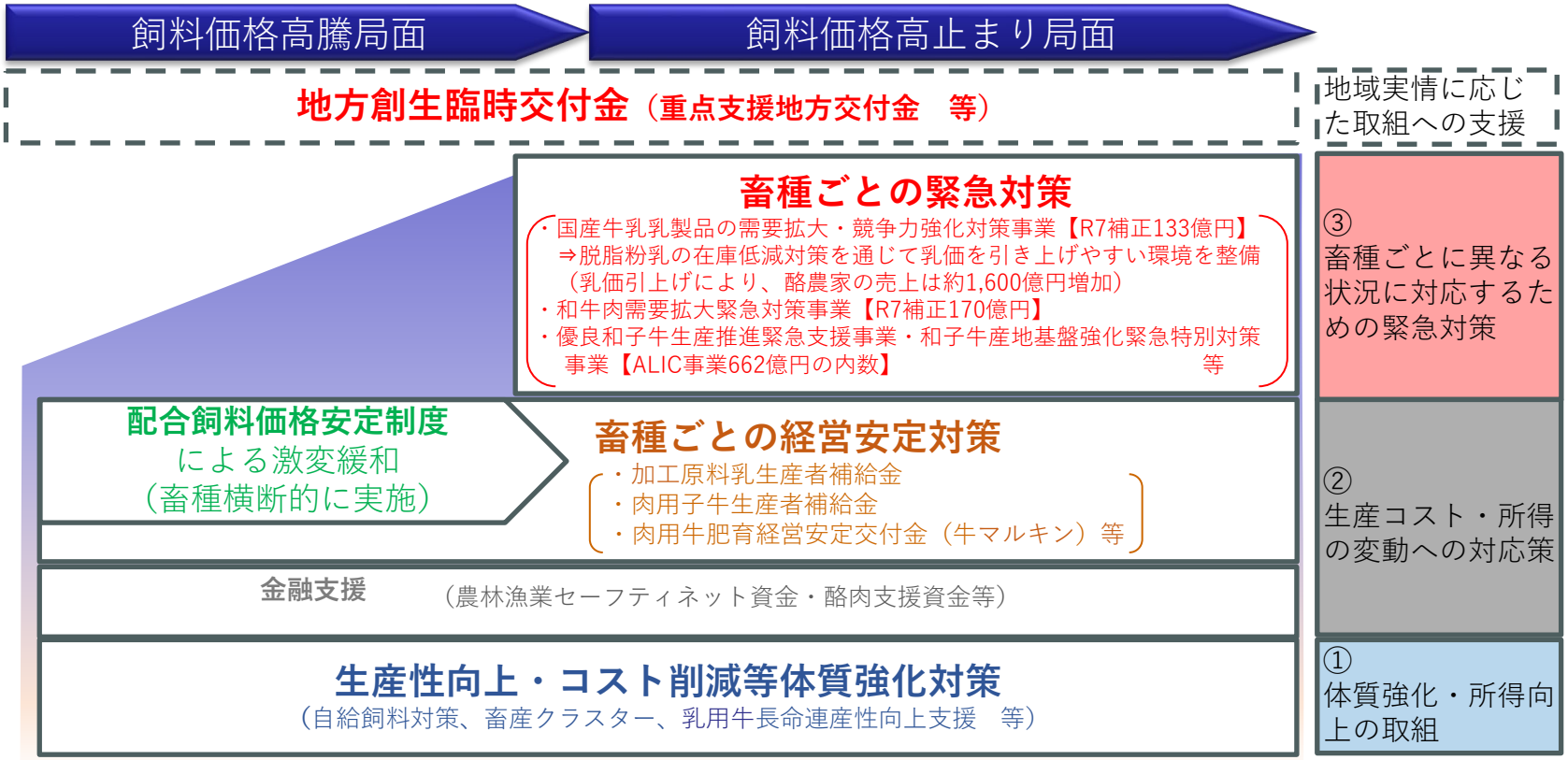
輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補塡の実施状況



資料 ：財務省「貿易統計」、（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注1：輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。
注2：平成25年度以前の通常補塡については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補塡の交付額が一致しない。
注3：令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補塡は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出。
注4：令和5年度より、緊急補塡による補塡金交付（国：民間＝2：3）を実施。

飼料価格変動等による経営コスト増大に対する酪農・肉用牛経営への支援

○ 酪農・肉用牛経営が安定して継続できるよう、平時から①体質強化・所得向上の取組、②生産コスト・所得の変動への対応策を講じている。
○ その上で平時での取組で不足する場合には、生産者の経営改善努力や適正な価格形成に配慮しつつ、③畜種ごとに異なる状況に対応するための緊急対策等をその都度実施することで、再生産を確保。
○ 現在は、地方創生臨時交付金が措置されており、政府による直接的な支援に加え、地方公共団体が、地域の実情に応じて酪農・肉用牛経営への追加的な対策を実施。



乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間160万～200万トン程度で推移。令和7年度の輸入先については、米国が6割、豪州が2割、カナダが1割と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 急激な円安等に伴い、乾牧草の輸入価格（通関価格）は令和4年11月をピークに高騰、その後下落している。
- 乾牧草の輸入価格（通関価格）は、直近では、60.4円/kg（令和8年8月現在）。

乾牧草の国別輸入量の推移

上段：輸入量（千トン）
下段：輸入シェア（%）

年　度	米国	豪州	カナダ	その他	合計（前年比）
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)	2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	2,026 (100%)
R3	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	2,091 (103%)
R4	1,172 (60.9)	489 (25.4)	177 (9.2)	86 (4.5)	1,925 (92%)
R5	994 (59.9)	447 (26.9)	156 (9.4)	62 (3.7)	1,659 (86%)
R6 （確々報値）	1,049 (62.2)	399 (23.7)	162 (9.6)	76 (4.5)	1,686 (102%)
R7 （確報値）	998 (59.7)	390 (23.3)	192 (11.5)	93 (5.6)	1,673 (99%)
R8 （4～8月） （速報値）	420 (59.8)	157 (22.4)	82 (11.7)	43 (6.1)	701 (91%)

資料：財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

乾牧草の輸入価格（通関価格）



資料：財務省「貿易統計」

為替相場の推移



注：日々の中心値の月平均である。

国産飼料基盤に立脚した畜産への転換

○　畜産経営コストの4～7割程度を飼料費が占めているものの、飼料の多くを輸入に依存している。国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが必要。

○　地域の実情に応じ、青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上、耕畜連携を推進。加えて、飼料生産組織による飼料生産の効率化や、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定や実現に向けた取組に畜産関係者も参加しながら、計画に飼料生産を位置づけることを通じて、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

○　飼料増産の推進

①青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大







②草地整備や難防除雑草の駆除による生産性向上





③草地や耕作放棄地の活用による放牧の推進





連携・支援

○　コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進







連携・支援

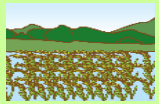
○　飼料も含めた地域計画の策定

「地域計画」の策定に畜産関係者も参加し、将来の農地利用に飼料生産も位置づけ、飼料産地づくりを推進




○　耕畜連携等の推進

①耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大

飼料の供給

堆肥の供給

【耕種農家】

【畜産農家】

②子実用とうもろこしや稲わら等の生産・利用拡大







※1 コントラクター：飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織
※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料（Total Mixed Ration）を製造し農家に供給する施設

（トピックス）青刈りとうもろこしの生産・利用の状況

- 青刈りとうもろこしは、高栄養価の粗飼料であり、濃厚飼料の低減にも寄与。特に酪農経営において重要な飼料作物。
- 関東以西の暖地では二期作も可能。このほか、麦等の裏作として作付けされるケースもある。
- 近年、北海道の畑地を中心に拡大傾向。令和7年産の作付面積は、約9.5万ha（うち田0.8万ha、畑8.7万ha）。

○ 青刈りとうもろこしとは



✔ 飼料用とうもろこしを、**完熟前**（黄熟期）に**収穫**して、茎、葉、実の全てを利用。
✔ 主に乳用牛、肉用牛の一部に給与。
✔ バンカーサイロ（主に北海道）又はロール形態（主に本州）にてサイレージ化する。

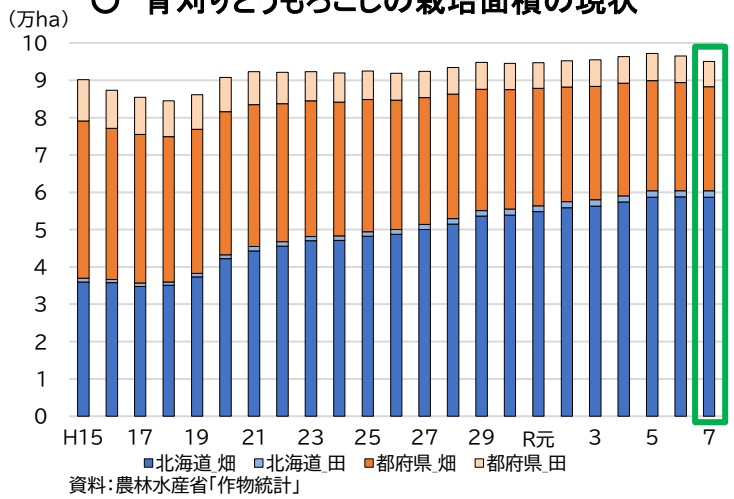

収穫


バンカーサイロ

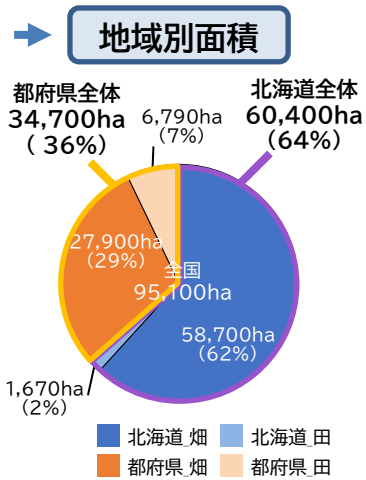

収穫（ロール）


ラップサイレージ

○ 青刈りとうもろこしの栽培面積の現状



資料：農林水産省「作物統計」

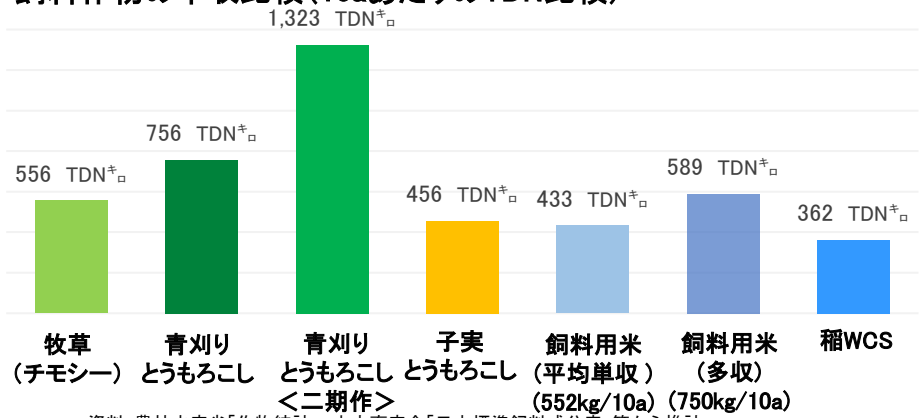


○ 10aあたりの労働時間（時間/10a）

水稲	飼料用米	大豆	青刈り とうもろこし	子実 とうもろこし	牧草	ソルガム
21.9	18.6	5.8	2.7	1.9	4.8	5.2

資料：水稲、大豆は「令和5年産農産物生産費統計（個別経営体）」、
飼料用米は「令和5年産農産物生産費統計（個別経営体）」（組替集計）、
青刈りとうもろこし、牧草、ソルガムは「平成30年度牛乳生産費統計」、
子実とうもろこしは農業経営研究60(4):41-46

○ 飼料作物の単収比較（10aあたりのTDN比較）



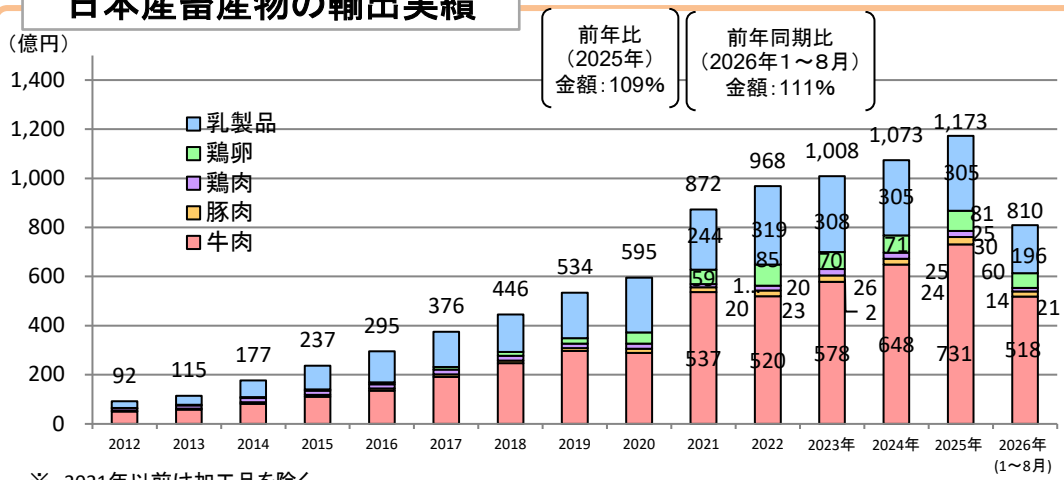
資料：農林水産省「作物統計」、中央畜産会「日本標準飼料成分表」等から推計
※青刈りとうもろこしの二期作目の単収は一期作の75%として、また損耗率を加味して算出。

【輸出関係】

畜産物の輸出について

- 2025年の畜産物の輸出実績は1,173億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の731億円、全体の約60%を占める。
- 2020年４月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



※ 2021年以前は加工品を除く。

農林水産物・食品輸出本部の創設

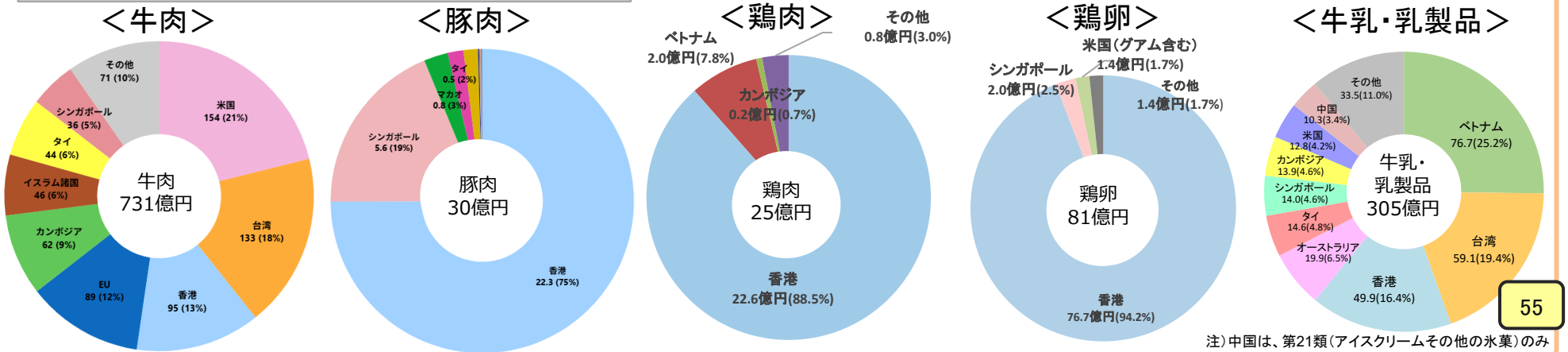
令和２年４月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化　　等に取り組む

2030年輸出目標額

牛　肉	：	1,132億円	鶏　肉	：	44億円
豚　肉	：	52億円	鶏　卵	：	109億円
			牛乳・乳製品	：	883億円

品目毎の国・地域別輸出実績（2025年）

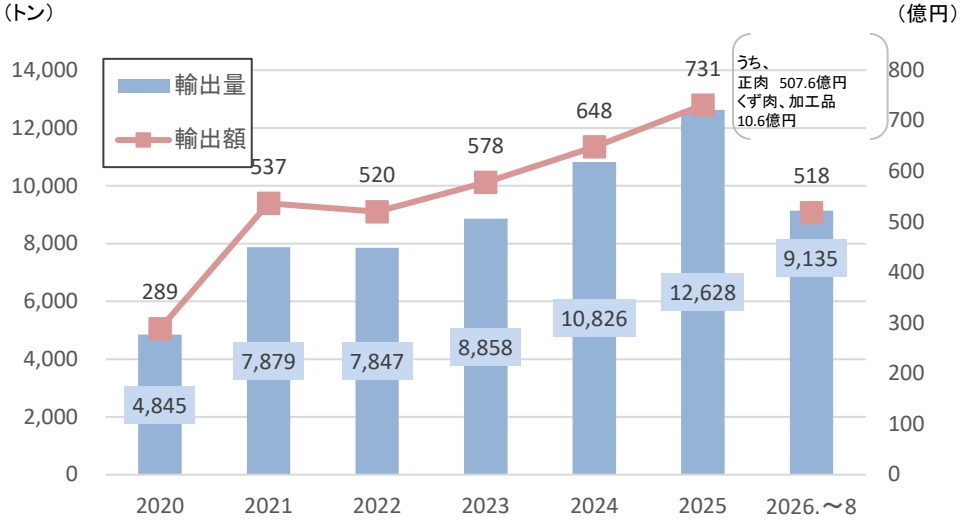


注）中国は、第21類（アイスクリームその他の氷菓）のみ

牛肉の輸出について

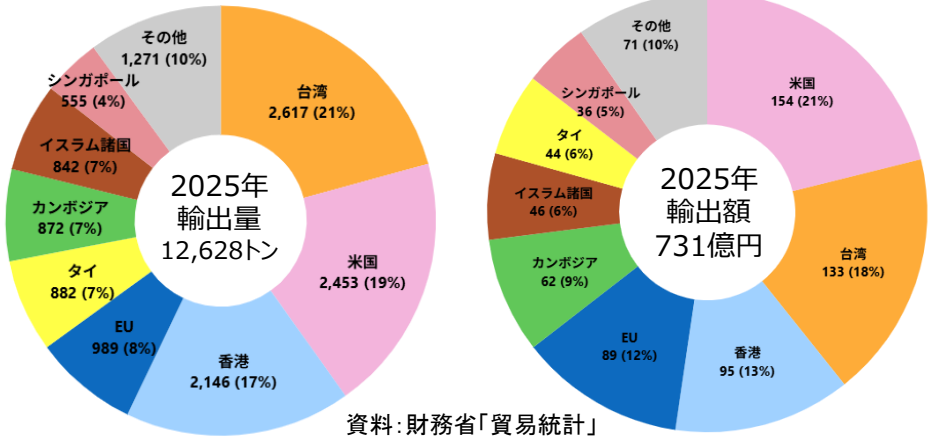
最近の輸出実績※

（前年比（2025年）金額：113% 数量：117%）（前年同期比（2026年1～8月）金額：119% 数量：123%）



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

牛肉の国・地域別輸出実績



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標：1,132億円

○ 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、クウェート 等

○ 輸出解禁協議中の国
中国、韓国、ブルネイ、パラグアイ、ウクライナ

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞ （2026年9月末現在）

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	30（1）	17	22（1）	14	88	79

※（）内の数値は、非併設処理施設施設の認定数であり、表中の施設数には含まない

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

○ 輸出先国の規制や市場ニーズに合わせた生産

○ 畜産農家等・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

○ 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化

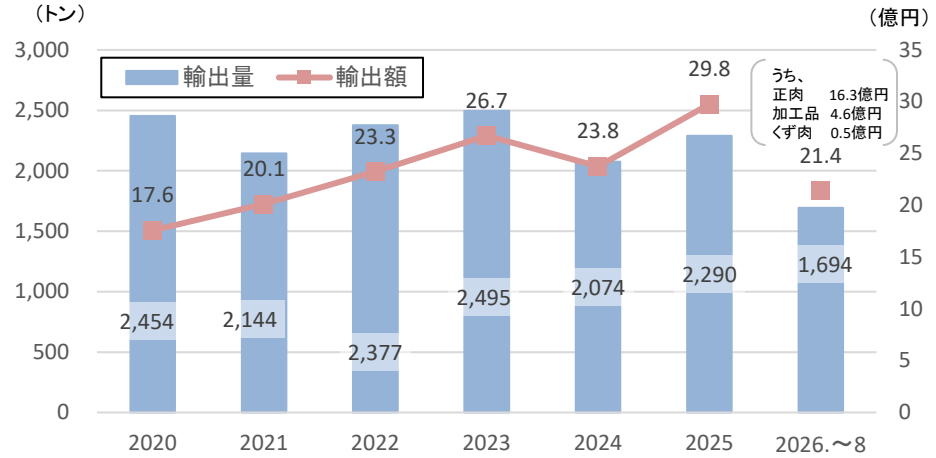
○ 輸出先国の多様化・複雑化するカットオーダーに対応するための省力化機械の導入等の取組

○ 和牛肉の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーショ

豚肉の輸出について

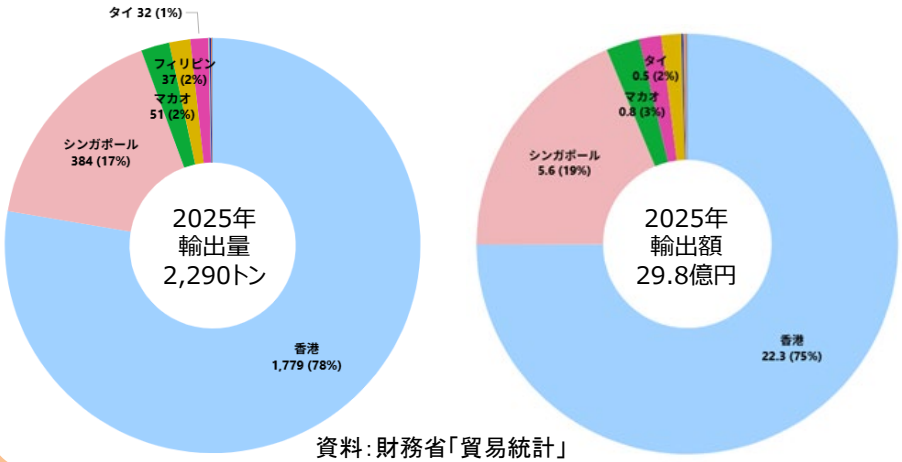
最近の輸出実績※

（前年比（2025年）金額：125%　数量：110%）　（前年同期比（2026年1～8月）金額：119%　数量：122%）



※　正肉、豚くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

豚肉の国・地域別輸出実績



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標：52億円

○　輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ　等

＜輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況＞

（2026年９月末現在）

	香港	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ベトナム	タイ
施設数	113	12	38	5

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

○　畜産農家等・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

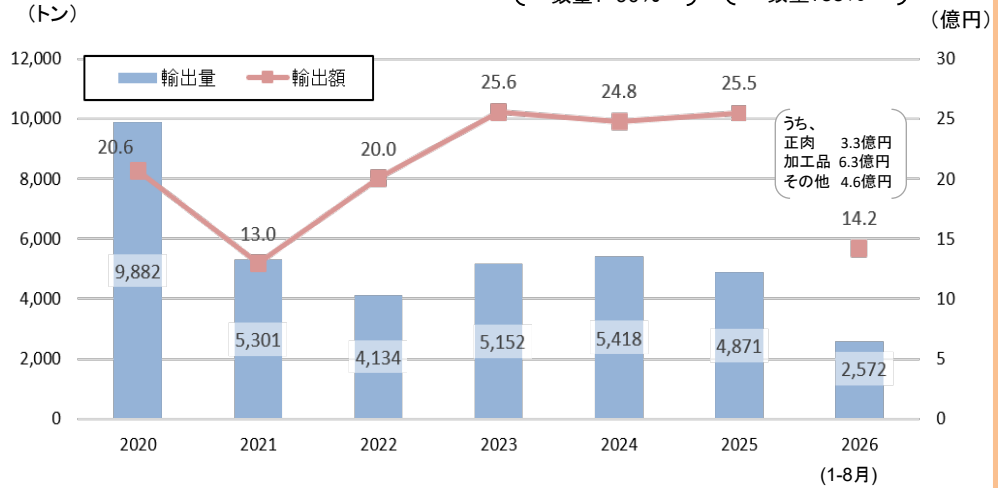
○　輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化

○　日本産豚肉及び豚肉加工品の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション

鶏肉の輸出について

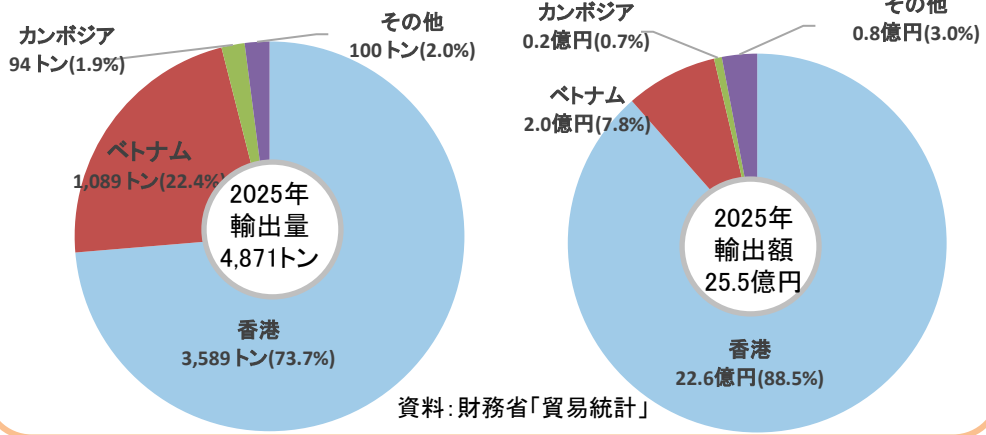
最近の輸出実績※

（前年比（2025年）金額：103%　数量：90%）　（前年同期比（2026年1~8月）金額：96%　数量：88%）



※ 正肉、その他（丸鶏、手羽・もみじ等）、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を含まない。

鶏肉の国・地域別輸出実績



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標：44億円

- ○ 輸出可能国・地域
  香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ　等
- ○ 輸出解禁協議中の国・地域
  中国　等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞（2026年9月末現在）

	香港	ベトナム	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	マカオ
施設数	71	67	2	25

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- ○ 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- ○ 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- ○ 輸出先国が要求する高度な衛生水準への対応した食鳥処理施設の整備
- ○ 日本産鶏肉の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション

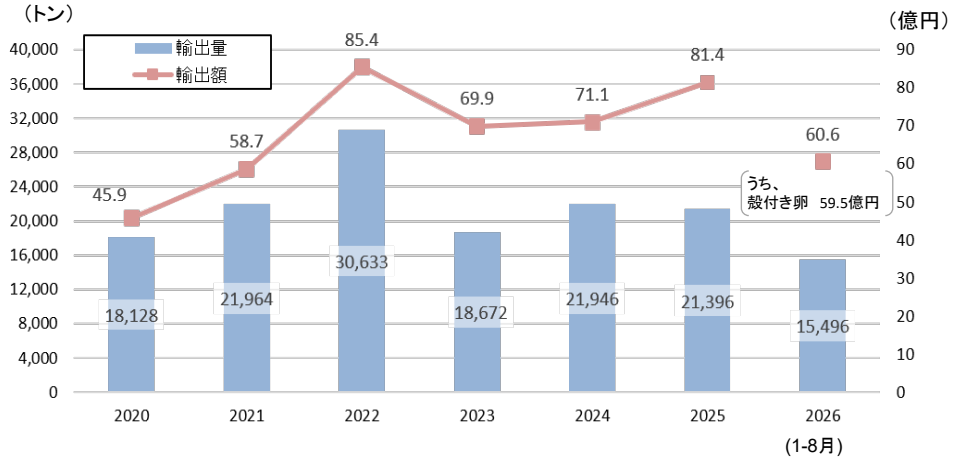
JAPAN CHICKEN 国産チキン あんしんも、おいしさも。

鶏卵の輸出について

最近の輸出実績※

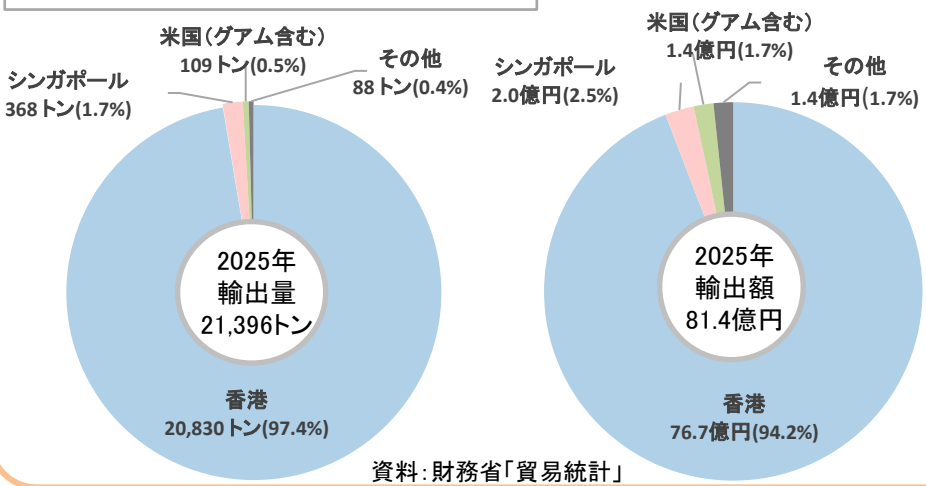
前年比（2025年）金額：115% 数量：97%

前年同期比（2026年1~8月）金額：115% 数量：110%



※ 殻付き卵、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を含まない。

鶏卵の国・地域別輸出実績



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標：109億円

○ 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等

○ 輸出解禁協議中の国・地域
中国　等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞（2026年9月末現在）

	香港（殻付き卵）	香港（卵製品）	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ（殻付き卵）	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ（卵製品）	EU（卵製品）
施設数	260	42	16	6	1

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

○ 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

○ 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応

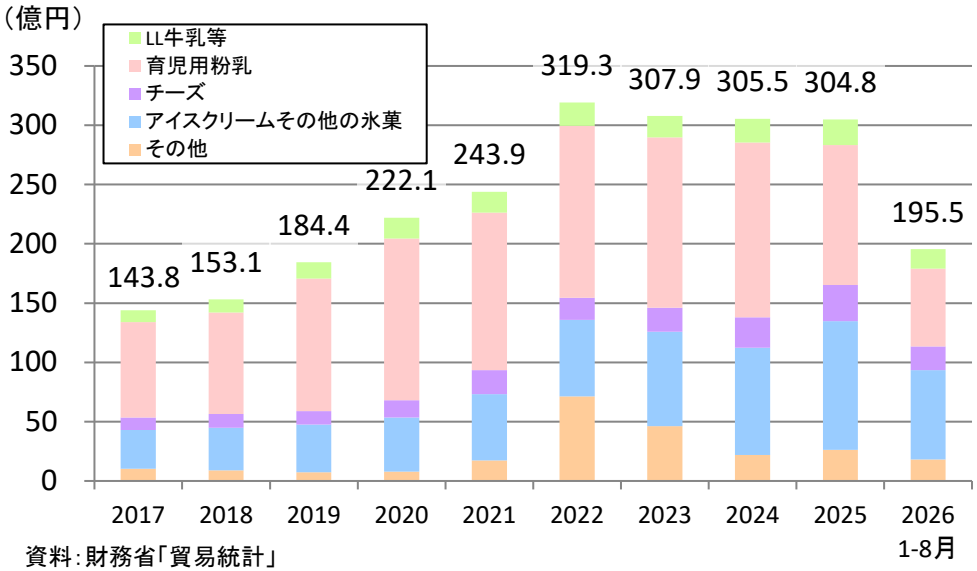
○ 日本産鶏卵の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション

牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

前年比（2025年）99.8%

前年同期比（2026年1-8月）93.5%



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:883億円

○ 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国（チーズ、アイスクリーム等）、タイ、米国、カナダ、EU、中国（第21類（アイスクリームその他の氷菓）のみ） 等

○ 輸出解禁協議中の国・地域
中国（第4類（酪農品）、第19類（ミルクの調製品））、インド、インドネシア、韓国（ヨーグルト等）

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

○ オールジャパンでの日本産牛乳・乳製品の認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション

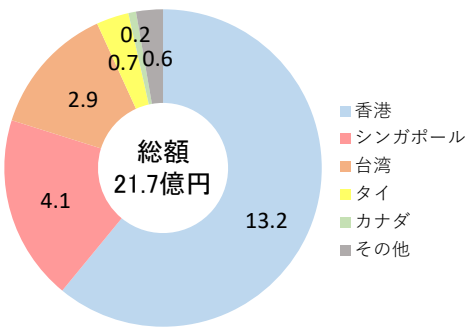
○ 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

JAPAN MILK & DAIRY PRODUCTS

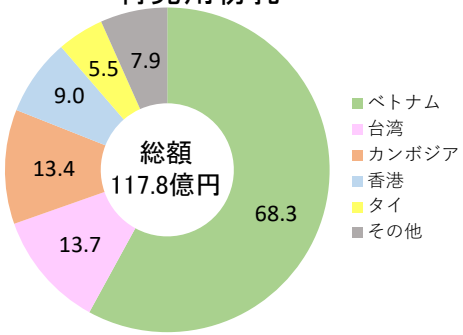
主要品目の国・地域別輸出実績（2025年）

資料：財務省「貿易統計」

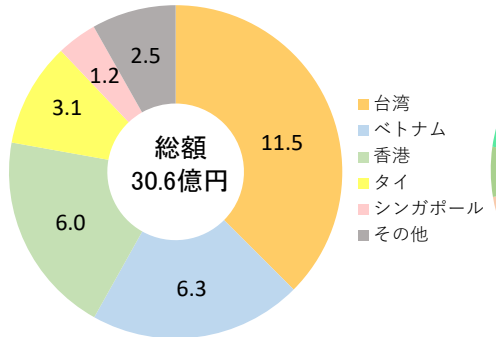
LL牛乳等



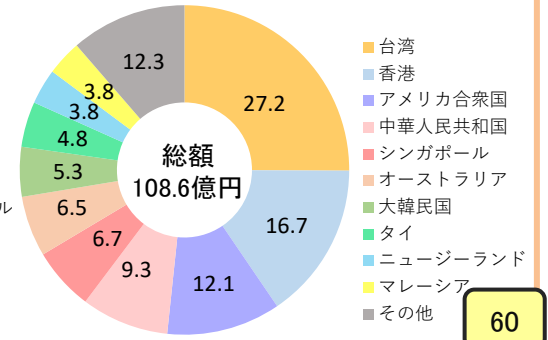
育児用粉乳



チーズ



アイスクリームその他の氷菓



【その他】

持続的な畜産物生産の在り方について①
持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

検討の背景

○　我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。

○　近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、我が国の温室効果ガス排出量の１％を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。

○　また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を図る必要がある。

○　畜産業を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

みどりの食料システム戦略
～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 2040年までに**革新的な技術・生産体系を順次開発**
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その**社会実装を実現**

【畜産分野の具体的取組（例）】
・ 耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
・牛のげっぷ等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発　等

持続的な畜産物生産の在り方
（検討会中間とりまとめ）

- **今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、**みどりの食料システム戦略に位置づけた**技術開発を含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき取組を提示**

（みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含めて畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの）

課題と取組

持続的な畜産物生産を図っていくための課題

○ **畜産に起因する環境負荷**
地球温暖化、水質汚濁、悪臭　等

○ **高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足**
高齢化、規模拡大　等

○ **輸入飼料への過度な依存**
価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、気候変動や世界的な人口増加による供給不安　等

等

課題解決に向けた取組

1．**家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開**
（家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫）
2．**耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大**
3．**国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進**
4．**有機畜産の取組**
5．**その他畜産物生産の持続性に関する取組**
6．**生産者の努力・消費者の理解醸成**

持続的な畜産物生産の在り方について②

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

（1）家畜改良

【生産】家畜改良増殖目標に掲げた**飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良**を引き続き推進

【研究】高い耐病性を有する家畜への改良

（2）飼料給与

【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の**温室効果ガス削減飼料の利用推進**

【研究】**新たな温室効果ガス削減飼料**の探索

（3）飼養管理

【生産】**ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）**の更なる普及

【研究】AIによる事故率の低減等の**高度な飼養管理技術の開発**

（4）家畜衛生・防疫

【生産】埋却地の確保等、更なる**飼養衛生管理基準の遵守徹底**

【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

【生産】水分調整等の適切な実施、**耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進**、堆肥の輸出の検討

【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、**牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築**

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

【生産】**水田**の汎用化の推進による**飼料作物等生産の加速化**、子実用とうもろこし等の**国産濃厚飼料生産の拡大**

【研究】**耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発**等、低コスト化や多収性向上に向けた**子実用とうもろこしの品種開発**、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進

【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

【生産】農場HACCP、**薬剤耐性対策**、労働安全・人権の尊重、**アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及**、**畜産GAP認証**等の更なる推進

【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力：SDGｓの達成に向け、１から５に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について③
持続可能な畜産物生産の取組事例集

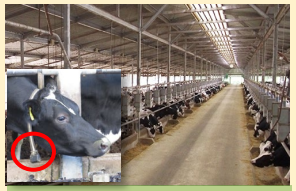
・ 持続可能な畜産物生産の取組を関係者に促していくためには、具体的な取組を示した上で生産現場の知見や経験を活かしつつ、その普及・定着を進めていくことが重要。
・全国各地、各畜種において、良質堆肥の生産、国産飼料の生産・利用、放牧、ICT機器の活用等の持続可能な畜産物生産の取り組みが行われている。

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開（飼養管理）

ICT活用と農場HACCP取得を通じた効率的な乳肉複合経営

（鳥取県東伯郡琴浦町：有限会社 岸田牧場）

◆取組概要
・平成27年に農場HACCPを取得（西日本で初。乳肉複合では全国初）。
・乳用牛の管理はクラウド管理システムを活用し飼料給餌は自動化。
・ICT技術や農場HACCPによる作業工程の教科書化を通じて、業務の効率化を図り、職員の休日を確保（１ヶ月で８日）。
・耕種農家への堆肥供給による地域貢献や自社ブランド牛乳を通じた消費者に顔の見える酪農にも取り組む。


▲クラウド牛群管理システム

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

JAが担う堆肥の高品質化・ペレット化・広域流通

（熊本県菊池市：JA菊地）

◆取組概要
・堆肥の一次発酵は各畜産農家が行い、期間を要する二次発酵による完熟化はJAの堆肥センターで集約的に実施。
・堆肥はJA菊池が県内の耕種地帯の他のJAに販売。
・耕種側にストックヤード等を整備。ストックヤードからの運搬は耕種側で対応。
・堆肥センターにおいて、水分量が低く輸送コストが安価で、かつ専用の散布機械を必要としない「ペレット堆肥」の生産も実施（堆肥生産量の５％）。



▲ペレット堆肥

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売

（山形県天童市：株式会社 なごみ農産）

◆取組概要
・平成29年から、肥育牛全頭・全期間における国産原料100%の飼料給与体系を確立。
・籾米サイレージなど飼料用米由来の原料を中心に10種類以上混合したTMRを給与。
・近年、肥育前期において県産子実とうもろこしの給与試行を開始。県内耕種農家との連携を更に強化し給与量の増加を検討中。
・精肉販売部門を立ち上げ、自社ブランド牛肉の販売を強化。


▲フレコンラップ法による籾米サイレージ調製

4. 有機畜産の取組

国産飼料に立脚したゆとりの有機牛乳生産

（北海道網走郡津別町：有限会社 石川ファーム）

◆取組概要
・平成18年、日本初の有機牛乳JAS認証を取得し、製品販売を開始。
・有機飼料の自家栽培や、有機畑作農家が栽培した飼料用とうもろこしの利用などにより、北海道の平均58%に比べ78%と高い飼料自給率を達成。
・GPSと自動操舵を組み合わせた真空播種機・機械除草や「キャリロボ」等の新技術、TMRセンターの活用や放牧により労働時間を削減。
・酪農教育ファームの認証を取得し、体験・食育活動を通じた消費者の理解醸成にも取り組む。



▲日本初のJAS認証を取得した有機牛乳

持続的な畜産物生産の在り方について④

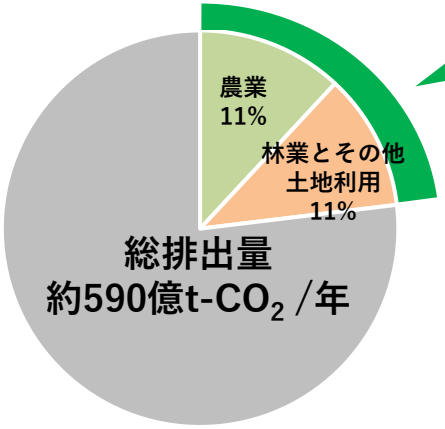
我が国で畜産・酪農に取り組む意義

- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

畜産分野の脱炭素化への取組①
畜産分野の温室効果ガスの排出量

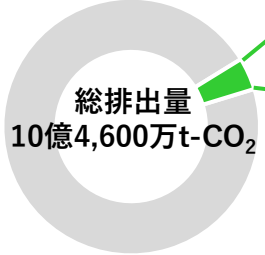
- 世界の温室効果ガス（GHG）排出量は、590億t-CO_2。このうち、農業・林業・その他土地利用の排出は世界の排出全体の22%（2019年）。
- 我が国のGHG総排出量約10億4,600万t-CO_2のうち、農林水産分野由来は4.4%。畜産由来に限れば約１％（農林水産業由来の30%）。
- 畜産由来のGHGは、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するメタン（CH_4）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンと一酸化二窒素（N_2O）。

〇世界の温室効果ガス排出量



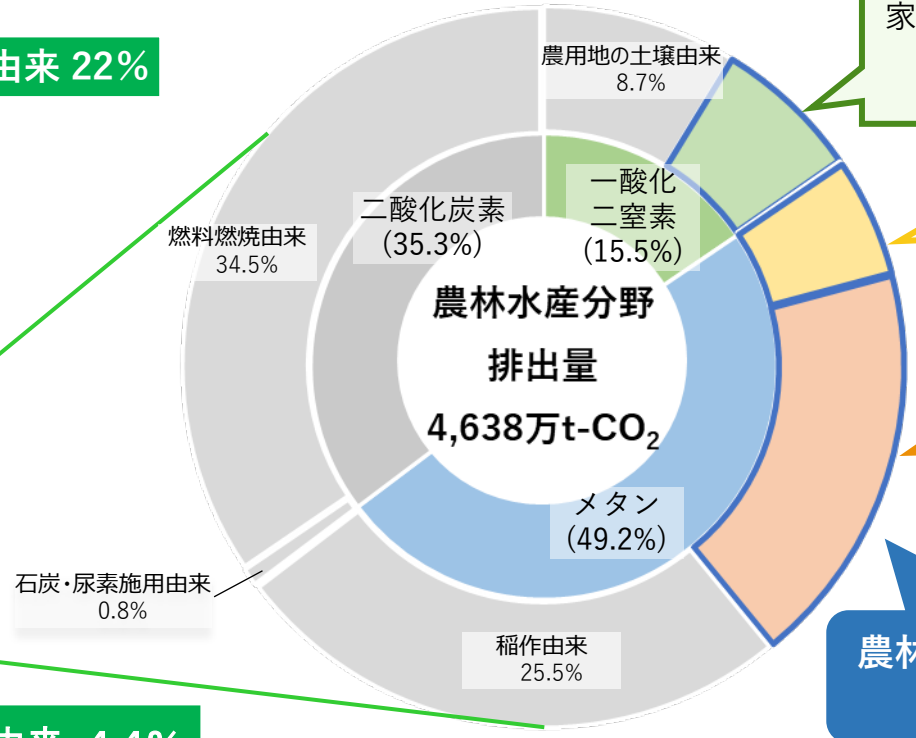
農林業由来 22%

〇日本の温室効果ガス排出量



農林水産分野由来 4.4%
（うち畜産由来 約1%）

〇農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



家畜排せつ物管理由来
307万t-CO_2
(6.6%)

家畜排せつ物
管理由来
248万t-CO_2
(5.3%)

家畜消化管内
発酵由来
846万t-CO_2
(18.2%)

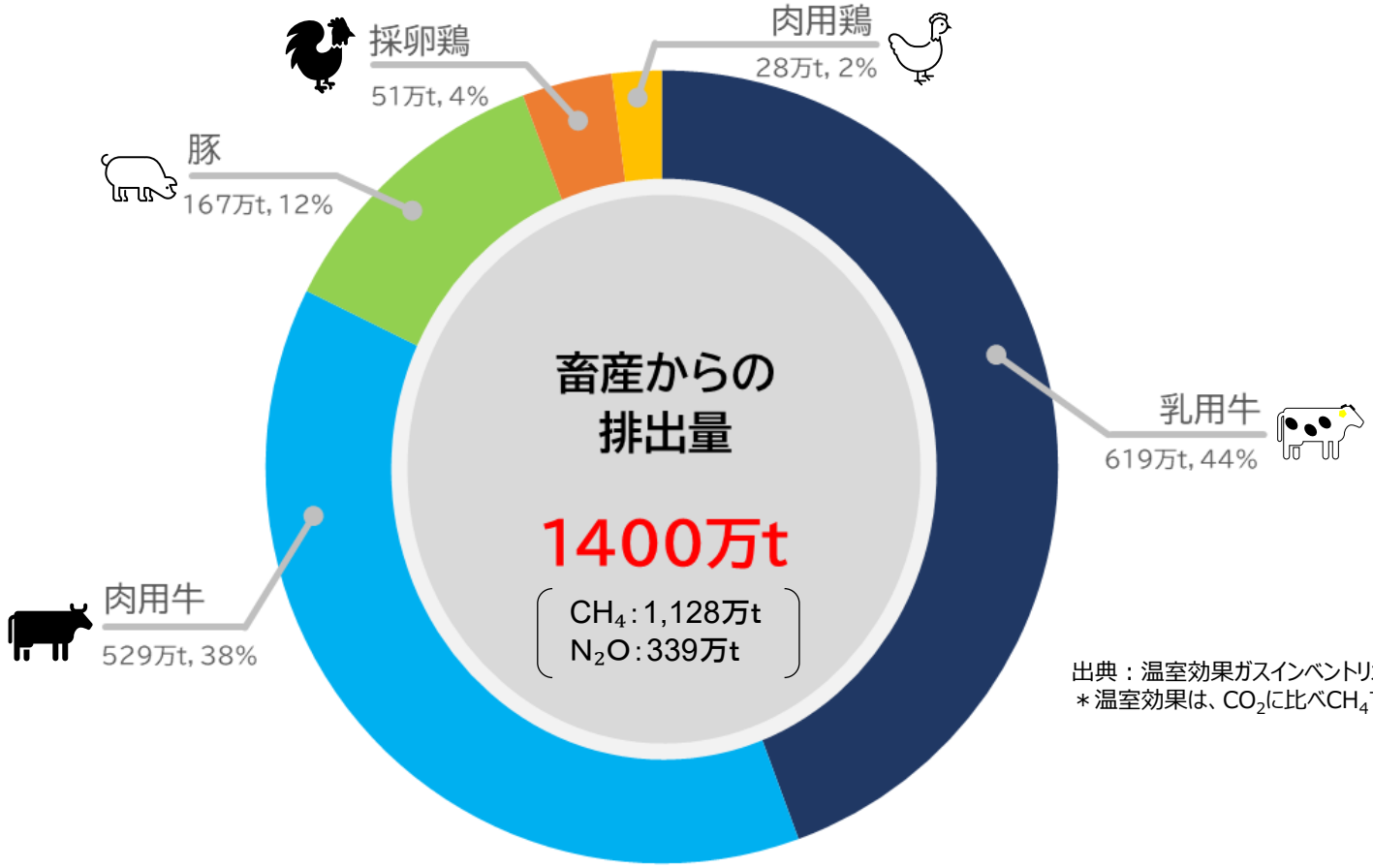
農林水産分野由来のうち
畜産由来 30%

出典：「IPCC第6次評価報告書第３作業部会報告書（2022年）」、
温室効果ガスインベントリオフィス（2024年度）
＊温室効果は、CO_2に比べCH_4で28倍、N_2Oでは265倍。

畜産分野の脱炭素化への取組②
畜産分野の温室効果ガスの排出量

- 畜産由来の温室効果ガス（GHG）は、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するメタン（CH_4）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンと一酸化二窒素（N_2O）であり、牛由来が全体の約８割を占める。

○畜産全体に占める各畜種の割合（CO_2換算-万t）



出典：温室効果ガスインベントリオフィス（2024年度）
＊温室効果は、CO_2に比べCH_4で28倍、N_2Oでは265倍。

畜産分野の脱炭素化への取組③

新たな地球温暖化対策計画における畜産分野の目標と主な削減手法

○ 令和７年２月、新たな地球温暖化対策計画を策定。日本は2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、GHGを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することとした。
○ 今般、畜産分野では初めてとなるGHG排出削減目標を策定し、その達成に向けて対策を進めていく。

地球温暖化対策計画における畜産分野での排出削減目標と対策内容

目標	2030年度	2035年度	2040年度
メタン	22万t-CO_2	57万t-CO_2	154万t-CO_2
一酸化二窒素	7万t-CO_2	20万t-CO_2	49万t-CO_2
合計	29万t-CO_2	77万t-CO_2	203万t-CO_2

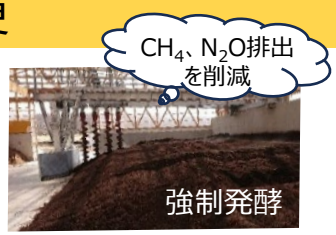
アミノ酸バランス改善飼料の給与

▶ **家畜排せつ物管理から排出される一酸化二窒素を削減します。**



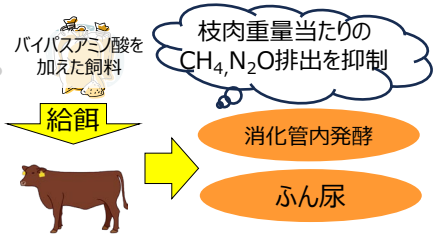
家畜排せつ物の管理方法の変更

▶ **家畜排せつ物管理から排出されるメタン、一酸化二窒素を削減します。**



肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与

▶ **成長促進により、畜産物当たりのメタン、一酸化二窒素を抑制します。**



GHG削減に資する飼料添加物を含む飼料の給与

▶ **家畜の消化管から排出されるメタン（ゲップ）を削減します。**

※ GHG削減効果や安全性が認められた飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノール（3NOP）」及び「カシューナッツ殻液」が活用できます。



畜産分野の脱炭素化への取組④
GHG削減の取組で活用出来る制度等

○ GHG削減の取組には、以下の制度等が活用可能。
○ 生産及び消費の両面からGHG排出削減の推進を図る。

J-クレジット制度

国がGHG削減量をクレジットとして認証し、取引を可能とする制度です。畜産農家もクレジットの販売により収入が得られます。



個別の削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録できる「プログラム型」の活用が効果的です。

「プログラム型」を
今すぐチェック！

みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づき、GHG削減の取組の認定※を受けると、必要な投資への低利融資や、国庫補助事業での優先採択、生産物の消費者へのPR等につながります。

※ 早期出荷なども認定対象。

＜認定事例＞

- ✓ アミノ酸バランス改善飼料を肉用牛に給餌し、家畜排せつ物由来のGHGを削減。
- ✓ 「地球にやさしいお肉」としてブランド化。




都道府県 ⇄ 生産者
① 5か年計画を立て認定申請
② 計画認定

「認定の手引き」を
今すぐチェック！

グリーンな飼養体系加速化事業
（令和7年度補正・令和8年度当初予算）

環境にやさしい飼養技術を取り入れたグリーンな飼養体系の検証、飼養マニュアル・産地戦略の作成を支援します。

＜本事業における環境にやさしい飼養技術＞

- ✓ アミノ酸バランス改善飼料の給与
- ✓ 牛のゲップ抑制に資する飼料添加物の給与
- ✓ 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与



＜補助対象経費＞
検討会開催等に要する費用や試験用飼料代、試験協力費、血液分析費、獣医師等謝金、研修会開催費など。（定額：補助上限300万円/地区）

＜取組主体＞
協議会、都道府県、市町村、JA
※いずれの場合も産地の農業者の参加が必須です

最新情報を
今すぐチェック！

環境負荷低減の取組の「見える化」

（畜産物については、販売実証期間中）

生産に関するGHGの排出と吸収を定量的に算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすくラベル表示できます。

農産物で先行して運用中ですが、畜産物でも、販売実証中であり、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進していきます。





※販売実証中商品は次頁

畜産分野の脱炭素化への取組⑤

畜産物（生乳・牛肉）の環境負荷低減の取組の「見える化」に関する販売実証中の商品

○　令和８年３月より、「実証用みえるらべる」を牛乳乳製品・牛肉の商品やPOPに表示し販売する実証を開始。

生乳

環境三ツ星牛乳
（タカナシ乳業（株））

温室効果ガス ★★★ 削減

北海道根釧地区の生産者が自給飼料の利用や放牧等の取組により生産した生乳を使用した牛乳です。



・販売店舗：**首都圏を中心とした一部店舗、コープはまなか、タカナシミルクWEB SHOP、TAKANASHI Milk RESTAURANT（期間限定）**

生乳

フードプラン熊本阿蘇すこやか牛乳
（らくのうマザーズ（熊本県酪農業協同組合連合会））

温室効果ガス ★★★ 削減

らくのうマザーズ管内3件の生産者が自給飼料の利用や家畜排せつ物の強制発酵等の取組により生産した生乳を使用した牛乳です。



・販売店舗：**コープこうべシーア店など**
計84店舗（兵庫県、大阪府））
※販売実証期間：４月１日～ ８月31日

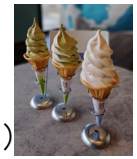
生乳

フレッシュチーズ・ソフトクリーム
（（株）石川牧場）

温室効果ガス ★★ 削減

宮崎県の石川牧場で、自給飼料の利用や放牧等の取組により生産した生乳を使用したフレッシュチーズやソフトクリームです。





・販売実証店舗：
石川牧場CHEESE FACTORY（道の駅高岡ビタミン館内（宮崎県）

牛肉

サステナブル和牛熟
（（株）熟豊ファーム）

温室効果ガス ★★★ 削減

島根県の熟豊ファームで、地元産の飼料や食品副産物を活用し、環境に配慮して生産された国産黒毛和牛（経産牛）です。



・販売店舗：
銀閣寺大西 本店など計18店舗
（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県）

牛肉

牛肉（交雑牛）
（（株）長州牧場）

温室効果ガス ★★ 削減

山口県の長州牧場で、家畜排せつ物の強制発酵によるメタン発生の抑制等の取組により生産された交雑牛です。



・販売店舗：
サンプラザ三日市駅前店など
（大阪府）

牛肉

くまもと黒毛和牛 和王
（（株）チャレンジファーム生産分）

温室効果ガス ★ 削減

熊本県のチャレンジファームで、国産飼料の利用等の取組により生産されたブランド牛くまもと黒毛和牛 和王です。

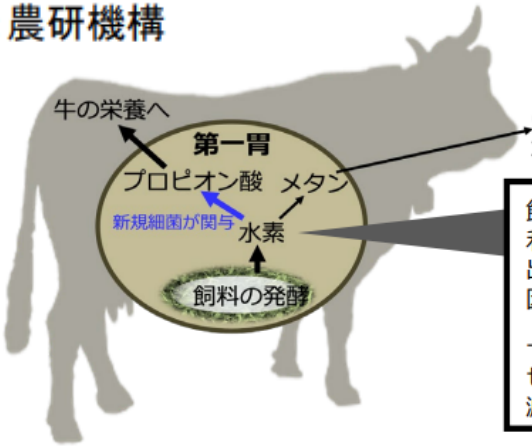


・販売店舗：
サンプラザ三日市駅前店など
（大阪府）

畜産分野の脱炭素化への取組⑥
GHG削減技術の研究開発

○　畜産由来のGHGであるメタンの産生が少なく、プロピオン酸濃度の高い乳用牛の第一胃内に特徴的に多く存在する新規細菌を特定し、分離に成功。新種の細菌はプロピオン酸の前駆物質を多く産生することで、メタン産生の抑制に関与することを解明。
○　飼料エネルギーの6～12%がロスになるメタン産生を、牛の栄養となるプロピオン酸産生に代えることで、GHG削減と生産性向上を両立する技術につながる可能性。

研究機関：農研機構

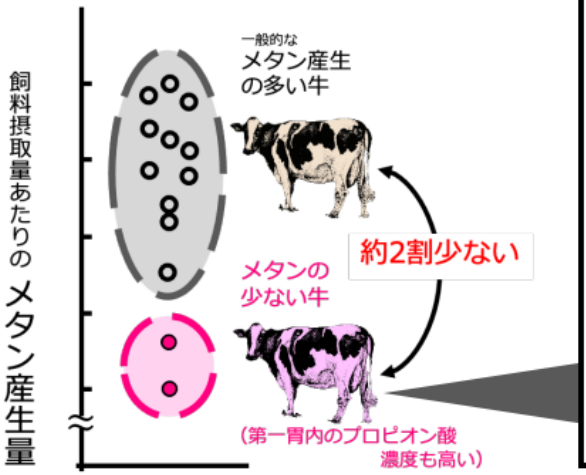


飼料の発酵で生じる水素がメタン産生に利用されると、げっぷとして大気中に放出され、温室効果ガスとして温暖化の原因になる。

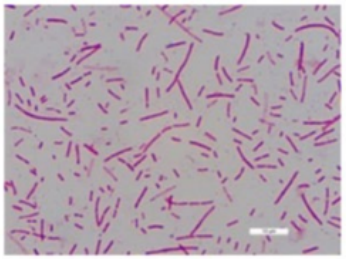
一方、水素をプロピオン酸産生に利用させると牛の栄養になり、メタン産生の低減も可能。

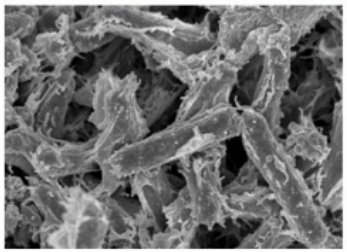
農研機構にある、国内唯一の牛用の生体ガス精密測定装置





低メタン産生牛から分離された新規細菌種
Prevotella lacticifex
（プレボテラ ラクティシフェックス）



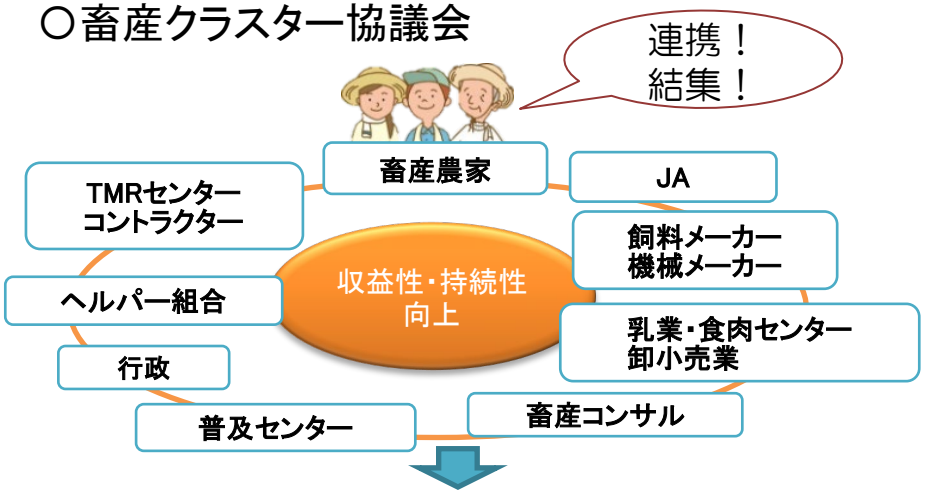


プロピオン酸の前駆物質を多く産生する特徴がある

畜産クラスターの支援状況 （H26当初～R7補正）

- 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- 令和7年度補正からは、農業構造転換集中対策として、**収益性に直ちに結びつかない取組も支援（持続性向上タイプ）。**

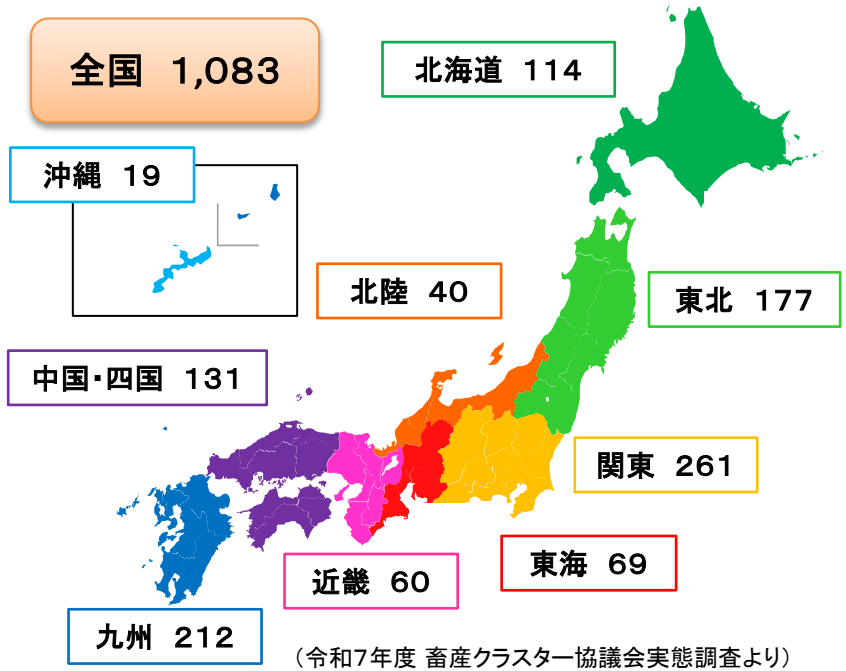
○畜産クラスター協議会



畜産クラスター計画

- 収益性や持続性向上のための取組内容
- 中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容
- 収益性や持続性向上の目標　　等

○畜産クラスター協議会の設立状況



（令和7年度 畜産クラスター協議会実態調査より）

○協議会が対象としている畜種

畜種	酪農	肉用牛	養豚	肉養鶏	採卵鶏
協議会数	486	657	306	115	193

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は上図（全国1,083）と一致しない。

畜産クラスターの取組事例①

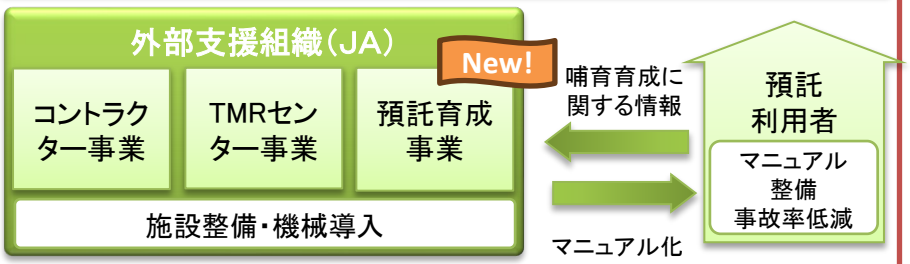
酪農（北海道）

地域の子牛の哺育・育成を一括化し適切な管理方法を普及

○現状と課題
- 離農跡地の引き受けにより、意欲ある経営体の作業が増加
- 作業負荷の大きい哺育育成について、管理の外部化が必要

○畜産クラスター事業の活用・効果

・JAが新たに哺育・育成センターを設立
・地域の酪農家の哺育方法を調査、マニュアルを作成し、普及



効果
- 哺育育成に係る労働負担が低減され、搾乳に充てられる時間が増える
- マニュアルの横展開により、地域の子牛事故率の低下を目指す

○目指す姿
- 分業による効率化を進めつつ、飼養管理を高度化することで、コストが低減し、地域全体で経営が安定

肉用牛（宮崎県）

JAが核となった肉用牛農家の担い手育成と子牛の価値の向上

○現状と課題
- 子牛価格が低く、地域の繁殖雌牛頭数も減少している
- 担い手育成による生産基盤強化と魅力ある子牛づくりが必要

○畜産クラスター事業の活用・効果

・JAが施設整備・家畜導入をして、担い手にリース
・子牛価格向上に向けた調査・実証も実施



効果
- 地域を支える担い手が育成され、生産基盤が強化
- データに基づいて飼養管理が改善され、子牛の品質・価格が向上

○目指す姿
- 地域全体で、子牛の資質が向上し、子牛市場が活性化することで、担い手（繁殖農家）の経営が安定

畜産クラスターの取組事例②

養豚

（京都府）

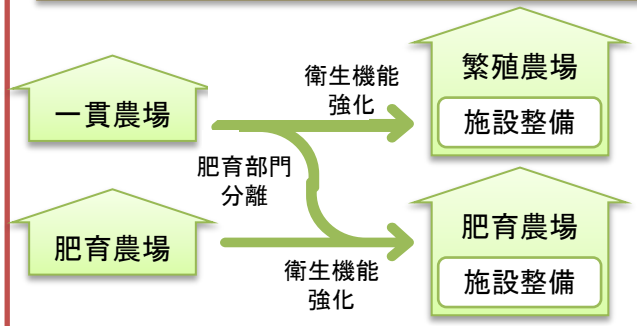
ツーサイト方式への転換により衛生管理の効率化・高度化を実現

○現状と課題

- 家畜伝染病防止のため、飼養衛生管理の効率化とリスク管理体制の構築が必要

○畜産クラスター事業の活用・効果

・施設整備事業により、繁殖部門と肥育部門を別農場に分ける（ツーサイト）方式に転換



ツーサイト化

施設整備事業を活用し、

①一貫農場に分娩豚舎を整備し、繁殖農場に転換

②堆肥乾燥処理施設を新設し、農場内の作業動線を整理

効果
- ツーサイト方式に移行し、部門ごとに衛生管理を強化することで、事故率が低下し、子豚の生産成績が向上

○目指す姿

- 衛生管理水準の向上を通じた生産性向上により、モデル的な経営として、府内養豚農家へ取組を横展開

飼料

（北海道）

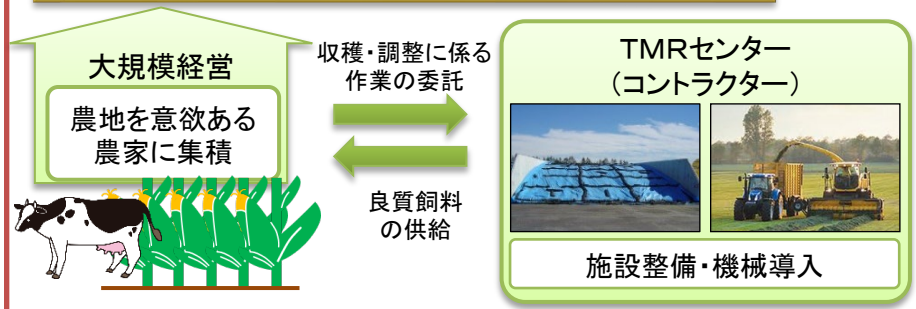
TMRセンターによる作業効率化、粗飼料の品質向上

○現状と課題

- 離農が進み農地が集約化されつつあるが、労働力不足により、各農家における飼料生産作業が負担

○畜産クラスター事業の活用・効果

・新たにTMRセンターを整備し、粗飼料生産を担う



効果
- 粗飼料生産に係る労働負担が低減され、搾乳に充てられる時間が増える
- 計画的な草地更新により、粗飼料品質が向上

○目指す姿

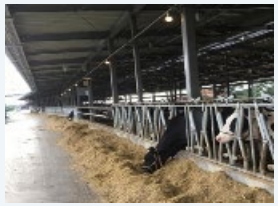
- TMRセンターにより、飼料が安定的に供給されることで、新規参入者も含め、地域の酪農経営の負担が軽減
- 他地域にも飼料を広域販売し、国産飼料の利用を促進

畜舎特例法について

・畜産業の国際競争力の強化のために、**省力化機械の導入**や**規模拡大による効率化**に取り組む必要
・畜舎を建築する場合、建築基準法の基準に基づく必要があるが、**建築コストが経営実態からみて過大**

令和４年４月１日　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（畜舎特例法）施行

畜舎建築利用計画を作成し都道府県知事の認定を受けた場合に、
建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築等をすることが可能。



令和５年４月１日　畜舎特例法の対象に保管庫等を追加（省令改正）

対象となる畜舎等

○**畜舎**、**堆肥舎**、 **倉庫・車庫**※、**排水処理施設及び発酵槽等**
※畜産経営に必要な物資等を保管するものに限る
○**市街化区域外・用途地域外**の地域に建築
○**高さ16m以下**の**平屋**で居住のための居室を有さないもの
○**建築士が設計**したもの

畜舎特例法の活用により期待されるメリット

◆ 畜舎の早期利用開始による収入の増加
・3,000㎡以下の畜舎の審査が簡素化・短縮
・工事完了時は届出のみで利用開始が可能
◆ 建築コストの削減
・審査手数料等の低減
・構造に係る基準の緩和による部材の低減
・海外部材による軽量の膜構造畜舎の活用

認定状況

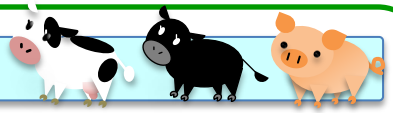
令和８年３月31日時点

都道府県	認定件数	R7	R6	R5	R4	都道府県	認定件数	R7	R6	R5	R4	都道府県	認定件数	R7	R6	R5	R4
北海道	136	44	29	28	35	石川県	8	6	2	0	0	岡山県	5	1	1	2	1
青森県	13	5	3	5	0	福井県	0	0	0	0	0	広島県	7	1	2	1	3
岩手県	41	15	12	6	8	山梨県	3	0	1	1	1	山口県	1	0	0	0	1
宮城県	33	6	8	9	10	長野県	13	5	3	3	2	徳島県	1	0	0	1	0
秋田県	4	1	1	2	0	岐阜県	20	4	6	4	6	香川県	6	0	1	0	5
山形県	16	4	2	3	7	静岡県	5	1	0	4	0	愛媛県	3	2	0	0	1
福島県	18	3	8	5	2	愛知県	42	7	9	12	14	高知県	10	3	3	1	3
茨城県	36	9	8	8	11	三重県	13	5	2	2	4	福岡県	7	5	1	1	0
栃木県	41	11	9	10	11	滋賀県	5	0	2	0	3	佐賀県	4	1	2	0	1
群馬県	57	10	13	9	25	京都府	2	0	0	1	1	長崎県	10	1	1	4	4
埼玉県	8	3	0	3	2	大阪府	2	0	1	1	0	熊本県	25	3	12	4	6
千葉県	44	9	16	14	5	兵庫県	17	8	3	4	2	大分県	10	2	1	4	3
東京都	1	1	0	0	0	奈良県	1	1	0	0	0	宮崎県	73	13	15	17	28
神奈川県	5	2	1	2	0	和歌山県	1	0	0	1	0	鹿児島県	51	18	3	20	10
新潟県	9	0	4	2	3	鳥取県	0	0	0	0	0	沖縄県	9	1	1	5	2
富山県	0	0	0	0	0	島根県	10	1	1	2	6	**合計**	**826**	**212**	**187**	**201**	**226**

← 畜舎特例法の詳細はこちら
◎手続については、建築予定の都道府県の畜産担当課にご相談ください。

畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



● **畜産クラスター事業　【R7補正（一部基金）】：534億円（所要額）の内数**

畜産クラスター計画に位置付けられた畜産農家等が行う、畜舎の整備、既存畜舎の補改修を支援します。

R7補正予算では、家畜衛生や鳥獣害対策など、収益性に直ちに結びつかないものの、経営の持続性を向上させる取組に必要な施設整備・機械導入を支援します（持続性向上タイプ）。

（補助率：1／2以内
支援対象者：中心的な経営体）

● **畜産経営体質強化支援資金融通事業　【R7補正（基金）】**

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備や機械の導入など経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を長期・低利（当初5年間は無利子）の借換資金により軽減します。

（融資枠：32億円（既存基金を活用、R8/3月末時点）
基金管理団体：民間団体）

● **強い農業づくり総合支援交付金　【R8当初】：120億円の内数**

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

（交付率：都道府県へは定額
（事業実施主体へは事業費の1／2以内等））

【酪農・畜産】簡易畜舎を整備したい



● **酪農経営支援総合対策事業**
【R8ALIC事業】：48億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：生産者団体等）

● **肉用牛経営安定対策補完事業**
【R8ALIC事業】：42億円の内数

生産者集団等（生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等）が行う、繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎（育成牛舎を含む。）の整備、器具機材の導入等を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県団体、民間団体）





簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等
木造・パイプハウスの場合
・ 500㎡以下
鉄骨の場合
・ 200㎡以下　　等

家畜の導入等に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を導入したい



● **畜産クラスター事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業**

【R7補正（基金）】:38億円（所要額）

・ 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付します。

（奨励金：10万円/頭（希少な父牛に由来する繁殖雌牛の場合は15万円/頭）
事業実施主体：民間団体）

● **肉用牛経営安定対策補完事業　【R8ALIC事業】:42億円の内数**

・ 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保

生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

（補助率：定額（6万円／頭、9万円／頭）
事業実施主体：都道府県団体、民間団体）

【酪農】乳用後継牛を確保したい



● **乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業　【 R7補正】:41億円**

・ 長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、乳用後継牛の生産において、長命連産性能力の高い種雄牛の精液等を利用する取組等に対して奨励金を交付します。

（補助率：定額（6千円以内／回、9千円以内／回）
事業実施主体：民間団体等）

● **酪農経営支援総合対策事業　【 R8ALIC事業】:48億円の内数**

・ 後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。

（補助率：定額（広域預託 上限3．1万円／頭）
事業実施主体：民間団体等）

【酪農・畜産】施設整備と一体で家畜を導入したい

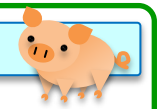


● **畜産クラスター事業【 R7補正（一部基金）】:534億円（所要額）の内数**

・ 施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

（補助率：1／2以内（上限有）
支援対象者：中心的な経営体）

【養豚】優良種豚を導入したい



● **養豚経営安定対策補完事業　【R8ALIC事業】:3億円の内数**

・ 生産コストの低減を図るため、生産者集団等による優良純粋種豚の導入等を支援します。

（補助率：1／2以内、1／3以内（上限有）
事業実施主体：民間団体等）

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



● **酪農経営支援総合対策事業　【R8ALIC事業】:48億円の内数**

①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。

（補助率:定額、1／2以内　等
事業実施主体:生産者団体等）

● **肉用牛経営安定対策補完事業　【R8ALIC事業】:42億円の内数**

肉用牛ヘルパー（肉用牛農家が相互に助け合う取組）を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。

（補助率:1／2以内
事業実施主体:生産者団体等）

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



● **畜産クラスター事業【R7補正（一部基金）】:534億円（所要額）の内数**

● **酪農経営支援総合対策事業　【R8ALIC事業】:48億円の内数**

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。

（補助率:定額、1／2以内
事業実施主体:民間団体）

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



● **畜産クラスター事業**
【R7補正（一部基金）】:534億円（所要額）の内数

畜産クラスター計画に位置付けられたCS（キャトルステーション）、CBS（キャトルブリーディングステーション）の整備等を支援します。

（補助率:1／2以内　支援対象者:中心的な経営体）

● **酪農経営支援総合対策事業【R8ALIC事業】:48億円の内数**

乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。

（補助率:定額（上限3.1万／頭）、事業実施主体:民間団体等）

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



● **畜産クラスター事業**
【R7補正（一部基金）】:534億円（所要額）の内数

地域の畜産関係者が連携して国産飼料の生産・利用に取り組むために必要な、TMRセンターにおける施設整備・機械導入を支援します。特に持続性向上タイプでは、バンカーサイロの補改修も対象となります。

（補助率:1／2以内　支援対象者:飼料生産組織等）

● **強い農業づくり総合支援交付金　【R8当初】:120億円の内数**

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

（補助率:1／2以内　支援対象者:農業者の組織する団体等）

● **飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち**
飼料生産組織の人材確保・育成等支援【R8当初】:18億円の内数

オペレーター確保のための採用活動、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、持続性を高める取組事例の調査等を支援。

（①採用活動　30万円/人以内、　研修　60万円/人以内
②各種免許・資格の取得：
大型、大型特殊、けん引免許等　20万円/人以内、
農業機械整備技能士:1万円/人以内
支援対象者:生産者集団等）

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
飼料生産組織の運営強化支援【R7補正】:154億円の内数

①飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械導入や簡易倉庫の設置などの取組や②畜産農家等と長期契約し、規模拡大をする取組（拡大分面積払い）を支援。

（補助率:①1／2以内、②定額、支援対象者:生産者集団等）

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業①

飼料生産組織を強化したい

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
飼料生産組織の運営強化支援　R7補正：154億円の内数

・飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置などの取組を支援します。〔補助率：1／2以内、支援対象者：生産者集団等〕

・飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産販売、作業受託等の規模拡大を行う取り組みを支援します（拡大分）。

（1年目：12,000円/10a以内、2年目：5,000円/10a以内
支援対象者：生産者集団等）

● **飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち**
飼料生産組織の人材確保・育成等支援　R8当初：18億円の内数

オペレーター確保のための採用活動、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、持続性を高める取組事例の調査を支援します。

（①採用活動　30万円/人以内、研修　60万円/人以内
②各種免許・資格の取得：20万円/人以内（大型、大型特殊、けん引等）
1万円/人以内（農業機械整備技能士）
支援対象者：生産者集団等）

● **畜産クラスター事業　R7補正：534億円（所要額）の内数**

地域の畜産関係者が連携して国産飼料の生産・利用に取り組むために必要な、TMRセンターにおける施設整備・機械導入を支援します。特に持続性向上タイプでは、バンカーサイロの補改修も対象となります。

〔補助率：1／2以内、支援対象者：畜産農家等〕

● **強い農業づくり総合支援交付金　R8当初：120億円の内数**

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

〔補助率：1／2以内、支援対象者：農業者の組織する団体等〕

中山間地域で飼料生産や放牧をしたい

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
中山間地域飼料増産活性化対策　R7補正：154億円の内数

中山間地域の実情を踏まえた「飼料増産活性化計画」の作成、飼料増産活動や活動に必要な機械導入等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内、支援対象者：農業者集団等〕

国産飼料の利用を拡大したい

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）　R7補正：154億円の内数

長期の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行いつつ、国産飼料を供給拡大し、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します（基準年からの拡大分数量払い）。

	耕種農家	畜産農家
①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内	7,800円/t以内
②子実用とうもろこし	12.200円/t以内	12,000円/t以内

支援対象者：耕種農家等、畜産農家等
（基準年を3年間固定とし、単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%）

国産飼料の販売を拡大したい

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
耕畜連携及び供給拡大の促進対策（供給型）　R7補正：154億円の内数

飼料生産者が品質表示とともに国産飼料の販売を拡大する取組に対して奨励金を交付します（前年度からの拡大分数量払い）。

（①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草：8,300円/t以内
②子実用とうもろこし：12,200円/t以内
支援対象者：国産飼料生産者）

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
国産飼料の流通推進・利用拡大対策　R7補正：154億円の内数

国産粗飼料取扱業者（販売業者）が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します（拡大分）。

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2千円/t以内	5千円/t以内	10千円/t以内	15千円/t以内	20千円/t以内

支援対象者：飼料販売業者等　※効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり

● **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
国産飼料流通拠点整備対策　R7補正：154億円の内数

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。

〔補助率：1／2以内、支援対象者：民間団体等〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業②

子実用・青刈りとうもろこし等の飼料作物を生産したい

● 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産濃厚飼料生産の推進
R8当初：18億円の内数

子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、支援対象者：生産者集団等 〕

● 水田活用の直接支払交付金等
R8当初：2,752億円

水田を活用して、飼料作物等を生産する農業者や高収益作物の導入・定着等を図る取組等を支援します。

①飼料作物：3.5万円/10a ※1
②子実用とうもろこし支援※2 ：1万円/10a
支援対象者：販売農家等

※1：多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a
※2：「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた取組の場合、①に加えて支援

● 畑地化促進事業
R7補正：195億円

水田を畑として利用し、飼料作物等の畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援します。

①畑地化支援： 7万円/10a
②定着促進支援：2.0万円/10a×５年間 または 10.0万円/10a（一括）
支援対象者：販売農家等

※畑地化の取組は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外する取組を指す

● 畑作物産地形成促進事業
R7補正：135億円

実需者との結びつきの下で、子実用とうもろこし等の生産性向上等に取り組む生産者を支援します。〔 子実用とうもろこし：4万円/10a、支援対象者：販売農家等 〕

※本事業の支援を受ける場合、「水田活用の直接支払交付金」の①は支援対象外（②は対象）

● 飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援
R8当初：52億円

輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限 に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

①飼料生産等に基づく良質な飼料生産：15,000円/ha
②飼料の有機栽培：青刈りとうもろこし等　45,000円/ha、牧草　15,000円/ha
支援対象者：酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会 ※①と②の取組は重複不可

持続的な飼料産地を形成したい

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援
R7補正：154億円の内数

生産性の高い持続可能な飼料産地形成に向けて、労働力不足などの地域の抱える課題解決を図るため、飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の生産・利用の連携体制（地域モデル）の構築・強化を図るための総合的な実証を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、支援対象者：協議会等 〕

草地の整備・改良をしたい

● 草地関連基盤整備＜公共＞
R8当初：3,365億円の内数

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備を実施します。〔 補助率：1／2等、実施主体：都道府県等 〕

● 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進＜公共＞
R7補正：326億円の内数

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等の整備を推進します。〔 補助率：1／2以内等、実施主体：都道府県等 〕

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち 草地改良技術等普及対策
R7補正：154億円の内数

裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術などの現地実証を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、支援対象者：農業者団体等 〕

新飼料資源を活用したい

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち 新飼料資源の利用拡大対策
R7補正：154億円の内数

新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、支援対象者：民間団体等 〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、
①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況(2026年9月25日時点)

単位:農場

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP畜産認証取得農場数	延べ294	67	70	55	59	18	実数:269農場

注1:1つの経営体で複数の畜種において認証取得している農場があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。
2:年度途中での認証の返上や品目の変更については反映していない。

・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。

＜審査認証機関＞

公益社団法人中央畜産会　JGAP認証農場の公表について | JLIA | 公益社団法人 中央畜産会 (lin.gr.jp)
エス・エム・シー(株)　JGAP認証農場一覧 | エス・エム・シー株式会社(S.M.C) (swine-smc.co.jp)
鹿児島大学共同獣医学部　JGAP認証推進室 | 鹿児島大学　共同獣医学部 (kagoshima-u.ac.jp)

酪農・畜産農家向けの金融支援策について

資材価格の上昇等により、資金繰りに困っている場合

農林漁業セーフティネット資金による長期・低利融資

・**貸付当初５年間**は、**金利負担が軽減**されます。

更に、**実質無担保・無保証人**での融資が受けられます。

・物価高騰等の影響を受けた場合は、

年間経営費等の6/12※又は600万円の限度額が別枠で措置されます。

※ 簿記記帳を行っている場合

～農林漁業セーフティネット資金の概要～

公庫資金

償還期限：**15年以内（据置3年以内）**

借入金利：**2.35%～3.25%（R8.10.20現在）**
貸付当初５年間の**金利負担軽減措置**（最大2.0%の引下げ）

限度額：**年間経営費等の6/12※ 又は600万円以内**
物価高騰の影響を受けた場合、
年間経営費等の6/12※ 又は600万円以内を別枠で措置

借り入れた資金の返済に困っている場合

返済猶予等の条件変更

・ 金融機関に対し、繰り返し、**畜産経営者に対する償還猶予**や**資金繰り等の支援**を要請しています。

さらに、返済の負担を軽減したい場合は、

長期・低利の借換

専門家による経営指導により抜本的な経営改善を図る酪農・肉用牛、養豚農家

～畜産リノベ資金の概要～

ALIC事業

・**経営指導**とセットで、**毎年の返済額**について、**長期・低利**での**借換融資**が受けられます。

償還期限：
肉用牛・酪農　25年以内（据置5年以内）
養豚　15年以内（据置5年以内）
借入金利：3.40%（R8.10.20現在）

継続的な経営指導は必要としないものの一時的な資金繰りが必要な酪農・肉用牛農家

～酪肉支援資金の概要～

R7～8年度ALIC事業

・**３年分の返済額**について、**長期・低利**での**借換融資**が受けられます。

償還期限：**25年以内（据置5年以内）**
借入金利：**3.40%（R8.10.20現在）**

（※）畜産農家のみなさまへ

金融機関に融資や条件変更を相談する際には、
早めの情報共有や**経営を見直す柔軟な姿勢**も**重要**です。

最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。

総合的なTPP等関連政策大綱（畜産関係抜粋）

令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定

Ⅱ　ＴＰＰ等関連政策の目標　３　分野別施策展開

（1）農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の**生産基盤を強化**するとともに、新市場開拓の推進等、**確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。**ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、**輸出拡大のペースを加速する。**

- 官民一体となった海外での**販売力の強化**
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく**輸出産地の育成・展開**
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための**知的財産対策強化**

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など**収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化**することにより、**畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。**国産チーズ等の競争力を高めるため、**原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進**する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、**肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化**や、**それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進**する。

②経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、**経営安定対策の充実等の措置を講ずる。**

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、**畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施**する。

- 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）及び肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について、法制化し、補填率を引き上げ（8割→9割）、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
- 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
- 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

（3）知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示（GI）や植物新品種及び**和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守る**ことで、**農林水産物の輸出を促進**する。

Ⅲ　今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、**既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保する**ものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

Ⅳ　政策大綱実現に向けた主要施策　３　分野別施策展開

（1）農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は**生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化**、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や**和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化**、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援）

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

（畜産クラスター事業による**中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充**、これを後押しする**草地の大区画化**、スマート農業実証の加速化、**和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上**、畜産物のブランド化等の高付加価値化、**自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策**、家畜防疫体制の強化、**食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策**及び**生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上**、技術研修、**国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策**）

○農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の着実な実施

②経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり

（3）知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

（和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進）